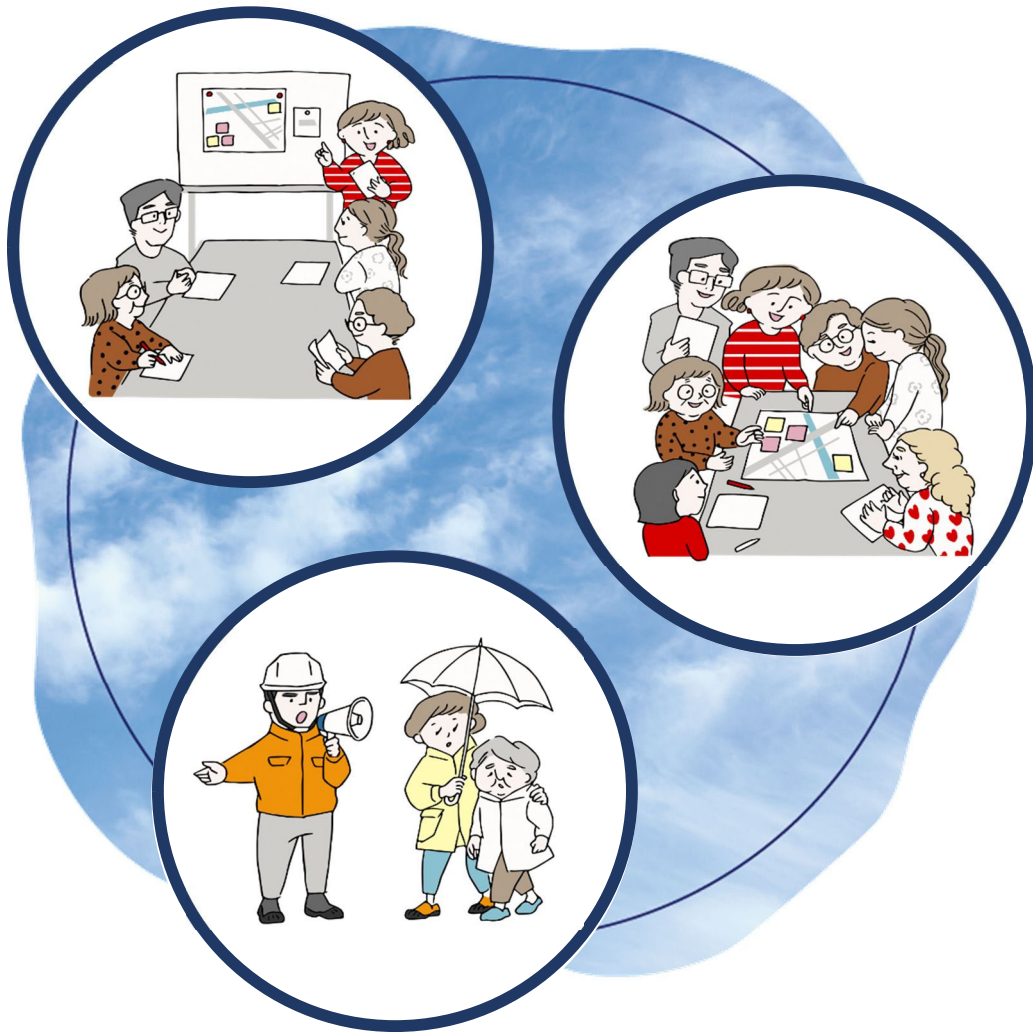


避難行動要支援者の個別避難計画 取組事例集



この事例集は、これから個別避難計画の作成・見直し等をとおして
よりよい避難支援体制の構築に取り組む市町村担当者の皆さんの業務を
支援することを目的に作成しました。

令和5年（2023年）3月





【出典】 写真上左 熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：熊本県
写真上中 熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：警察庁
写真上右 熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：大分市消防局
写真下左 熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：人吉下球磨消防組合消防本部
写真下右 熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：下関市消防局

一人ひとりが確実に避難できるように

近年の度重なる災害の教訓から、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、心身の状況や居住実態、想定される災害などの個々の状況に応じて、誰が、どこに、どのように避難支援等を行うかを具体的に定めた「個別避難計画」の作成が、全国的に推進されています。

本県においても、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨を経験し、“一人ひとりが確実に避難できる避難支援体制づくり”をめざし、市町村における個別避難計画の作成・見直し等を支援する取組みを行っています。

本事例集では、令和4年度（2022年度）市町村支援事業「避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業」のなかで実施した、県内複数のモデル地区における取組み成果等についてまとめています。

この事例集が、これから個別避難計画の作成・見直し等を通して避難支援体制の構築に取り組む市町村担当者の皆様の参考になれば幸いです。

Contents

1	避難行動要支援者の避難行動支援	
	・ 制度の変遷	… P 2
	・ 制度の概要（解説）	… P 3
2	令和4年度（2022年度）市町村支援事業の概要	
	・ 事業の目的	… P 11
	・ 基本的な事業のながれ	… P 12
	・ 活用ガイド（事例集・DVD）	… P 19
3	モデル地区の取組事例紹介	
	■ 人吉市 北願成寺町	… P 23
	～自主防災組織が取り組む！ 地区防災計画と共に進める個別避難計画づくり～	
	■ 御船町 西木倉地区	… P 29
	～“緊急安心カード”を活かす 平時の見守り活動からの個別避難計画づくり～	
	■ 高森町 横町地区	… P 35
	～防災×福祉の自主防災組織がサポート！ 本人と家族が考える個別避難計画づくり～	
	■ 荒尾市 助丸区	… P 41
	～高齢者いきいきサロンの支え合い活動による 助け合いの丸いコミュニティづくり～	
	■ 天草市佐伊津町 ほんどの森区	… P 47
	～頼れるリーダー！を中心に みんなで考える安全・安心な地域づくり～	
	■ 天草市楠浦町 上の原区	… P 53
	～みまもりボランティア活動の体制を活かした 避難支援の仕組みづくり～	
4	巻末資料	
	・ 優良事例の紹介コラム	… P 59
	・ よくある質問（Q&A）	… P 64
	・ 【参考】災害対策基本法（抜粋）	… P 66
	・ 【参考】様式集	… P 70

1

避難行動要支援者の避難行動支援

- ・ 制度の変遷 … P 2
- ・ 制度の概要（解説） … P 3

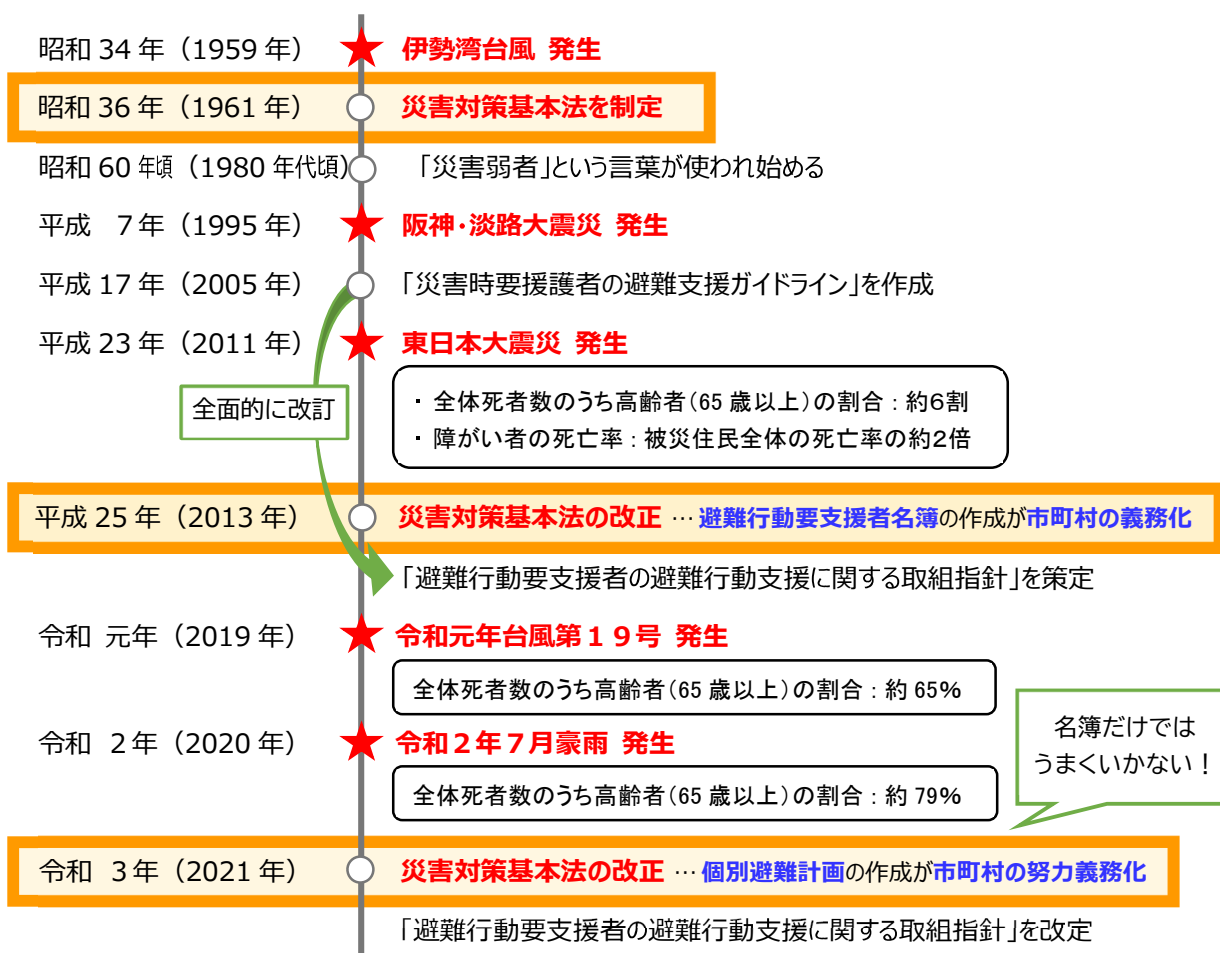
制度の変遷

平成23年の東日本大震災において、高齢者や障がい者の死亡率が高かったことや消防職員・消防団員、民生委員など支援者も多数犠牲となった教訓から、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。

また、併せて策定・公表された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」では、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等が盛り込まれ、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、個別避難計画の作成も促されました。

しかし、その後の災害においても、多くの高齢者や障がい者が犠牲となる状況が続いたことから、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものとするため、令和3年5月に再度の法改正が行われ、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

さらに、上記の法改正と併せて改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」（以下「取組指針」という。）では、個別避難計画の作成に当たっては、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むこととされています。



制度の概要（解説）

避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方々です。

以下、単に「要支援者」と表記します。

* 法第8条第2項第15号、第49条の10第1項 参照



避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、要支援者について避難支援や安否確認、その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿で、市町村において必ず作成しておかなければなりません（義務）。

以下、単に「名簿」と表記します。

避難行動要支援者名簿（例1）

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		その他
							（障がい、要介護、難病、小慢、療育）の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

* 法第49条の10第1項、取組指針P49（様式） 参照

名簿の作成対象者

市町村は、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ設定した要件（要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等）に該当する方を、名簿に掲載します。

要件の設定に当たっては、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める方が対象から漏れることがないように配慮が必要です。

【要件設定の例（A市）】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

ここがポイント！！

“65歳以上”等の避難能力に着目しない要件を設定している場合、避難能力や支援の要否が考慮されず、本来であれば要支援者に該当しない方が名簿に記載されている可能性があります。

真に避難支援等が必要な方に対し、限られた人員のなかで適切な支援ができるよう、要支援者の範囲（要件）を設定し、名簿を精査することが適当です。

* 法第49条の10第1項、取組指針P13、39、本事例集：優良事例の紹介コラム（事例1／P59）参照

名簿の法定事項

名簿には、要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

* 法第49条の10第2項 参照

名簿情報の提供

市町村は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者（消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、名簿情報を提供します。

平常時からの提供

市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて要支援者本人から同意を得て、避難支援等関係者に情報を提供します。

災害時の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村が特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に情報を提供することができます。

ここがポイント！！

名簿情報の提供は避難支援等に必要な限度で行うこととされており、必ずしも名簿に記載している全ての情報を提供する必要はありません。

避難支援等を行う際に必要のない情報を除くなど、取捨選択し、避難支援等関係者が扱いやすいよう提供様式を工夫することも考えられます。

* 法第49条の11第2項・第3項、本事例集：優良事例の紹介コラム（事例7/P62）参照

情報提供に際しての留意点

名簿情報の提供に際しては、提供を受ける者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

また同様に、提供を受けた者には、正当な理由がなく、要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務が課せられます。

【市町村が講ずる措置例】

- ・ 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿を提供しないなど、要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう説明すること
- ・ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 名簿情報の取扱い状況の報告を求めること
- ・ 平常時から名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

* 法第49条の12、第49条の13、取組指針P46 参照

名簿の更新作業

要支援者の心身の状況や生活実態は、時間の経過とともに常に変化します。

名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保ちましょう。

また、更新を適切に行うためにも、負担軽減及び効率化を図る視点は重要なため、マイナンバーを利用した作成・更新についても検討してください。

* 取組指針P42 参照

個別避難計画とは

個別避難計画とは、**要支援者について避難支援等を実施するための計画**で、市町村は作成に努めなければなりません（努力義務）。

* 法第49条の14第1項、取組指針P100、101（様式）参照

個別避難計画の作成対象者

市町村は、名簿に掲載している要支援者のうち、**個別避難計画を作成することについて同意を得られた方**に対し、個別避難計画を作成します。

上記同意が得られない方については、本人から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の行動も計画できないことから、個別避難計画作成の努力義務はかかりません。

ここがポイント！！

個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合も、引き続き、同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要があります。

介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員、民生委員など、日常から関係性のある人が関与することにより、同意に繋がることもあります。

* 法第49条の14第1項、取組指針P80 参照

個別避難計画の法定事項

個別避難計画には、名簿情報に加え、次に掲げる事項を記載します。

- ① 避難支援等実施者（※）の基本的な情報
 - ・ 氏名又は名称
 - ・ 住所又は居所
 - ・ 電話番号その他の連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所
- ③ 避難路その他の避難経路
- ④ その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



※ 避難支援等実施者…避難支援等関係者のうち避難支援等を実施する方

ここがポイント！！

一度に全ての法定事項を記載することが難しい場合には、特に必要な内容に絞って記載することから始め、更新の機会等を活用して記載内容の充実を図る方法も考えられます。

* 法第49条の14第3項、取組指針P81 参照

庁内・庁外関係者との連携

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要があります。関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等があります。

庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組みを円滑に進めるために重要です。

* 取組指針P76、本事例集：優良事例の紹介コラム（事例4/P61）参照

福祉専門職の参画

介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員は、要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせた行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要です。

* 取組指針P77 参照

優先度の考え方

個別避難計画の作成に当たっては、計画作成の優先度が高いと市町村が判断した方について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後（令和3年）からおおむね5年程度で取り組むこととされています。

市町村が作成の優先度を判断するポイントとしては次のようなことが挙げられますが、特にハザードマップ上で危険な場所に居住する方については、優先的に作成すべきであるとされています。

【優先度を判断する3つのポイント】

- ① 地域におけるハザードの状況
（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況



ここがポイント！！

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に計画を作成するためには、優先度が高い方から個別避難計画を作成していくことが適当です。

ただし、優先度の設定は、早期に計画を作成するための手段であり、目的ではありません。優先度の検討に時間をかけすぎず、まずはやってみる気持ちで作成を進めていきましょう。

ここがポイント！！

優先度が高い方から個別避難計画の作成に取り組む一方で、できるだけ早期に要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、以下の2つの方法を並行して進めることが適当です。

【市町村支援による個別避難計画】…市町村が優先的に支援する計画づくり

【本人・地域記入の個別避難計画】…本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくり

※ 必ずしも、市町村が全ての要支援者の計画作成に直接関与する必要はないため、優先度も踏まえ、福祉専門職の参画等が必要な方などを選定し、優先的に支援するなど、段階的に取り組んでいきましょう。

* 取組指針P78 参照

福祉避難所への直接避難

地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに事前に受入れ者の調整等を行い、災害時、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当です。

ここがポイント！！

移動により心身の状態の悪化を招く、特別な設備が必要であるなど、福祉避難所等に直接の避難が必要な場合、個別避難計画作成の過程で事前に避難先と調整を行い、具体的な手順等を定めておくことが適当です。

* 取組指針P87、本事例集：優良事例の紹介コラム（事例5/P61）参照

個別避難計画情報の提供

市町村は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供します。

平常時からの提供

市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて要支援者本人及び避難支援等実施者から同意を得て、避難支援等関係者に情報を提供します。

災害時の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村が特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に情報を提供することができます。

ここがポイント！！

個別避難計画が作成されていない要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、市町村における配慮規定が設けられています。

具体的には、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備しておく等の仕組みを整えておくことが考えられます。

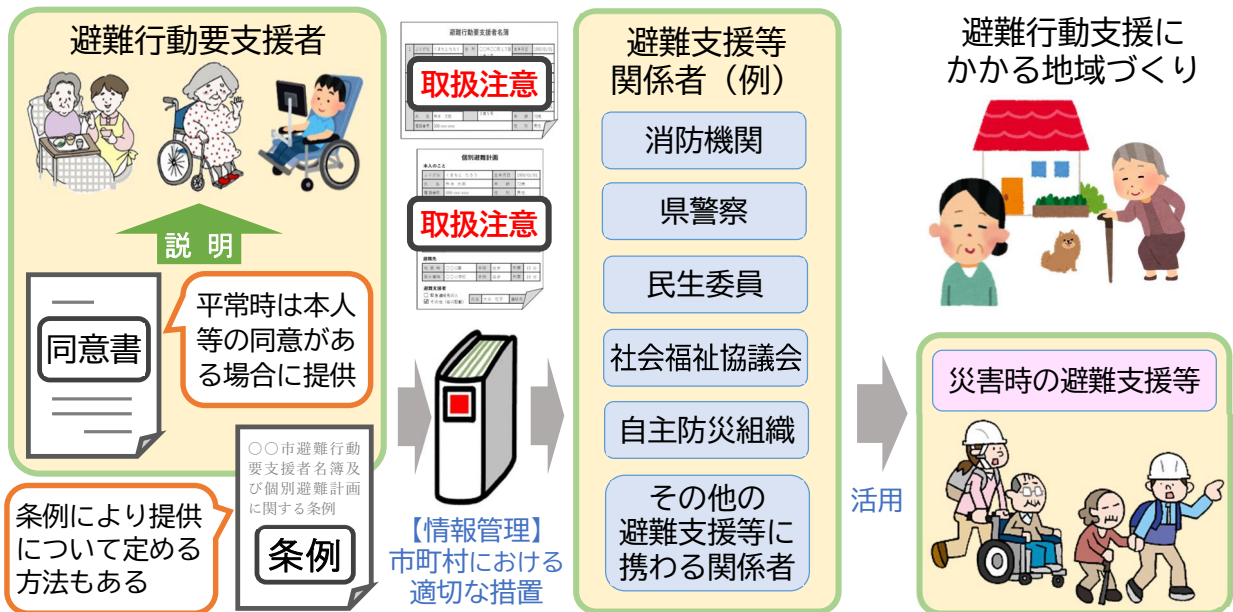
* 法第49条の15第2項・第3項・第4項、取組指針P86 参照

情報提供に際しての留意点

個別避難計画情報の提供に際しては、提供を受ける者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

また同様に、提供を受けた者には、正当な理由がなく、要支援者及び避難支援等実施者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務が課せられます。

市町村が講ずる措置例としては、名簿と同様の対応が考えられます。



* 法第49条の16、第49条の17 参照

個別避難計画の更新・見直し

要支援者の心身の状況の変化や、ハザードマップの更新・見直し、災害時の避難方法等の変更に対応できるよう、市町村や避難支援等関係者の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組みの進捗状況を踏まえ、適時適切に更新することが重要です。

また、個別避難計画の見直しについては、計画に基づく避難訓練の実施を通して内容の改善を行うなど、計画の実効性を確保する取組みが継続的に必要です。

こうした取組みを継続していくためには、市町村が自主防災組織、自治会等と協力し、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すなど、地域づくりに取り組んでおくことも重要です。

* 取組指針P89、124 参照

個別避難計画			
本人のこと			
ふりがな	くまもと たろう	生年月日	1950/01/01
歩けなくなったので 移動手段を 自家用車に変更			
住所 〇〇市〇〇町2丁目2番2号			
避難先			
地震時	〇〇公園	手戻	10分
風水害時	〇〇小学校	手戻	10分
自家用車			
避難支援者			
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先の人			
<input checked="" type="checkbox"/> その他(右に記載) 氏名 大分 花子 連絡先			

2

令和4年度（2022年度） 市町村支援事業の概要

- ・事業の目的 … P11
- ・基本的な事業のながれ … P12
- ・活用ガイド（事例集・DVD） … P19

事業の目的

市町村における個別避難計画の実効性を更に向上させることを目的に、以下3つの観点から、モデル地区の多様な取組みを支援しました。

なお、モデル地区の選定にあたっては、多様な優良事例の創出を目指す観点から、地域特性や地域団体等のバランスを踏まえて6地区を選定しました。

(1) 個別避難計画のPDCAサイクルづくり

制度説明会や地域調整会議、避難訓練などを通して、地域の実情に応じた計画のPDCAサイクルづくり（計画の作成・更新→避難訓練による実効性の確認→計画の見直し）を支援する。

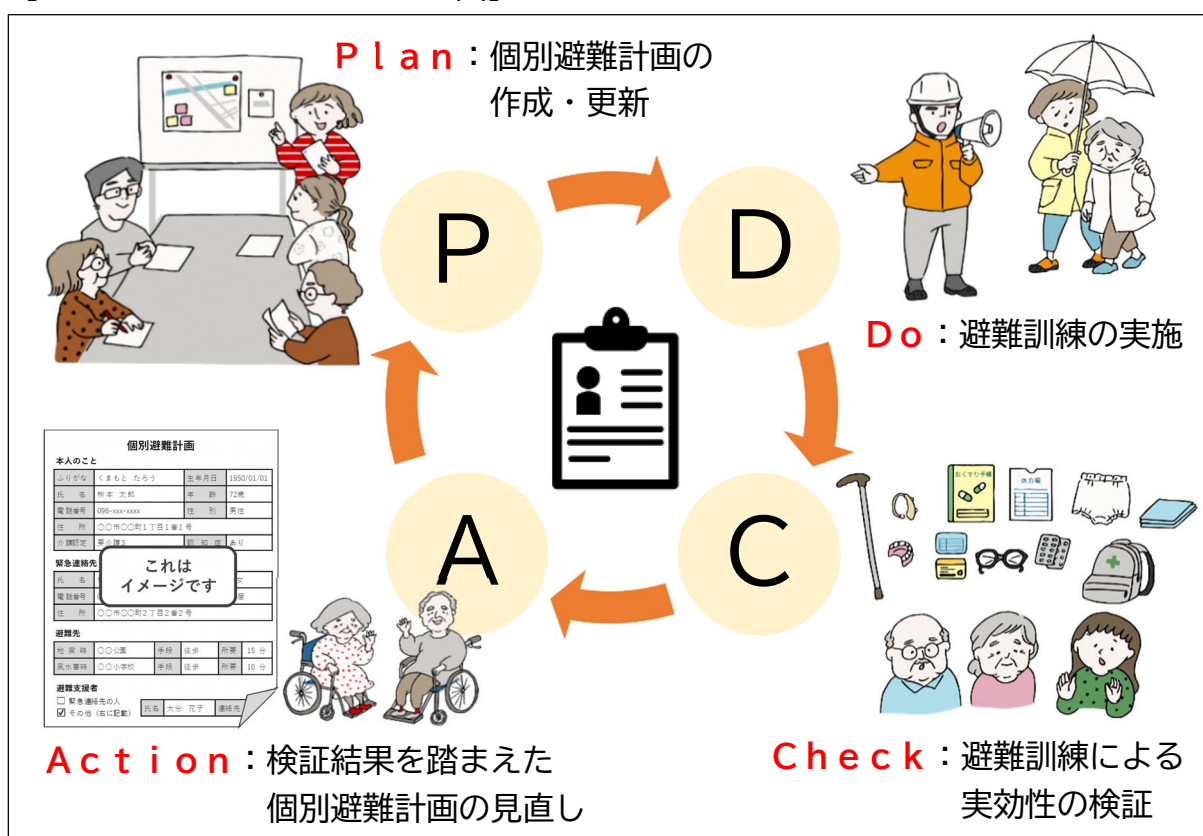
(2) 地域協働による取組体制の構築

市町村が主体となりながらも、自主防災組織や社会福祉協議会等の地域団体等の協力・参画を得て、個別避難計画の作成や実効性のある避難支援体制の構築に取り組む事例を創出する。

(3) 県内市町村への普及展開

令和5年度（2023年度）以降に県内市町村へ普及展開を図るため、成果物としてモデル地区における検討内容や取組結果を分析・整理した事例集及びDVDを作成する。

【PDCAサイクルのイメージ図】



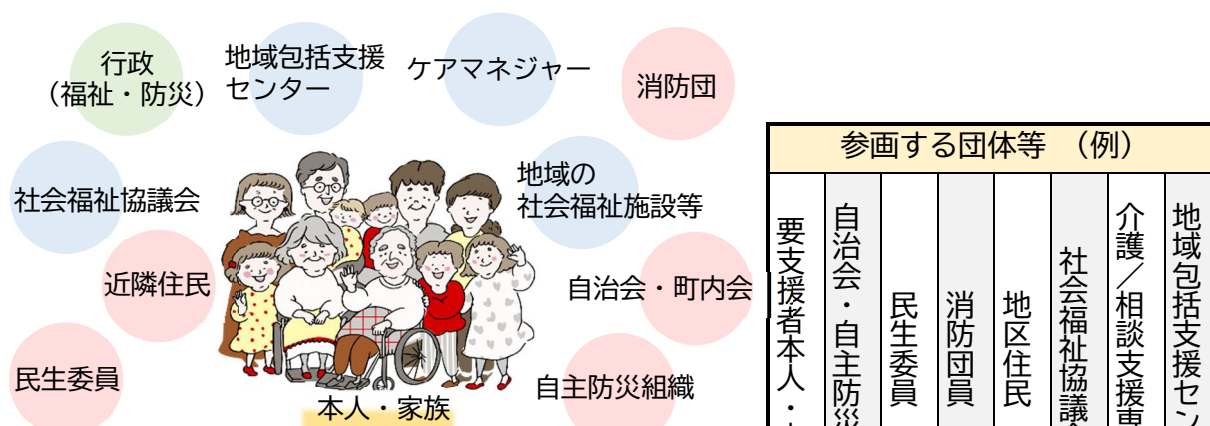
基本的な事業のながれ

本事業は、地域の実情に応じた個別避難計画のP D C Aサイクルを検討する一つの手法として、以下に示す具体的な進め方（ステップ）に沿って実施しました。

個別避難計画の作成・見直し等を通して、よりよい避難支援体制を構築していくためには、要支援者本人や御家族を中心に、行政と地域が協力し、防災と福祉の両方の視点をもって取り組むことが必要です。

そのためには、取組みの開始に際し、市町村において地域の特性を活かした実施主体（避難支援体制の確立のために中心となる地域団体等）を検討しておくことが非常に重要です。

また、そのほかの取組みに参画する団体等については、地域によって様々な候補が考えられ、ステップごとにも異なるため、ここでは以下のとおり例を示します。



Step	目的	参画する団体等 (例)						
		要支援者本人・家族	自治会・自主防災組織	民生委員	消防団員	地区住民	社会福祉協議会	介護／相談支援専門員
1	準備・企画検討	—	○	○	—	—	—	—
2	制度説明会	—	○	○	—	○	○	○
3	個別避難計画の作成・更新 P (Plan)	○	○	○	—	○	○	○
4	避難訓練の実施・検証 D (Do) C (Check)	○	○	○	○	○	△	○
5	個別避難計画の見直し A (Action)	確認	○	○	共有	共有	共有	共有
6	今後の進め方検討会議	—	○	○	—	—	△	△

【Step 1】 準備・企画検討（事前打合せ）

代表者（行政・社会福祉協議会・地区代表者・民生委員など）が一同に集まり、地区のこれまでの取り組みや課題、対象となる要支援者の状況等を共有し、地区の特性に応じた取組み内容やスケジュールなどを検討します。

確認すべき内容

「これまでの取組み」で行政から説明する内容（例）

- ・ 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難スペース等の整備状況
- ・ 福祉避難所の整備状況や直接避難の可否、対象者の設定方法 等

これまでの
取組み

【行政】

- 防災や福祉に関する取組み状況
- 要支援者の定義や人数、状況
- 個別避難計画の作成状況や計画内容

【地区】

- 平時の取組み（会議・イベント）

課題や
取り組みたいこと

【共通】

- 地区における課題
- 希望する取組内容
- 地区の実施体制

全ての代表者と
良く調整しましょう

取組企画案
について

【共通】

- 対象とする要支援者
- 参加してほしい人・団体とその人数
- 取組み内容
- スケジュール



【Step 2】 制度説明会

制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について、全ての関係者へ説明を行います。

さらに、ワークショップ形式で簡単な疑似体験（架空の要支援者を設定し、支援手段やタイミング、避難方法等について参加者で検討）を行うと、個別避難計画の重要性や課題をより身近に感じることができ、理解が深まります。

主な説明内容

- 1 はじめに（市町村挨拶、関係者紹介等）
- 2 個別避難計画に係る制度説明
- 3 市町村における現状と課題
- 4 ワークショップ（疑似体験）
- 5 意見交換（今後の具体的な進め方等）

（1）大雨のとき、Aさんが困ることは？

Aさんはどんなことに困るでしょうか？
黄色の付せんを書いて、共有します。

●●●をどうすればいいかわからない

話しながらここに貼りましょう

避難するときにどんな●●が必要か？

ここがポイント！！

個別避難計画を作成する目的を理解した上で、地区の困りごとや希望する取組内容の方向性等について、かならず関係者全員で共有し、共通認識をもっておくことが重要です。



【Step 3】 個別避難計画の作成・更新

要支援者本人（または家族）に加え、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職等も交えて、普段の状況や災害時に困ることなどを聞き取り、情報共有しながら具体的な避難計画を作成・更新します。

今回は主に、要支援者の状況に応じて、少人数の関係者による自宅訪問型や、多様な関係者が公民館等を集まる集合型による“地域調整会議”を実施しました。

また、あらかじめチェックリストなどを用意しておくことで、聞き取りの漏れもなく、ポイントを押さえながら進めやすくなります。

具体的な作成手法

本人・地域記入の個別避難計画の作成方法としては、主に次の2パターンが考えられます。ここでは、地域の様々な団体等が参画する②について紹介します。

- ① 要支援者本人やその家族が記入する（世帯内で避難支援等が可能な場合など）
- ② 地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する（地域で避難支援等を行う場合など）

○ 地域調整会議（自宅訪問型）の開催

要支援者本人が容易には動けない場合や、多くの人が集まる場所が苦手であったり、その他の事情がある場合には、少人数の関係者（避難支援等実施者、平時の見守りを担当している民生委員、福祉専門職等）が個別に要支援者宅を訪問し、本人やその家族と話し合いながら個別避難計画を作成します。

避難支援等実施者が決まっていない場合は、具体的に必要な支援内容や方法等を聞き取り、関係者が確認できるよう整理しておく必要があります。

また、要支援者の自宅周辺にどのような災害の危険性があるか、市町村のハザードマップを確認して説明できるようにしておきます。



<地域調整会議（自宅訪問型）の様子>

○ 地域調整会議（集合型）の開催

要支援者本人が歩行や会話が問題なく行える場合は、本人やその家族、多様な関係者（自治会、避難支援等実施者、民生委員、福祉専門職、地域住民等）が公民館などに集まり、みんなで話し合いながら個別避難計画を作成します。

要支援者本人（または家族）が地域と関わりをもつことで、地域一体で要支援者を支える仕組みづくりのきっかけとなるほか、災害時の危険性や必要な備えなどを地域全体で確認することで、地域の防災力向上に繋がる効果も期待できます。



<地域調整会議（集合型）の様子>

ここがポイント！！

要支援者本人やその家族のみで個別避難計画を作成する場合も含めて、関係者と情報を共有しておくことが重要です。

要支援者の課題確認チェックリスト（例）

要支援者が避難時にどういったことに困るのか、要支援者本人（または家族）と避難支援等関係者などで確認しながら、具体的な問題点を洗い出していきます。
以下のチェックリストを参考に、計画作成前の聞き取りを行いましょう。

1. 地震・風水害が起こったときに心配なこと

- 自宅建物が古くて危険
- 家具が倒れたりガラスが飛散したりして危険
- 玄関が倒れた家具などでふさがり避難できないことが心配
- 災害時に自宅の安全な場所に移動できるかどうか心配
- 自宅が平屋建てで、川や水路の水位が上がった時に心配
- 雨戸を閉めていて外の様子の変化に気づかないことが心配

2. 災害後の生活に対する心配なこと

- 食料や水、生活必需品などの備えが十分でない
- 家族の安否を確認できない（連絡方法がない）
- 被災後の片付けが大変
- 介護ヘルパーや医師が来られないと生活できない
- 薬がきれると状態が悪化してしまう

3. 避難するとき心配なこと

- 階段の上り下りが難しい
- 夜間の避難は難しい
- 歩いて避難することは難しい
- 車いすが必要だが自走できない
- リフト付き福祉車両が必要
- 外出の準備に時間がかかる（ 分程度）



4. 避難先／避難生活で心配なこと

- 多くの人が集まる場所が苦手
- 電力等が不可欠な医療機器を使用している
- 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
- 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
- ペットがいる（ ケージあり / なし ）

5. そのほかに心配なこと

- 電話の対応は難しい
- 知らない人が来ると混乱する
- 危険を察知しとるべき行動を判断できない
- 自分の意志を伝えることができない



個別避難計画の内容確認チェックリスト（例）

個別避難計画の作成にあたっては、以下のチェックリストに示しているポイントを踏まえ、計画内容等について確認を行うことが考えられます。

<個別避難計画の内容について>

- 避難先は、自宅の災害危険性を踏まえて安全を確保できる場所になっているか
例) 浸水深が3.0~5.0mであるにも関わらず、自宅（戸建2階）を避難先にしていないか 等
- 避難の判断基準と判断者が明確になっているか
- 避難先への移動を誘導する者（避難誘導者）と移動手段が明確になっているか
- 避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか
- 避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか
- 本人の心身状況や世帯状況、避難支援等実施者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか
- （応用）
災害が発生しなかった場合は一晩程度、災害が発生した場合は少なくとも数日間は避難先に滞在することが想定されるが、その際の留意点は明確になっているか
- （応用）
日中／夜間／曜日等（利用サービスや家族の状況等）で対応が異なる場合、そのことが考慮された計画になっているか

<関係者の理解について>

- 本人・家族は、自宅の災害危険性から避難（または待避等）の必要性を理解しているか
- 本人・家族は、介護等のサービスを提供する施設（社会福祉施設等）に避難した場合に費用負担があることについて合意しているか
- 安否確認者や避難誘導者が、行動の判断基準を理解しているか
- 全ての関係者が計画内容を理解し、合意しているか

ここがポイント！！

要支援者が避難時にどういったことに困るのか、声掛けの際、移動する際、避難所へ到着した際などを想定し、あらかじめ具体的な問題点を洗い出した上で、避難準備や避難のタイミング、避難経路、避難先、避難支援等実施者などを適切に定めた個別避難計画の作成を心掛けましょう

【Step 4】 避難訓練の実施・検証

Step 3で作成・更新した個別避難計画に基づく避難訓練を実施し、要支援者が避難支援等実施者の避難支援等により、計画どおり安全に避難することができるかなどの実効性を検証します。

訓練に際しては、事前にシナリオやタイムスケジュールを定め、誰がどのような役割を担うかを割り振っておくと、場面ごとの検証が行いやすくなります。

訓練の目的

- ・ 個別避難計画における避難先や避難経路、避難支援等実施者の数などが適切か確認する
- ・ 実践を通して要支援者本人・家族と地域住民等の相互理解を促進する

訓練の種類

各種条件を勘案した上で、関係者と調整し訓練の種類を決定します。

- ・ 実動型訓練
- ・ 机上型シミュレーション訓練
- ・ 操作手順確認（ウォークスルー）訓練
- ・ 情報伝達・意思決定訓練

あらかじめ訓練目標を設定し、どの種類の訓練が適しているか関係者で検討しましょう

グループワーク形式で課題を議論

※なお、今回は実動型訓練を中心に実施しました



シナリオに沿って避難支援等を実践

項目	内容
訓練日時	〇〇月〇〇日 〇時〇分～〇時〇分
訓練場所	〇〇地区 〇〇施設
参加者	要支援者、家族、地域住民、支援者
訓練内容	個別避難計画に基づく避難訓練
実施者	〇〇地区 〇〇施設
連絡先	〇〇地区 〇〇施設 〇〇〇〇〇〇

<実動型訓練のイメージ>



<机上型訓練のイメージ>

訓練の実施方法

訓練の実施方法としては、以下の①、②に示す方法があります。

いずれの場合においても、要支援者本人やその家族と避難支援等実施者が自宅から避難先へ移動し、帰宅するまでの一連の行動を通して、課題の洗い出し等を行います。

- ① 各地区における定例の防災訓練等のなかに要支援者の避難訓練を組み込んで実施する
- ② 要支援者の避難訓練を単独で実施する

ここがポイント！！

なかには訓練への参加が難しい要支援者もいるため、要支援者役の代理を立て実施するほか、机上型訓練や模擬訓練なども有効な手段の一つです。

【Step 5】 個別避難計画の見直し

Step 4の検証結果をもとに、避難訓練を実施して良かった点や改善すべき点に関係者で共有し、個別避難計画の内容を見直します。

特に、改善点などは他の要支援者にも共通し、展開できることが多いため、より多くの関係者と共有し、実効性の高い計画づくりの土台を作っていきます。

また、検証・見直しを通して明らかとなった課題については、自助力の向上など要支援者が取り組むべき内容も含め、関係者で解決策を話し合います。

主な協議内容

- 避難訓練を実施して良かった点
- 個別避難計画（避難支援等）の課題や検討すべき内容
- 計画を改善するための対策案
- 今後の計画の更新予定
- その他の地域の課題 等



【Step 6】 今後の進め方検討会議

これまでの取り組み成果や課題等を踏まえて、地区や市町村における今後の進め方（PDCAサイクルの運用方法等）について検討します。

特に、具体的なアクションプラン（やることリスト）を作っておくことで、個別避難計画について継続的に取り組んでいくという意識を、関係者全員で共有することができます。

また、要支援者の状況は常に変化することを前提に、個別避難計画をどのように地区の平時の取組みに落とし込んでいくかなどを検討できると、無理なく継続することが可能となります。



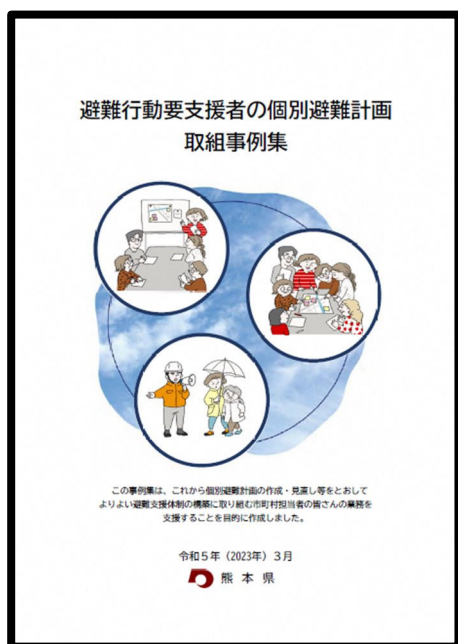
アクションプランの例

一連のPDCAサイクルの取り組みを通して地区で挙げた「課題」について、今後優先して進めるべきこと（やること）を抽出し、関係者のうち「だれが」「いつ頃」「どのように」進めるかを話し合い、アクションプランとして整理します。

活用ガイド（事例集・DVD）

令和4年度（2022年度）市町村支援事業の成果物として、本事例集及びDVDを作成しました。市町村において、個別避難計画の作成に取り組まれる際等の補助資料としてご活用ください。

避難行動要支援者の 個別避難計画 取組事例集



【事例集の目次】

- 1 避難行動要支援者の避難行動支援**
対象：市町村担当者（初任者）
内容：制度概要の解説
- 2 令和4年度（2022年度）市町村支援事業の概要**
対象：市町村担当者
内容：支援事業の大まかな流れの説明
- 3 モデル地区の取組事例紹介**
対象：市町村担当者及び地域団体等
内容：モデル6地区の事例紹介ページ
※ 市町村において、各地区でこれから取り組みたい内容に相当する事例を選択し、活用いただくことを想定しています
- 4 巻末資料**
対象：市町村担当者
内容：参考資料
※ 様式等については、編集・加工して活用いただくことが可能です

災害時の助け合いを考える！ 取組事例 紹介DVD



【DVDの目次】

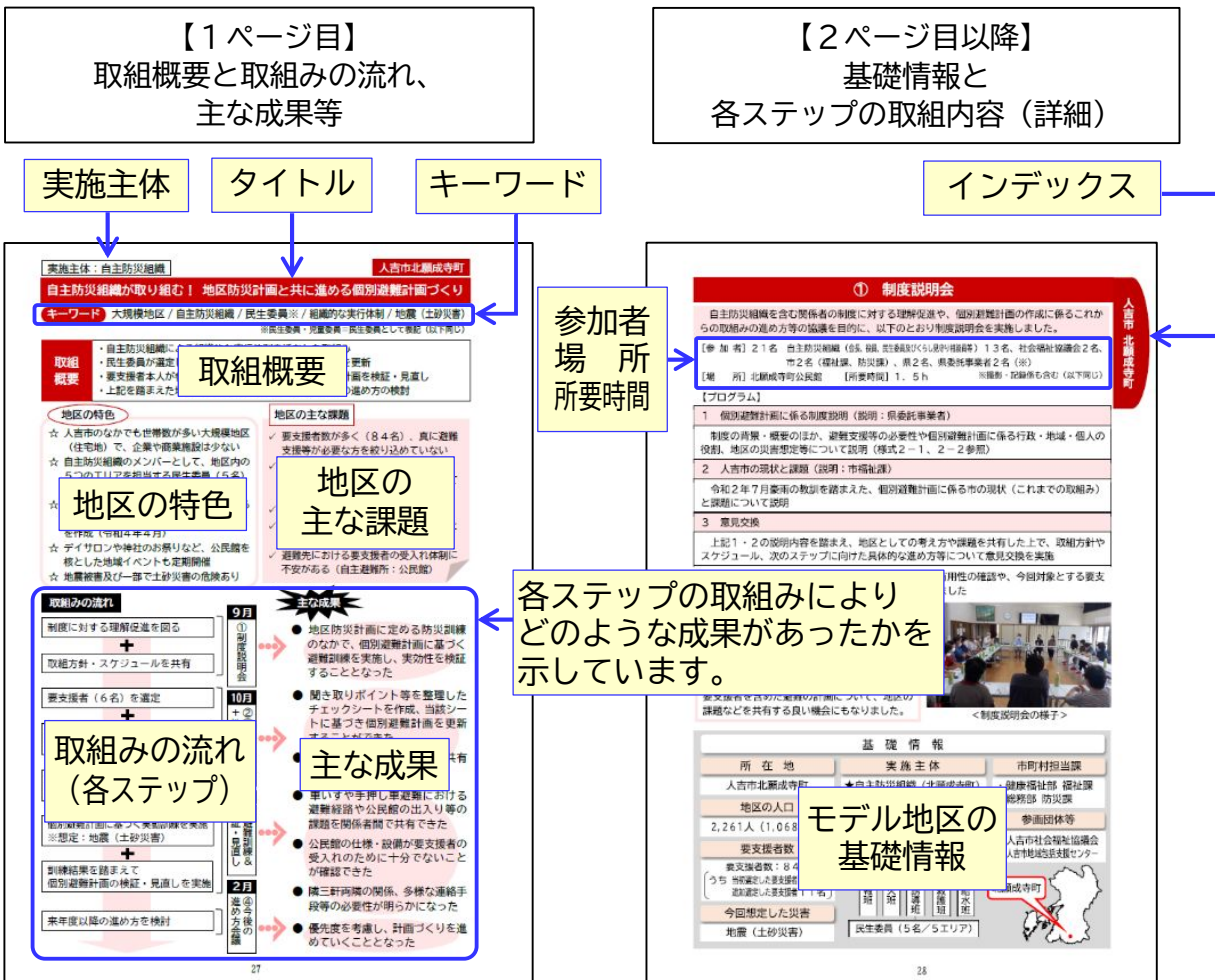
- 前半（制度概要、支援事業の流れ）**
対象：地域団体等
内容：制度概要、支援事業の説明等
- 後半（モデル6地区の事例紹介）**
対象：地域団体等
内容：モデル6地区の事例紹介動画
※ 事例集「③モデル地区の取組事例紹介」と併せて補助的に視聴いただき、取組みイメージを持っていただくことを目的としています

モデル地区一覽

地区名	実施主体	タイトル	キーワード
人吉市 北願成寺町	自主防災組織	自主防災組織が取り組む！ 地区防災計画と共に進める 個別避難計画づくり	大規模地区／自主防災組織 ／民生委員／組織的な実行 体制／地震（土砂災害）
御船町 西木倉地区	自主防災組織	“緊急安心カード”を活か す平時の見守り活動からの 個別避難計画づくり	中規模地区／自主防災組織 ／民生委員／平時の見守り 活動／地震、風水害
高森町 横町地区	自主防災組織	防災×福祉の自主防災組織 がサポート！本人と家族が 考える個別避難計画づくり	小規模地区／自主防災組織 ／平時の見守り活動／土砂 災害（土石流）
荒尾市 助丸区	いきいき サロン	高齢者いきいきサロンの支 え合い活動による助け合い の丸いコミュニティづくり	小規模地区／高齢者いきい きサロン／ささえあい活動 ／風水害
天草市 楠浦町ほん どの森区	自治会	頼れるリーダー！を中心 にみんなで考える安全・安心 な地域づくり	小規模地区／自治会／防災 士／みんなで考える地域づ くり／地震
天草市 佐伊津町 上の原区	地区独自 組織	みまもりボランティア活動 の体制を活かした避難支援 の仕組みづくり	小規模地区／みまもりボラ ンティア／黄色い旗運動／ 地震、風水害

※ 地区の規模は、大規模：1000 世帯以上、中規模：500 世帯前後、小規模：200 世帯以下として区分

活用ガイド（取組み事例紹介ページの構成）



3

モデル地区の取組事例紹介

- 人吉市 北願成寺町 … P 2 3
～自主防災組織が取り組む！
地区防災計画と共に進める個別避難計画づくり～
- 御船町 西木倉地区 … P 2 9
～“緊急安心カード”を活かす
平時の見守り活動からの個別避難計画づくり～
- 高森町 横町地区 … P 3 5
～防災×福祉の自主防災組織がサポート！
本人と家族が考える個別避難計画づくり～
- 荒尾市 助丸区 … P 4 1
～高齢者いきいきサロンの支え合い活動による
助け合いの丸いコミュニティづくり～
- 天草市佐伊津町 ほんどの森区 … P 4 7
～頼れるリーダー！を中心に
みんなで考える安全・安心な地域づくり～
- 天草市楠浦町 上の原区 … P 5 3
～みまもりボランティア活動の体制を活かした
避難支援の仕組みづくり～

自主防災組織が取り組む！ 地区防災計画と共に進める個別避難計画づくり

キーワード 大規模地区 / 自主防災組織 / 民生委員※ / 組織的な実行体制 / 地震（土砂災害）

※民生委員・児童委員＝民生委員として表記（以下同じ）

取組概要

- ・自主防災組織による組織的な実行体制を活かした取組み
- ・民生委員が選定した要支援者（6名）の個別避難計画を更新
- ・要支援者本人が参加する避難訓練を実施し、個別避難計画を検証・見直し
- ・上記を踏まえた地区における課題の共有、来年度以降の進め方の検討

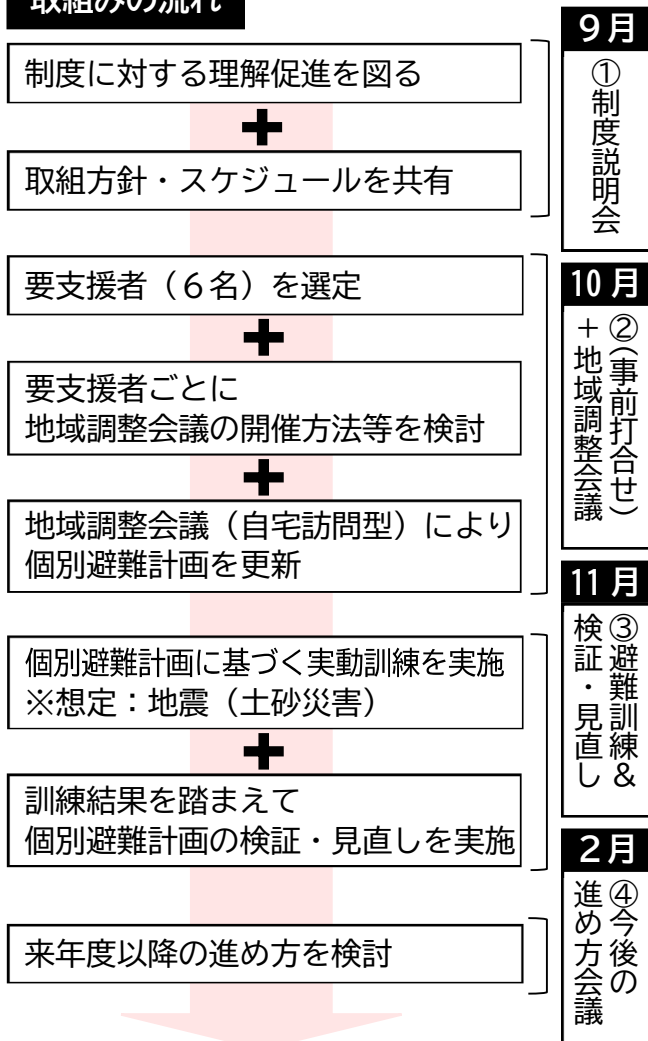
地区の特色

- ☆ 人吉市のなかでも世帯数が多い大規模地区（住宅地）で、企業や商業施設は少ない
- ☆ 自主防災組織のメンバーとして、地区内の5つのエリアを担当する民生委員（5名）が参画
- ☆ 市の防災先進地域であり、市内で初となる地区防災計画（参考資料/P114参照）を作成（令和4年4月）
- ☆ デイサロンや神社のお祭りなど、公民館を核とした地域イベントも定期開催
- ☆ 地震被害及び一部で土砂災害の危険あり

地区の主な課題

- ✓ 要支援者数が多く（84名）、真に避難支援等が必要な方を絞り込めていない
- ✓ 個別避難計画は100%作成しており、近隣住民などを避難支援等実施者としてしているものの、支援側にも高齢者が多い
- ✓ 関係者間の計画内容の共有が不十分
- ✓ 個別避難計画に基づく訓練を行ったことがなく、実効性を確認できていない
- ✓ 避難先における要支援者の受入れ体制に不安がある（自主避難所：公民館）

取組みの流れ



主な成果

- 地区防災計画に定める防災訓練のなかで、個別避難計画に基づく避難訓練を実施し、実効性を検証することとなった
- 聞き取りポイント等を整理したチェックリストを作成、当該シートに基づき個別避難計画を更新することができた
- 上記計画内容を関係者間で共有することができた
- 車いすや手押し車避難における避難経路や公民館の出入り等の課題を関係者間で共有できた
- 公民館の仕様・設備が要支援者の受入れのために十分でないことが確認できた
- 隣三軒両隣の関係、多様な連絡手段等の必要性が明らかになった
- 優先度を考慮し、計画づくりを進めていくこととなった

① 制度説明会

自主防災組織を含む関係者の制度に対する理解促進や、個別避難計画の作成に係るこれからの取組みの進め方等の協議を目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

【参加者】 21名 自主防災組織（会長、役員、民生委員及びくらし見守り相談員等）13名、社会福祉協議会2名、市2名（福祉課、防災課）、県2名、県委託事業者2名（※）

【場所】 北願成寺町公民館 【所要時間】 1.5h ※撮影・記録係も含む（以下同じ）

【プログラム】

1 個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）
制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）
2 人吉市の現状と課題（説明：市福祉課）
令和2年7月豪雨の教訓を踏まえた、個別避難計画に係る市の現状（これまでの取組み）と課題について説明
3 意見交換
上記1・2の説明内容を踏まえ、地区としての考え方や課題を共有した上で、取組方針やスケジュール、次のステップに向けた具体的な進め方等について意見交換を実施

- 意見交換では、地震と水害における個別避難計画の有用性の確認や、今回対象とする要支援者の選定方法等について、様々な意見が交わされました
- 要支援者は、地区内の5つのエリアの民生委員（5名）が、それぞれ担当する要支援者のなかから支援の必要性や孤立状態等を勘察し、真に避難支援等が必要と考えられる方を候補として挙げてもらうことになりました



<制度説明会の様子>

地区防災計画で決めていたことだけでなく、要支援者を含めた避難の計画について、地区の課題などを共有する良い機会にもなりました。

基礎情報

所在地	実施主体	市町村担当課
人吉市北願成寺町	★自主防災組織（北願成寺町）	・健康福祉部 福祉課 ・総務部 防災課
地区の人口	【組織体制】	参画団体等
2,261人（1,068世帯）	<div style="text-align: center;"> <p>会長（1名）</p> <p>副会長（1名／情報班長）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消火班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難誘導班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救出救護班</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給食給水班</div> </div> <p>民生委員（5名／5エリア）</p> </div>	・人吉市社会福祉協議会 ・人吉市地域包括支援センター
要支援者数		
要支援者数：84名 〔うち 当初選定した要支援者 6名 追加選定した要支援者 11名〕		
今回想定した災害		
地震（土砂災害）		



②-1 事前打合せ

事前打合せでは、民生委員が5つのエリアから各1名程度選定した要支援者（6名）の状況を関係者で共有した上で、要支援者本人（又は御家族）とどのような方法で地域調整会議（個別避難計画の更新）を進めていくかについて協議し、以下のとおり決定しました。

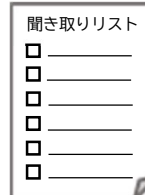
[参加者] 12名 自主防災組織（会長、民生委員）5名、社会福祉協議会2名、市1名（福祉課）、県2名、県委託事業者2名

[場所] 人吉市役所内会議室 [所要時間] 2.0h

要支援者	開催場所	参加を依頼するメンバー
Aさん	各自宅	本人、★民生委員、支援者、介護支援専門員（ケアマネジャー）
B夫妻		本人（2名）、★民生委員、障害支援相談員
Cさん		家族（子）、★民生委員、支援者
Dさん		本人、家族（孫）、★民生委員（子）
Eさん		家族（子）、支援者、★民生委員、市（福祉課）、市社会福祉協議会等

※避難支援等実施者＝支援者として表記（表中）

- 会議は民生委員が進めることになり、要支援者本人（又は御家族）から聞き取りを行う際に押さえておくポイント等の説明を行うとともに、制度への疑問や感じている不安をお互いに共有し、あらかじめ解消することができました
- 最終的には、今回の打合せを踏まえ、市において聞き取りのポイント等を整理したチェックリスト（様式3-3/P99～102参照）を作成し、当該リストに基づいて進行することになりました



②-2 地域調整会議（自宅訪問型）

地域調整会議では、市が作成したチェックリストに基づき、要支援者本人の現在の心身状況や必要な支援、避難支援で留意すべき事項などについて確認し、個別避難計画を更新しました。

- 会議の開催にあたっては、②-1事前打合せで決定した内容を踏まえ、各民生委員が要支援者本人（又は御家族）やケアマネジャー等の参画する関係者と日程調整を行いました
- 当日、要支援者本人や御家族と話をするなかで、次のような不安等が寄せられました（一例）

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ✓ 電話でもゆっくり落ち着いた対応が必要 | ✓ 移動には車いすが必要だが、自らは動かせない |
| ✓ 外出の準備に30分くらい時間がかかる | ✓ 避難先での集団生活は問題ないが、排泄の介助が必要 |
| ✓ 装具の着脱・移乗に介助が必要 | ✓ 避難先で一番困るのは常備薬 |

<確認項目のイメージ図>

本人の状態 例) 車いす利用 歩行困難 難聴 等



災害時の持ち出し品



移動方法



いざ集まってみると、当初想定していたより長い時間話し込んでしまいました！

- 課題であった関係者間の計画内容の共有だけでなく、チェックリストをもとに詳細な状況を把握することができ、改めて関係者同士が顔を合わせる機会にもなりました
- 今回作成したチェックリストは、市において個別避難計画の追加情報として整理・共有することになりました



<地域調整会議の様子>

③-1 避難訓練・当日の振り返り

地区防災計画に定める防災訓練（毎年11月実施）の一環として、要支援者本人及び避難支援等実施者も参加した、地区で初めてとなる実動型の避難訓練を実施しました。

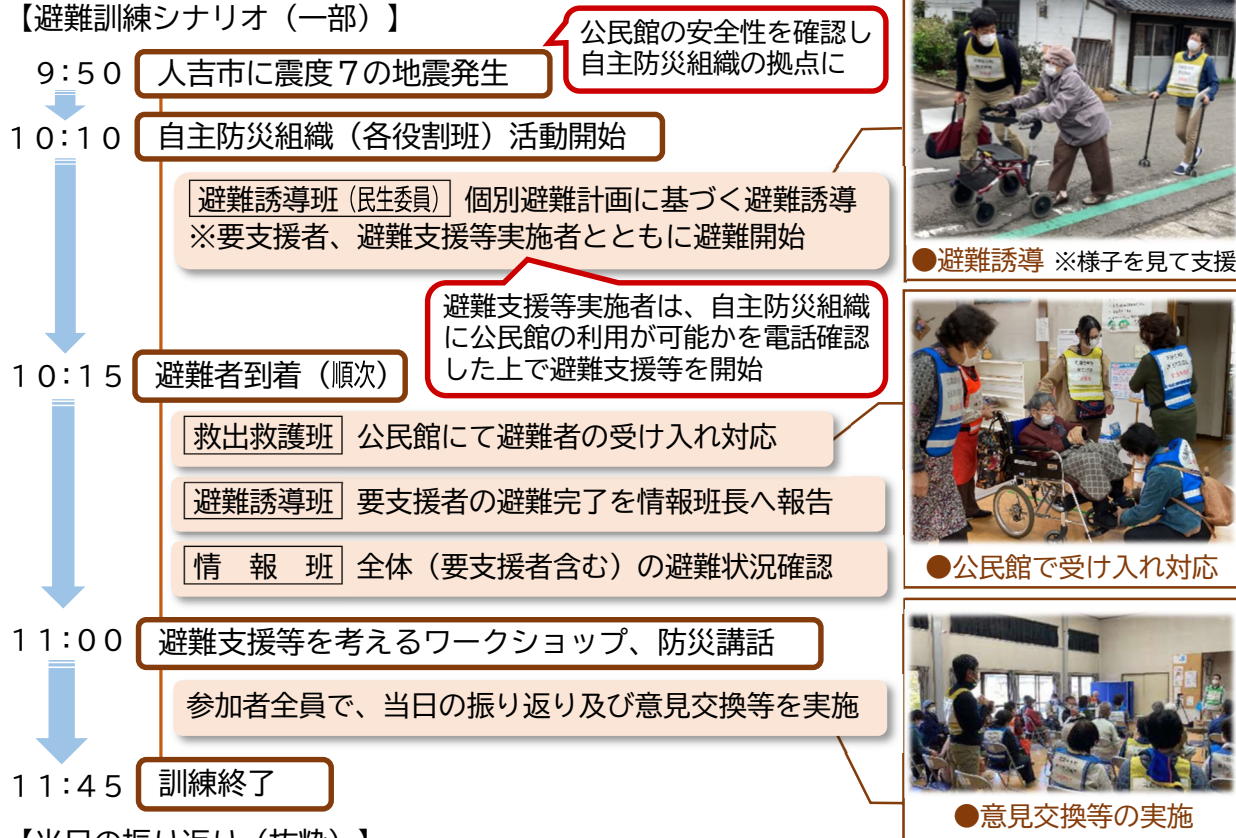
当日は地震の発生を想定し、②-2地域調整会議において更新した個別避難計画に基づき自宅から自主避難所（公民館）まで、以下のとおり避難支援等を行いました。

【参加者】69名 地区住民（自主防災組織を含む）53名、社会福祉協議会2名、消防署3名、市3名（福祉課、防災課）、県3名、県委託事業者5名

【場所】地区全域（自主避難所：北願成寺町公民館） 【所要時間】約3.0h

要支援者	主な心身の状況	移動手段	参加者
Aさん	左半身麻痺	車（福祉車両ではなく一般車両）	本人
B夫妻	全盲	車	代理者
Cさん	難聴、長時間の歩行は困難	車（福祉車両ではなく一般車両）	本人
Dさん	歩行困難	車いす（自走は不可能）	本人
Eさん	高齢で疲れやすい	徒歩（手押し車）	本人

【避難訓練シナリオ（一部）】



【当日の振り返り（抜粋）】

参加者の感想・意見等

- ・避難経路上のどこに障害となるものがあるのか、実際にどう支援すればいいのか、疑問に思っていたことで、実際に訓練してみて分かったことが多くある
- ・玄関先からの支援を想定していたが、一人暮らしの要支援者は自力で出てこられるのか、家のなかでの支援はどうしたらよいのだろうという疑問が出た
- ・今回は訓練のためすぐに移動開始できたが、実際には薬を持ったかなど準備がいる
- ・車いすの補助には慣れているが、本人も体重があり、麻痺もあるため、公民館前の坂道と玄関の急なスロープは一人では対応が困難（急きょ増員し3人で対応した）
- ・（要支援者の御家族）支援の方を派遣してくれることがとても心強く、安心できた
- ・助かるためには必ずしも玄関から出る必要はなく、割ってもよい窓ガラスを一箇所決めて情報共有しておけば、いざというときには家の中に踏み込んで助けに行ける

③-2 訓練後会議

訓練後会議では、③-1 避難訓練の結果を踏まえて、個別避難計画の見直しの方向性（案）や自主防災組織のメンバーが感じた地区の課題等について、以下のとおり意見交換を行いました。

[参加者] 17名 自主防災組織（会長、役員及び民生委員）9名、社会福祉協議会2名、市2名（福祉課、防災課）、県2名、県委託事業者2名

[場所] 北願成寺町公民館 [所要時間] 2.0h

【個別避難計画の見直しの方向性（案）、地区の課題等（抜粋）】

- ✓ 車いすだと持ち物があまり持てないため、最低限必要な持ち出し品を事前に考えておく
- ✓ 要支援者の主な生活場所（部屋の配置・就寝場所）や行動、寝室付近の落下物、持ち出し品等の状況を確認し、必要に応じて支援者・隣保班と共有しておく
- ✓ 要支援者とよくコミュニケーションをとり、何ができて何ができないのかを知る（支援者が全てを支援する必要はなく、必要とされる支援をすればよい）
- ✓ 要支援者に複数人の支援者をつけて、支援内容の役割分担や支援者同士の連絡網の作成等を行い、誰が助けに行ってもよい状況を作る
- ✓ 近隣住民に日ごろから声掛けして、協力を求めている
- ✓ 安否確認のファーストアプローチ方法を確認しておく（直接訪問して声を掛ける、電話を使う、メールやLINEを使う等）
- ✓ 要支援者で在宅避難される方へ、物資を届けるルール作りも重要



- 今回訓練を実施した要支援者（6名）について、後日、個別避難計画の検証結果や上記見直しの方向性も踏まえ、計画内容を見直しました
- また、避難支援体制の早期充実を図るため、上記要支援者とは別に、地区において避難支援等の必要性が高いと思われる方11名（民生委員あたり1～3名）を追加で選定し、地域調整会議（自宅訪問型）を実施しました。一部には地域包括支援センターも参画し、多様な参加者と情報共有・意見交換を行いながら、個別避難計画を更新することができました

④ 今後の進め方検討会議

今後の進め方検討会議では、これまでの取組みを踏まえ、来年度以降の地区としての進め方等を話し合いました。その結果、今後は以下のとおり取り組んでいくこととなりました。

[参加者] 11名 自主防災組織（会長、民生委員）4名、社会福祉協議会3名、市1名（福祉課）、県1名、県委託事業者2名

[場所] 人吉市総合福祉センター（市社会福祉協議会）内会議室 [所要時間] 1.5h

項目	取組みの方向性
福祉専門職との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市、民生委員、ケアマネジャーの三者で要支援者宅を訪問し個別避難計画を更新した際、ケアマネジャーが把握されている情報量が多く、非常に助かった。今後も福祉専門職との連携ができるよう動いていきたい。
要支援者の優先度の検討	<ul style="list-style-type: none"> □ 民生委員あたりの受け持ちの要支援者数が多く（最大26名）、避難支援体制づくりが可能な人数にも限りがあるため、優先度に応じた対応を行いたい。 ■ 優先度は災害危険度（ハザード）や心身の状況、居住実態（独居等）などを考慮しながら検討していくこととしたい。
防災訓練の継続と支援者の拡充	<ul style="list-style-type: none"> □ 今回の防災訓練は2か月前から住民に周知していたが、実際の参加者が少なかった。もっと多くの人に参加してもらえるよう工夫する必要がある。 □ 訓練など人が集まる場所で要支援者の制度や情報を共有すれば、支援を申し出てくれる人が現れる可能性がある。今後、こうした場で支援者の確保についても呼びかけていきたい。

※■…市、□…地区（表中）

北願成寺町では、自主防災組織のメンバーである民生委員5名（5つの各エリア担当）がそれぞれ要支援者を選定し、地域調整会議（自宅訪問型）において、要支援者本人・御家族や民生委員に加え、必要に応じてケアマネジャー等も一緒になり、具体的な本人の心身状況や必要な支援等について確認しました。また、その結果を踏まえた避難訓練の実施によって個別避難計画の実効性を検証することができました。

今後は、真に避難支援等を必要とする方に確実な避難支援体制を構築できるよう、地区内の要支援者について、ハザードや心身の状況等から優先度を判断し、順次、個別避難計画を更新していく方針であり、自主防災組織を中心とした実効性のある計画づくりがさらに進められていくことが期待されます。

インタビュー -

～訓練を振り返って～



北願成寺町 坂本町内会長
（自主防災組織 会長）

頭で考えるだけでなく、訓練で動いてみれば、実際に何が問題なのかが判りますので、訓練ができて良かったと思います。

今後は、優先的に対応すべき要支援者の個別避難計画を作成して支援体制を充実したいです。また、これからも継続して訓練を行い、町内の防災意識を高めていきたいと思います。

日頃から災害が起きたとき助けてほしいと本人が言っていたので、訓練に参加し、助けてもらえることがわかり、本人も安心したと思います。



訓練に参加した
要支援者の御家族

有識者からのコメント

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

次への取り組み内容や新たな課題の発見など、みなさんが前向きな振り返りをされていることがとてもよかったと思いました。

今後、数多くの個別避難計画を作成していくにあたり、各戸訪問型での作成方法は実態に近いものになると思われます。ケアマネジャーとの情報共有など、日常生活と非日常の避難行動を結びつけて考えることができた例だと思います。

“緊急安心カード”を活かす 平時の見守り活動からの個別避難計画づくり

キーワード 中規模地区 / 自主防災組織 / 民生委員 / 平時の見守り活動 / 地震、風水害

取組概要

- ・地区内の民生委員（2名）による平時の見守り活動を活かした取組み
- ・民生委員が選定した要支援者（3名）の個別避難計画を更新
- ・まずは“玄関先に出る”までの避難訓練を実施
- ・“緊急安心カード”を活かした個別避難計画づくりの検討

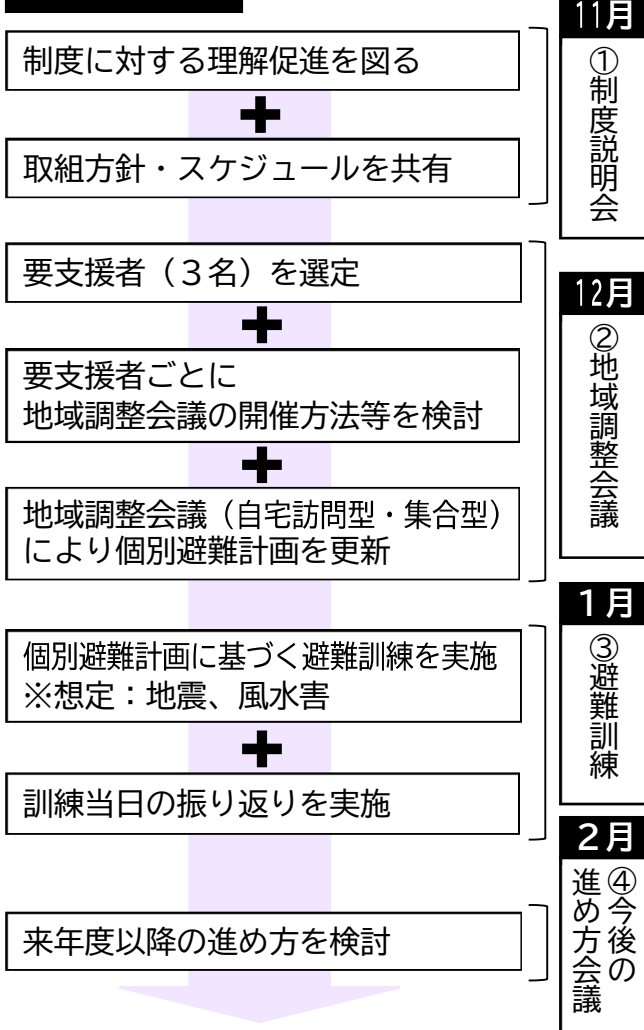
地区の特色

- ☆ 地区内が10組に分かれ、各組に組長が配置されている中規模地区
- ☆ 自主防災組織のメンバーとして、民生委員（2名）が参画
- ☆ 平時の見守り活動は、民生委員に加え福祉協力員（2名）、シルバーヘルパー（10名）が協力して実施
- ☆ 上記活動にあたっては、社会福祉協議会が配布している緊急安心カードを活用
※緊急安心カード…ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に救急隊員へ緊急連絡先等を知らせるためのカード

地区の主な課題

- ✓ 地区住民の大半が比較的安全な場所に居住しており、防災への意識がやや低調
- ✓ 要支援者数が多く（181名）、真に避難支援等が必要な方を絞り込めていない
- ✓ 個別避難計画は作成しているものの、具体的な避難支援等実施者や避難先・避難経路等が記入されていないものがある
- ✓ 災害時の要支援者名簿と平時の緊急安心カードで類似した情報を掲載しているが相互の情報共有はできない

取組みの流れ



主な成果

- 架空の要支援者を想定した演習を通して、参加者全員が避難支援について具体的、かつ身近に考える機会となった
- 民生委員を中心に、計画を更新する要支援者3名を選定した
- 要支援者の状態に合わせて、2タイプのアプローチ方法（自宅訪問型・集合型）で計画づくりを進めることができた
- 初めての避難訓練であることを考慮し、まずは“玄関先に出る”ことを目標に、動作確認・声掛け等を行った
- 避難時の持ち出し品や避難準備について実際に確認できた
- 民生委員が平時の見守りのため作成している“緊急安心カード”を活かした個別避難計画づくりを検討していくこととなった

① 制度説明会

民生委員を含む自主防災組織等の関係者の制度に対する理解促進や、個別避難計画の作成に係るこれからの進め方等の協議を目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

【参加者】 29名 自主防災組織（区長、役員、組長、民生委員等）16名、社会福祉協議会1名、福祉避難所1名、町5名（総務課、福祉課）、県2名、県委託事業者4名
 【場所】 木倉分館 【所要時間】 2.0h

【プログラム】

1 個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）
制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）
2 御船町の現状と課題（説明：町福祉課）
個別避難計画に係る町の現状（これまでの取組み）と課題について説明
3 演習（グループワーク）（進行：県委託事業者）
架空の要支援者「Aさん」を想定し、Aさんが大雨に備えて避難する際、何に困って、どのような支援をすると良いか、架空のまちのマップを使ったグループワークを実施
4 意見交換
上記1・2の説明内容・3の演習を踏まえ、地区としての考え方や課題を共有した上で、取組方針やスケジュール、次のステップに向けた具体的な進め方等について意見交換を実施

- 演習では、後期高齢者・独居・認知症（軽度）・難聴・歩行困難等という複雑な状況にあるAさんの避難支援等をどのように行うか、まちのマップを見ながら話し合いました
- 普段、自身とは異なる状況下に置かれている方の避難についてあまり意識しないなか、演習をとおして、課題をより身近に感じることができました
- その後、要支援者数名を選定し実際に個別避難計画の更新を試みることになりました。



<演習（グループワーク）の様子>

基礎情報

所在地 上益城郡御船町木倉（西木倉地区）	実施主体 ★自主防災組織（西木倉地区）	市町村担当課 ・総務課 ・福祉課
地区の人口 1,129人（469世帯）	【組織体制】	参画団体等 御船町社会福祉協議会
要支援者数 要支援者数：181名 〔うち 選定した要支援者 3名〕	<pre> graph TD A[区長 (1名)] --- B[役員 (4名)] B --- C[組長] B --- D[民生委員] B --- E[福祉協力員] B --- F[その他役員] </pre>	
今想定した災害 地震、風水害		

② 地域調整会議（自宅訪問型 及び 集合型）

地域調整会議は、様々な個別避難計画の作成手法を検討するため、要支援者（個人）の関係者が自宅を訪問する「自宅訪問型」、要支援者（複数）の関係者が公民館等に来る「集合型」の2タイプの方法で実施しました。

タイプⅠ：自宅訪問型

- 自宅からの移動が困難な要支援者（1名）について、自宅を訪問し、民生委員をはじめとする自主防災組織と共に、チェックリスト（様式3-2/P98参照）を活用しながら、要支援者本人（又は御家族）に聞き取りを行い、個別避難計画を更新しました（所要時間：2時間）

要支援者	開催場所	当日参加したメンバー
Aさん	自宅	本人、避難支援等実施者（御家族）、民生委員、組長、町（福祉課）

タイプⅡ：集合型

[参加者] 16名 要支援者2名、避難支援等実施者2名、自主防災組織（区長、組長、民生委員）4名、町4名（総務課、福祉課）、県2名、県委託事業者2名

[場所] 木倉分館 [所要時間] 2.0h

- 自宅からの移動が可能な要支援者（2名）について、木倉分館に集合し、全員で個別避難計画の制度等について振り返りを行った後、2つのグループに分かれ、避難支援等実施者や民生委員をはじめとする自主防災組織と共に、チェックリスト（様式3-2/P98参照）を活用しながら、要支援者本人に聞き取りを行い、個別避難計画を更新しました
- 取組みを通して、関係者は要支援者の詳細な心身の状況や避難支援等の際に留意すべき事項などを把握することができ、更新した計画内容を要支援者本人と関係者で共有することもできたことで、安心感の高まりにも繋がりました
- また、改めて関係者同士が顔を合わせる良い機会にもなりました

要支援者	開催場所	当日参加したメンバー
Bさん	木倉分館	本人、避難支援等実施者、民生委員、組長
Cさん		本人、避難支援等実施者、区長、組長



<地域調整会議（集合型）の様子>

参加者の感想・意見等

- ・ 避難の際、常備薬など持ち出しが必要な物を事前に準備しておく必要がある
- ・ 熊本地震の際、民生委員で独居者の自宅を回り安否確認を行ったが、ドアが閉まっており安否が判らない人もいた。安否確認の方法を決めておく必要がある
- ・ 平時から要支援者が自宅内のどの場所にいるか、誰が把握して、どこまで関係者で情報を共有するのか等、地区のルールを決めていく必要がある

③ 避難訓練・当日の振り返り

②地域調整会議で更新した個別避難計画に基づき、まずは“玄関先に出る”までの避難訓練として、要支援者（1名）の避難準備、動作確認、声掛け等を実施しました。

また別途、要支援者（2名）については、電話連絡による安否確認訓練も実施しました。

【参加者】 8名 要支援者3名（うち2名は安否確認訓練）、避難支援等実施者（御家族）1名、自主防災組織（組長、民生委員、福祉協力員）3名、町1名（福祉課）

【場所】 要支援者自宅 【所要時間】 0.5h

要支援者	主な心身の状況	訓練内容
Aさん	身体に障がいあり	玄関先に出るまでの動作確認、声掛け
Bさん	高齢で支援が必要	電話連絡による安否確認
Cさん	高齢で支援が必要	電話連絡による安否確認



●民生委員が要支援者宅を訪問



●玄関先に出るまでの避難訓練を実施



●動作確認、声掛け



●避難時の持ち出し品の確認

【当日の振り返り（抜粋）】

民生委員の感想・意見等

- ・ 要支援者本人や支援者である御家族の方も、災害を想定した訓練で、民生委員や町職員が自宅まで来てくれたという事で大変喜び、また安心されていた
- ・ 初めての訓練になるため、持ち出し品の確認や避難準備は民生委員が補助を行う想定で訪問したが、実際には本人自らいつ出かけても良いように準備されていた。地域調整会議の際に話し合ったことを意識していただいたのだなと思った
- ・ また、雨風の強い時には、近所に住む若い方がいつも声掛けをして下さっていることを知ることができ、日頃の地域とのつながりを把握できて良かった

④ 今後の進め方検討会議

今後の進め方検討会議では、これまでの取組みを踏まえた課題や、来年度以降の地区としての進め方等について話し合いました。

[参加者] 12名 自主防災組織（区長、民生委員）3名、町5名（総務課、福祉課）、
県2名、県委託事業者2名

[場所] 御船町役場内会議室 [時間] 1.5h

【地区の課題等（抜粋）】

- ✓ 今回の取組みでは、モデル事業に協力可能な要支援者を選定し個別避難計画を作成したが、要支援者名簿に多数の方（181名）が登録されている現状を踏まえると、真に避難支援等が必要な、優先度の高い要支援者を選定していく必要がある
- ✓ 町では要支援者の情報について、個人情報保護の関係で限られた関係者にしか共有ができていない。名簿情報も更新があまり進んでおらず、要支援者の情報（変化含め）をどのように収集・共有していくか、町と地区の情報共有の在り方を模索していく必要がある
- ✓ まずは、民生委員が行っている平時の見守り活動との具体的な連携方法を考えていきたい

【今後の進め方】

- ✓ 西木倉地区では、緊急安心カードを記入された方のうち、1人暮らしの高齢者や障がい者を中心に平時の見守り活動を実施していることから、当該カードに避難支援等実施者の情報を追加するなど、工夫次第で、関係者の大きな負担になることなく、平時の見守りから災害時の避難支援等まで活用（個別避難計画の代わりに）できる可能性があるため、今後、社会福祉協議会などとも話し合いを進めていく
- ✓ また、当該カードは、日中独居となる比較的健康な高齢者が不安に感じて記入している場合もあるが、1人暮らしの高齢者や障がい者など、個別避難計画作成の優先度が高いと考えられる方が含まれており、真に避難支援等が必要な要支援者の選定にも活用できる可能性が高いため、活用方法を検討していく
- ✓ さらに、当該カードと要支援者名簿の情報を突合することで、平時と災害時の支援者などの情報を相互に共有できない現状を打開できる可能性もある
- ✓ 今回は地区全体で進めていったが、今後は、地域の状態が良く把握できる範囲で進める方が、顔が見える関係がつくれてよいかもしいないため、組単位での取組みを検討していく
- ✓ 災害時には地区（自主防災組織等）の協力が必ず必要のため、今後も関係団体と連携しながら、防災及び福祉に関する活動を並行して進めていきたい



総括

自主防災組織が主体となり、民生委員によるこれまでの平時の見守り活動等を活かして、個別避難計画の作成～避難訓練による検証が行われました。

今後、民生委員が平時の見守り活動で作成し、個別避難計画の内容とも一部重複する情報を含む“緊急安心カード”を活かした計画作成について検討していくこととされており、効率的かつ負担を軽減したかたちでの個別避難計画づくりが期待できます。

また今後、町としても真に避難支援等が必要な要支援者を把握し、地域との情報共有の在り方についても整理等を行っていく予定です。

インタビュー -

～取組み・訓練を振り返って～



西木倉地区 高添区長
(自主防災組織 会長)

今回の取組みで、民生委員が参加した要支援者の訓練までできて良かったと思っています。10組の組長は2年で交代しますので、こうした取組みの説明や引き継ぎも大事だと考えています。今後は、自主防災組織に防災士を配置していくなど防災面でも強化していきつつ、防災と福祉の取組みを少しずつ広げていければと考えています。

見守りは1人ではできないです。御家族の方にも地区の見守りで誰が関わっているのか理解していただかないといけないし、また、災害の時、急に助けて下さいと言われても、日頃の交流が無いと難しいです。

今回の訓練で、要支援者の方と御家族の方が喜ばれたこと、日頃声をかけて下さるご近所さんがいらっしやることを知ることができたことなど、訓練を実施して本当に良かったなと思いました。これからも見守りを通じて、地区の方と交流していきたいと思っています。



西木倉地区 佐藤民生委員

有識者からのコメント

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

訓練を実施したことで、要支援者の方と御家族に喜ばれたということが素晴らしいことだと思います。個別避難計画は作ることが目的ではなく、作ることで課題が整理されたり、本人や御家族が安心できたり、誰と何をするのが分かったりというメリットがあることを実感できたことが大切です。

このように、計画の作成は面倒なことではなく、安心に繋がることを知っていただけたこと、また関係者もそれを共有することができた良い例だと思います。

防災×福祉の自主防災組織がサポート！ 本人と家族が考える個別避難計画づくり

キーワード 小規模地区 / 自主防災組織 / 平時の見守り活動 / 土砂災害（土石流）

取組概要

- ・ 防災×福祉の自主防災組織による平時の見守り活動を活かした取組み
- ・ 自主防災組織が選定した要支援者（1名）の個別避難計画を作成
- ・ “とりあえずやってみる” 式で、避難支援体制の構築をめざす
- ・ 上記を踏まえた地区及び町における課題の共有、来年度以降の進め方の検討

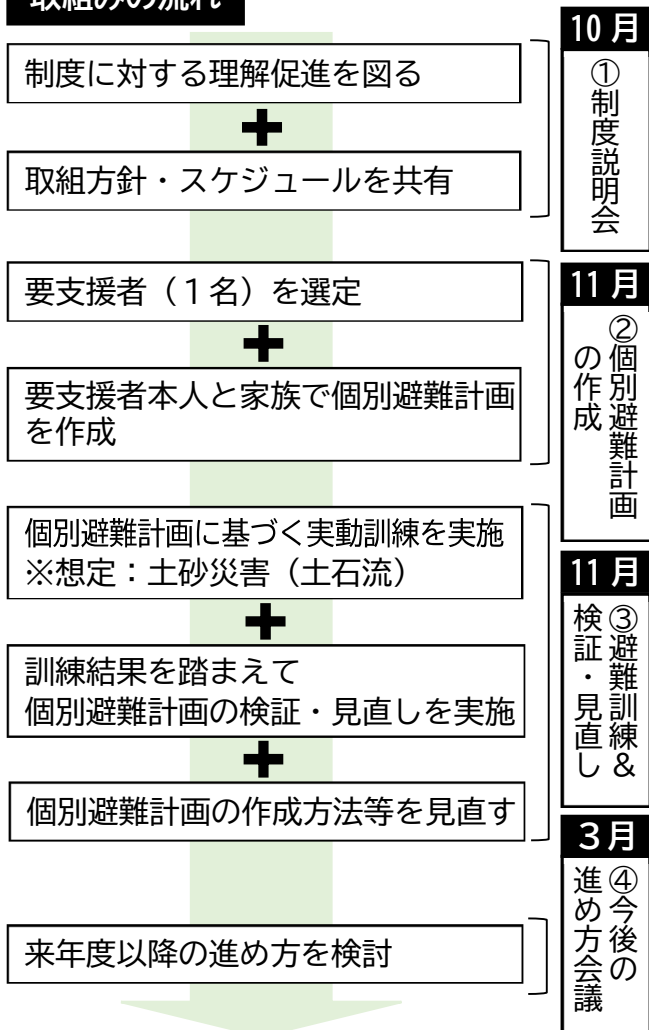
地区の特色

- ☆ 平成25年に横町区自主防災会を設立、毎年、地区において防災訓練を実施
- ☆ 自主防災組織でありながら、防災×福祉を基本理念に、組織内に福祉協力員を配置、要支援者の平時の見守り活動も実施
- ☆ 社会福祉協議会との連携が密で、組織設立時にも社協が福祉の勉強会を開催（疑似的な車いすの避難訓練等も実施）
- ☆ 地区のほぼ全域が土砂災害（土石流）警戒区域内に該当

地区の主な課題

- ✓ 平時の見守り活動を約10年継続しており、要支援者（特に高齢者）の把握や信頼関係は構築できているが、個別避難計画は作成できていない
- ✓ 要支援者数が多く（61名）、真に避難支援等が必要な方を絞り込めていない
- ✓ 安全な避難先が地区内に少なく、要支援者の受け入れ体制にも不安があることから、他地区もしくは町の指定避難所への避難方法の検討も必要

取組みの流れ



主な成果

- 自主防災組織を中心に個別避難計画の作成に取り組んでいくことに合意が得られた
- 町の条例制定により要支援者の対象範囲を絞り込んだ上で1名を選定した
- 自主防災組織のサポートにより、要支援者本人と家族で個別避難計画を作成できた
- 町内全域を対象とした町防災訓練に合わせて避難訓練を実施したことで、町・消防団との連携も確認できた
- 地区外に住む要支援者の家族の参加により、支援の必要性を再認識する機会となった
- 避難支援等における自主防災組織内の役割分担や、福祉避難所への直接避難の必要性等を関係者で共有できた

① 制度説明会

自主防災組織を含む関係者の制度に対する理解促進や、個別避難計画の作成に係るこれからの取組みの進め方等の協議を目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

[参加者] 29名 自主防災組織（会長等）16名、社会福祉協議会4名、
町3名（住民福祉課、総務課）、県2名、県委託事業者4名
[場所] 横町公民館 [所要時間] 1.5h

1 個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）
制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）
2 高森町の現状と課題（説明：町住民福祉課）
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり個別避難計画の作成が遅れているが、横町地区のモデル事業をきっかけに、今後全ての地区に横展開していきたい旨説明
3 意見交換
上記1・2の説明内容を踏まえ、地区としての考え方や課題を共有した上で、取組方針やスケジュール、次のステップに向けた具体的な進め方等について意見交換を実施

- 意見交換では、自主防災組織で実施している見守り活動に効果を感じているが、個別避難計画に取り組むことで、現在よりも良くなると考えてもよいのかという質問がありました。会長からは、個別避難計画を作成する目的は、一人では避難できない方をどう支援していくか、自主防災組織で手が回らなければ公助に繋げるなど、そうした役割分担を決めておく話と考えており、確実に良くなっていくとの話があり、関係者の方々にも御理解いただきました
- 説明会後は、避難訓練の実施に向け、自主防災組織において要支援者を選定し、個別避難計画を作成して試みる事が決まりました



<制度説明会の様子>

高森町
横町地区

基礎情報		
所在地	実施主体	市町村担当課
阿蘇郡高森町横町地区	★横町区自主防災会	・住民福祉課 ・総務課
地区の人口	【組織体制】	参画団体等
282人（123世帯）	<div style="text-align: center;"> 会長（1名） ↓ 副会長（1名/民生委員） ↓ 救出救護班 避難誘導班 給食給水班 総務班 ↓ ↓ ↓ ↓ 防災協力員 福祉協力員、シルバーヘルパー </div>	高森町社会福祉協議会
要支援者数		
要支援者数：61名 （うち当初選定した要支援者1名 追加選定した要支援者1名）		
今回想定した災害		
土砂災害（土石流）		

② 本人・御家族による個別避難計画の作成

優先度が高いと思われる要支援者（7名）のうち、自主防災組織が選定した要支援者（1名）について、自主防災組織サポートのもと、御家族による個別避難計画の作成が行われました。

要支援者	開催場所	参加メンバー	所要時間
Aさん	自宅	御家族（娘婿）1名、自主防災組織（会長）1名	0.5h

- 自主防災組織が個別避難計画の作成を支援し、作成後は関係者で計画内容を共有しました
- 実際に個別避難計画を作成してみた御家族からは、次のような感想が寄せられました

- ✓ 要支援者本人とは一緒に生活している時間が短いこともあり、普段の生活状況など詳細が判らない点があった
- ✓ 仮に別居の家族が個別避難計画を作成する場合、現在の個別避難計画の様式すべてを埋める（詳細な状況まで記載する）のは大変。記載例などがあるとよかった
(例：家族構成記入欄…離れて暮らす家族も記入するのか、等)
- ✓ 要支援者の妻も認知症状がみられ、高齢者夫婦の場合は本人のみで作成するのは難しい

③ 避難訓練・当日の振り返り

町が主催する防災DX訓練（対象：町内全域）と合わせて、横町地区では個別避難計画を活用した避難訓練を実施しました。

当日は、②において御家族が作成した個別避難計画に基づき、自宅から自主避難所（公民館）まで、以下のとおり避難支援等を行いました。

[参加者] 27名 要支援者1名、支援者（御家族）1名、自主防災組織（会長他）15名、
社会福祉協議会2名、町3名（住民福祉課、総務課）、県3名、県委託事業者2名
[場所] 横町公民館 [所要時間] 2.0h

要支援者	主な心身の状況	移動手段	訓練協力者
Aさん	右半身麻痺	車 (一般車両)	避難支援等実施者3名（御家族、福祉協力員2名）、消防団（避難誘導）

- 防災DX訓練では、震度5弱の地震発生を想定し、町民が近隣の公民館等へ避難、住民同士の安否確認が行われました。また、町本部と公民館（42箇所）がオンラインで繋がれ、各公民館に避難した住民へ、町長による中継での声掛けも行われました
- 横町地区では、土砂災害（土石流）の発生に備えるため、独自に風水害警戒レベル3の発令を想定し、近隣住民による（特に高齢者世帯の）相互の安否確認を行いました
- 要支援者は、家族が不在で安否確認ができなかったと仮定し、要支援者宅へは家族以外の避難支援等実施者（2名）が駆けつけ、車への移乗を補助し、公民館へ避難するまでの避難支援等を行いました

要支援者の避難支援等の様子はオンラインで公民館にも配信され、地区住民が見守りました



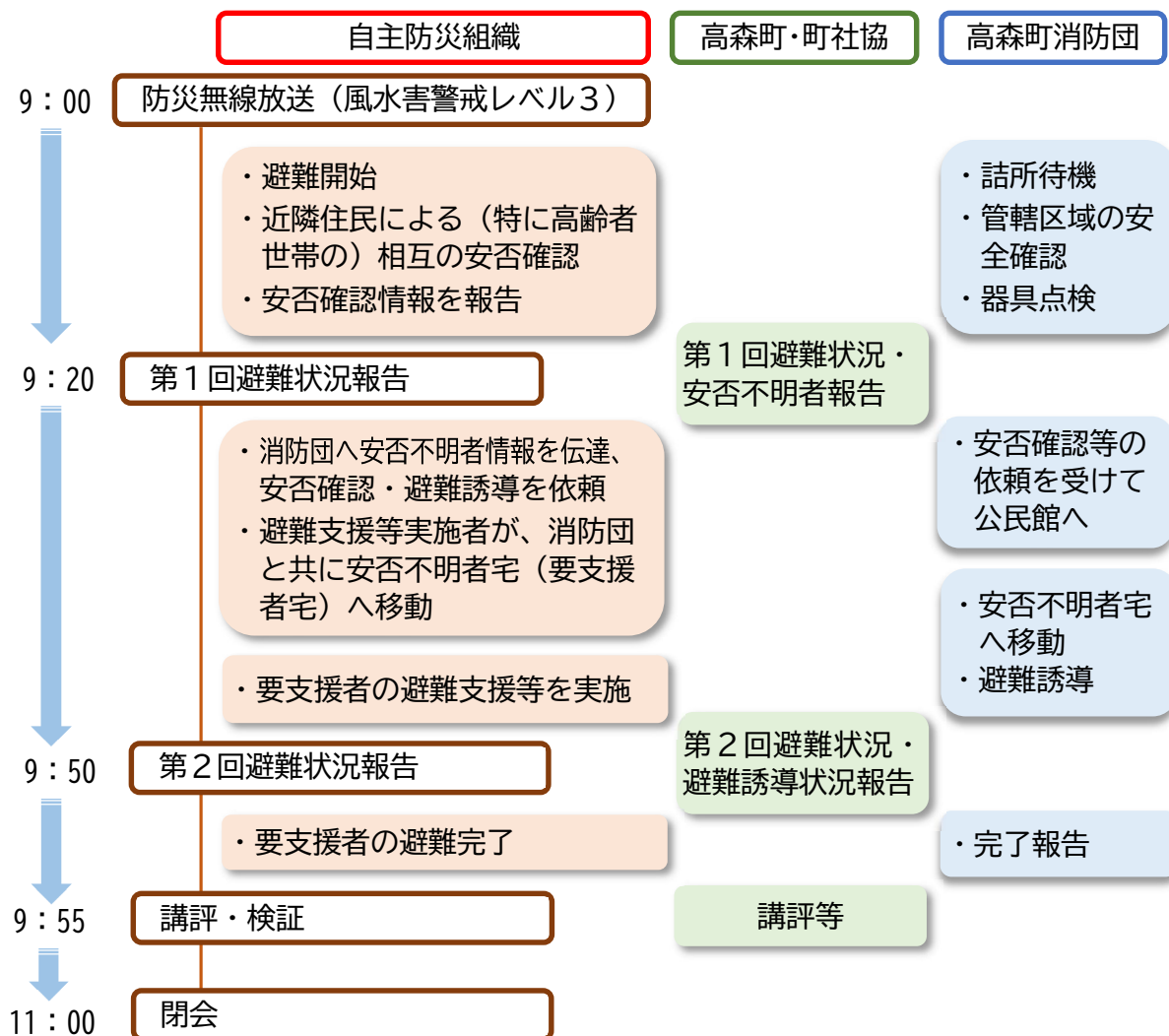
<町長による中継での声掛け>



<要支援者の避難訓練>



【避難訓練シナリオ（一部）】



- 訓練後の検証では、個別避難計画を作成した要支援者の家族も参加し、作成した感想を地区の方々に共有するとともに、参加者が感じた訓練の感想等についても共有しました
- 振り返りを行うなかで、要支援者の隣人である参加者の方が、要支援者の家族に電話が繋がらない場合の声掛けの支援を申し出てくれました。地区住民が多く集まる場で要支援者の情報を伝えることで、その場で支援協力者が決まったことから、改めて情報共有の重要性を感じられた場面でした

【当日の振り返り（抜粋）】

参加者の感想・意見等

- ・ 離れて暮らす家族が個別避難計画を記入するのは、かかりつけ医の情報や普段の生活状態など判らないことが多く、チェック方式で作成できるようになるとありがたい。また、作成例のひな型があると良い
- ・ 要支援者の妻は電話が苦手なため、今回は訓練の為に「お父さんの避難支援に来てくれる人」と事前に番号登録してスムーズに準備ができたが、実際の災害時にうまく電話を取れるか不安だ。電話が苦手な方の対応を考えた方がよい
- ・ 私（参加者）は要支援者の隣人ですが、緊急時の連絡先に私を加えておけば良いのではないのでしょうか？電話が苦手ならば、直接声を掛けに行くことができる
- ・ 右半身が麻痺しているため、足に装具をつけていると曲がらない。幅が狭い軽自動車だとなかなか難しそうであった。装具を外すと足が曲がるので、一旦座席に座らせた後、マジックテープ3箇所を外して車に乗ると良いのでは

④ 今後の進め方検討会議

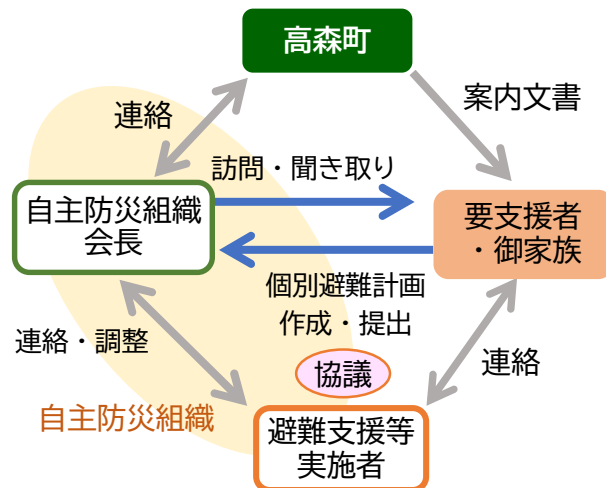
今後の進め方検討会議では、これまでの取組みを踏まえ、来年度以降の地区としての進め方や町による他地区への普及展開時の課題等について意見交換を行いました。

[参加者] 12名 自主防災組織（会長他）6名、社会福祉協議会1名、町2名（住民福祉課、総務課）、
県2名、県委託事業者1名

[場所] 横町公民館 [所要時間] 2.0h

- ③の終了後、優先度が高いと思われる7名の要支援者のうち、残る6名の計画作成を進めるため、町から制度に関する案内文書を送付、自主防災組織の会長が個別訪問し心身の状況等の聞き取りを行いました
- 上記の結果、個別避難計画の作成が特に必要と考えられた1名を追加で選定し、本人・御家族で計画を作成していただきました
- さらに、作成された個別避難計画をもとに、御家族や自主防災組織のメンバー、避難支援等実施者が集まり、情報を共有するとともに、支援のための意見交換を行いました
- 自主防災組織からは、これまでの取組みを踏まえ、以下のとおり質問が寄せられました

【残る要支援者（6名）への対応】



主な質問	主な回答・アドバイス
自主防災組織はどこまで支援するべきか	要支援者の心身状況や周囲の環境等によって支援が必要となる範囲が異なるため、一概に回答することは難しく、訓練等を通して個々の状況に合わせて決めていく必要がある
町所有の多目的車は災害時の避難支援等に使用できるのか	車いす対応車であるが、災害時を含め運用方法を検討中。今後、協議しながら決めていきたい
福祉避難所への直接避難は可能か	4箇所の福祉避難所があるが、現在は、直接避難ではなく二次避難所として対応している。今後、他地区への普及展開を進めていくなかで各地区の詳細な状況を把握していきたい

【今後の進め方】

- ✓ 優先度が高いと思われる7名の要支援者のうち、今回、個別避難計画の作成に至らなかった5名や、今後新たに要支援者となる方については、今後も自主防災組織による平時の見守りを続けながら、必要に応じて個別避難計画を作成していく
- ✓ 今後、要支援者数が増えた場合等にも対応できるよう、自主防災組織内での役割分担も明確にしていく
- ✓ 町では、横町地区の取組みを参考に、他地区に対しても個別避難計画の取組みに協力いただけるよう普及展開を図っていく。また、横町地区から問題提起いただいた内容を踏まえ、町全体としての課題やそれに対する考え方を整理していく

総括

従来からの防災×福祉の自主防災組織の活動を土台として、個別避難計画において重要となる“防災”と“福祉”両方の視点をもって取組みを行うことができました。また、要支援者の御家族が訓練に参加し、心配事や地区への感謝を述べられたことで、参加者にとって活動の意義や重要性を再認識する良い機会となったのではないのでしょうか。今後は、作成した個別避難計画をどのように活用（運用）するのか、作成段階の課題をどう解決するのかなどについて検討を進めるとともに、町としても他の地区に普及展開を図っていく予定です。

インタビュー

～訓練を振り返って～

実際やってみて色々な問題が出てきたということ自体が有意義でした。参加して下さった要支援者の方も、日頃からの信頼関係があって訓練ができましたので、日々の声かけは重要だと思いました。

いざというときの為にできるだけご近所さんに手伝ってもらって、また、日頃から役場や社会福祉協議会などと連携しながら進めていくことの重要性を実感しました。

今後は様々なパターンに対応できるよう、取り組みを一つ一つ積み重ねていきたいです。



横町地区 渡邊区長
(自主防災組織 会長)

地区トピックス

- ・横町地区の自主防災組織は、平成24年7月の熊本広域大水害の翌年に結成されました。結成当初から「防災と福祉」というテーマを掲げ、令和4年で10年となりました
- ・見守り活動を始めた当初は、「あなた方のお世話にならんでいい」という方が多かったそうですが、活動を継続していくうちに、徐々に心を開いてもらえるようになったそうです



横町地区車いす避難路 危険箇所マップ
(公民館に掲示)

高森町
横町地区

有識者からのコメント

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

訓練を実施して、場や関係を共有し課題を整理できたことが良かったと思いますし、1回目はうまくいっても、2回目もうまくいくとは限らないことも実感されたかと思います。

個別避難計画の作成対象者は一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方方で、日々の生活で精一杯であることが多く、「大変だから」「どうせやっても…」とできない理由を探してしまいがちですが、とにかくやってみるものの必要性を実感できた例だと思います。

高齢者いきいきサロンの支え合い活動による 助け合いの丸いコミュニティづくり

キーワード 小規模地区 / 高齢者いきいきサロン / ささえあい活動 / 風水害

取組概要

- ・高齢者いきいきサロンによるささえあい活動を活かした取組み
- ・平時・災害時に関わらず、高齢者同士でお互いに助け合うコミュニティづくり
- ・サロン会員の要支援者（11名）の個別避難計画を作成
- ・サロンの一環として、制度説明会から避難訓練、地域調整会議までを実施

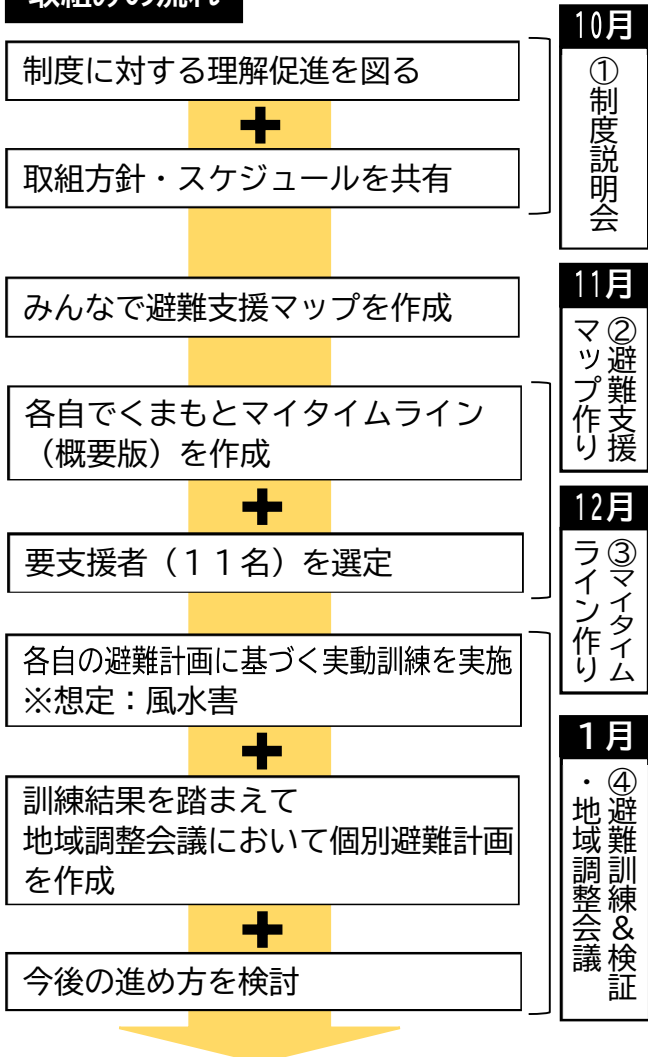
地区の特色

- ☆ 市社会福祉協議会による高齢者の見守りの取組みとして、いきいきサロンが開催（月1回）されている
※サロン会員…主に65歳以上
- ☆ これまでにも、市がサロンの場を借りて防災講座を実施するなど、防災に関する勉強会が行われている
- ☆ 区の高齢化率は約50%であり、市の平均と比較しても高齢化が進んでいる
- ☆ 二級河川（関川）沿い、かつ福岡県との県境に位置している

地区の主な課題

- ✓ 以前、サロン内で要支援者と避難支援等実施者をマッチングしているが、避難経路や避難タイミング、避難方法等については具体的に検討できていない
- ✓ 支援側も高齢であり、避難支援等の実効性に不安がある
- ✓ いきいきサロンに参加していない高齢者の避難支援等について未定
- ✓ 最寄りの他県の避難所が避難先に適しているため、県をまたいだ調整が必要

取組みの流れ



主な成果

- サロンにおいて、半年間を防災に特化した期間とし、そのなかで個別避難計画の作成に取り組むこととなった
- 避難支援マップ作りを通して要支援者と避難支援等実施者のマッチング等の確認ができた
- くまもとマイタイムライン作りを通して、サロン会員それぞれの具体的な災害時の行動を検討することができた
- 訓練を通して、避難開始の判断や要支援者への声掛け（アプローチ方法）の重要性に改めて気付くことができた
- エリアごとに分かれ、近隣住民同士でお互いの状況や課題を共有することができた
- 今後のサロンでも、引き続き防災について取り組んでいくこととなった

① 制度説明会

サロン（第1回）では、いきいきサロン会員の制度に対する理解促進や、個別避難計画の作成に係るこれからの進め方等の協議を目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

[参加者] 37名 いきいきサロン（実行委員長ほか）28名、市3名（福祉課、防災安全課）、
県2名、県委託事業者4名

[場所] 助丸区公民館 [所要時間] 1.5h

1 荒尾市による防災講座（説明：市防災安全課）

これから災害時の避難支援等を考えていくにあたって、まずは自身や御家族で命を守る“自助”の重要性を説明するとともに、様々な防災グッズについても紹介

2 個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）

制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）

3 意見交換

上記1・2を踏まえ、地区の考え方や課題を共有し、今後の計画作成の進め方・スケジュール等について意見交換、関係者の合意を得ました

- 意見交換では、「どうしても避難しないという人にはどう対応したら良いですか？」という質問がありました。まずは自身の身の安全を確保すること、次に「避難しない方がいる」という情報を公的機関に連絡して公助に繋ぐことが重要であり、避難しないという方も、日頃からの継続的な声掛けにより避難支援を受け入れてくれることもあるため、声掛けの継続やコミュニティの強化などが解決策として挙げられました
- また、最寄りの他県の避難所が避難先に適していることや、台風時に屋内で防災無線放送が聞き取れないことなど災害時の困りごとを共有しました

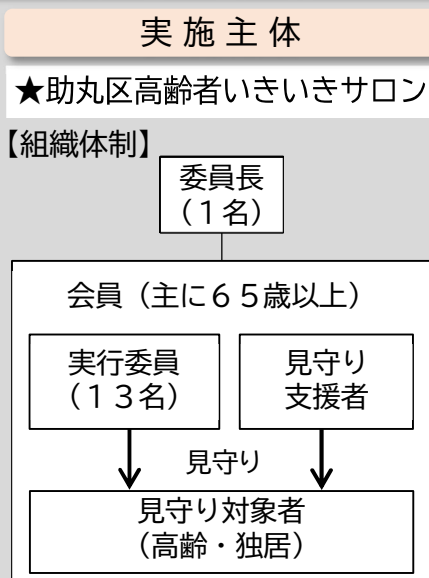


<制度説明会の様子>

荒尾市 助丸区

基礎情報

所在地	荒尾市助丸区
地区の人口	344人（173世帯）
要支援者数	要支援者数：29名 〔うち 選定した要支援者11名〕
今回想定した災害	風水害



市町村担当課	・保健福祉部 福祉課 ・市民環境部 防災安全課
参画団体等	荒尾市社会福祉協議会



② 避難支援マップ作り

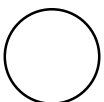
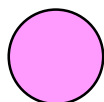
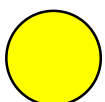

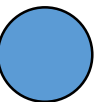
サロン（第2回）では、個別避難計画の作成にあたって、避難支援マップ作りを行うとともに、地域の危険箇所・困りごと等の確認を行いました。

[参加者] 34名 いきいきサロン（実行委員長ほか）28名、市2名（福祉課、防災安全課）、
県2名、県委託事業者2名

[場所] 助丸区公民館 [所要時間] 1.5h

- 荒尾市では1年前に、いきいきサロン会員のなかで要支援者と避難支援等実施者のマッチングを行っています。今回の避難支援マップ作りでは、要支援者と避難支援等実施者、更には日頃の見守り対象者と実施者について、地図上に会員同士でシールを貼りながら、お互いの自宅までの距離や、マッチングを変更する必要があるか等の確認を行いました

【取組みで使用したシールの分類】

平時		災害時		
				
対象者	見守り協力者	要支援者	災害時協力者①	災害時協力者②



<避難支援マップ作りの様子>

- また、地域における危険箇所や障害物（段差など）、災害時に困ること等について、各自に配付されたワークシートに書き込みました
- そのほか、①制度説明会の際の「屋内で防災無線が聞き取れない」といった話を受けて、市から個人宅に設置する戸別受信機（無償貸出）の紹介と、希望される方への申込用紙の配布・回収が行われました

③ マイタイムライン作り

サロン（第3回）では、くまもとマイタイムライン（概要版）の作成を通して、自身の避難経路、避難のタイミング等について確認を行いました。

[参加者] 35名 いきいきサロン（実行委員長ほか）28名、社会福祉協議会1名、
市2名（福祉課、防災安全課）、県2名、県委託事業者2名

[場所] 助丸区公民館 [所要時間] 1.5h

- サロン（第2回）で作成した避難支援マップの情報を踏まえて、各自に配布されたA3判の地図を用い、安全性を考慮した自宅から公民館までの避難経路を設定しました
- 避難経路の設定後は、各自で“くまもとマイタイムライン概要版”（避難のタイミング、避難時の連絡先及び避難場所等）を作成し、前回マッチングした班ごとに分かれ、避難訓練の際にお互いが動き出すタイミングや避難方法等を話し合いました
- 話し合いのなかで、支援側が一方向的に助けるのではなく、日頃の生活などお互いが助け合っていくべきことが見えてきました

各自にとって、一番安全な避難経路や避難方法が明らかになってきました！



<マイタイムライン作りの様子>

④ 避難訓練・地域調整会議（個別避難計画の作成）

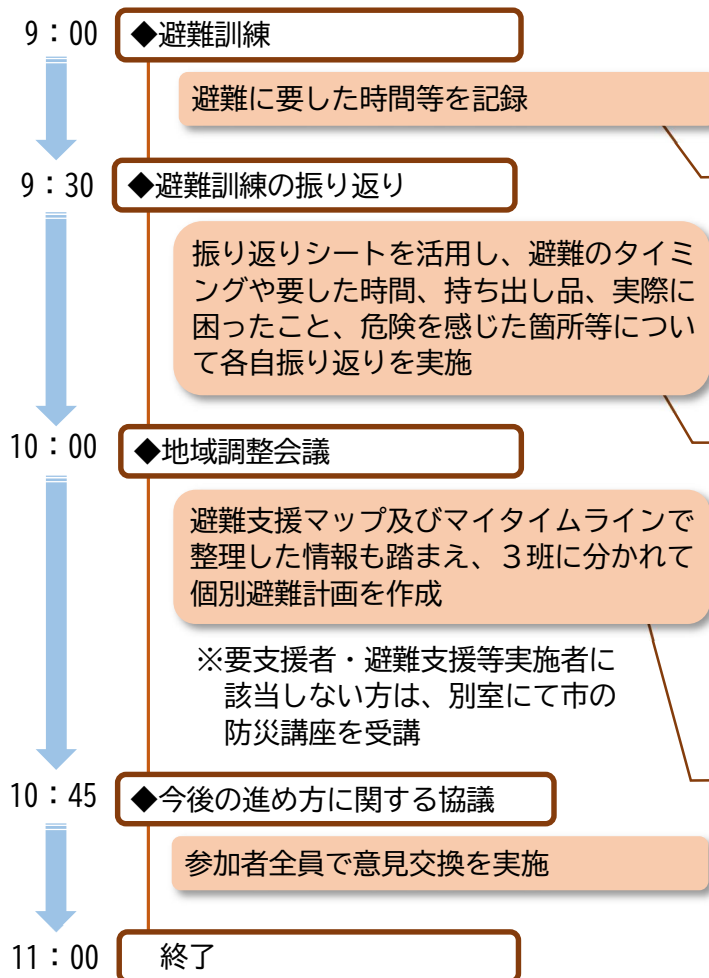
サロン（第4回）では、②避難支援マップ作りで話し合いを行ったマッチング班ごとに、各自宅から自主避難所（公民館）までの避難訓練を行いました。

公民館到着後は、振り返りシート（様式4-3/P105参照）を活用して、訓練の振り返りを行うとともに、特に避難支援等が必要と考えられる要支援者（11名）について、エリアごとに3班に分かれて地域調整会議を開催し、個別避難計画の作成を行いました。

【参加者】36名 いきいきサロン（実行委員長ほか）28名、介護支援専門員（ケアマネジャー）1名、市3名（福祉課、防災安全課）、県1名、県委託事業者3名

【場所】地区全域（自主避難所：助丸区公民館） 【所要時間】1.5h

【全体のスケジュール】



荒尾市 助丸区

【地域調整会議の参加者等（一部抜粋）】

班	要支援者	主な心身の状況	移動手段	当日参加したメンバー
1	Aさん	要介護	徒歩	本人、避難支援等実施者、介護支援専門員（ケアマネジャー）、市福祉課等
2	Bさん	耳が遠い	車	本人（2名）、避難支援等実施者、市福祉課等
	Cさん	高齢者	車	
3	Dさん	高齢者	徒歩	本人、避難支援等実施者、実行委員長、市防災安全課等

- 避難訓練及び振り返りを通して、移動準備にかかった時間は想定と比べてどうだったか、事前に設定した避難経路に問題はなかったかなどを確認しました
- また、地域調整会議では、避難支援マップ及びくまもとマイタイムライン（概要版）で検討してきた計画内容について、避難訓練及び振り返りも踏まえた検証を行い、多くの参加者で話し合うことで、より実効性のある個別避難計画を作成することができました
- また、当日は要支援者を担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）も参画したことで、地域とケアマネジャーがコミュニケーションをとるよい機会にもなりました

【当日の振り返り（抜粋）】

参加者からの感想・意見等

- ・ 要支援者の耳が遠いので、避難時の声掛けが課題だと感じた。今日の訓練でも、自宅の鍵が閉まっており、本人は電話も使用しないので声掛けが大変だった
- ・ 避難のタイミングは、周りが誰も避難していないと不安になるので、自分だけでは判断がつかない
- ・ 念のために要支援者の御家族の連絡先を控えておいて、何かあったら御家族を通して支援できるようにしておきたい
- ・ 設定していた避難経路ではなく、見通しの良い横断歩道を渡るようにする
- ・ 以前骨折した経験があるので、ゆっくり歩く想定で避難を考えるようにする



＜参加者全員で意見交換を行う様子＞

【今後の進め方】

- ✓ 今後のサロンにおいて、防災に関する講座及びこれまでの活動のまとめを実施する
- ✓ サロンで公民館に集まる際には、毎回なるべく要支援者と避難支援等実施者が一緒に来るようにし、日頃の移動が避難訓練となるようにしていきたい
- ✓ サロンに参加していない要支援者についても、避難支援等について検討していくこととなった

総括

助丸区の「高齢者いきいきサロン」で育まれたコミュニティを活かして、個別避難計画の作成に取り組みました。毎月実施されているサロンのなかに今回の取組みを盛り込むことで、定期的に防災について考える機会ができ、普段からお互いに顔を合わせている参加者からの忌憚のない意見の聴取や、負担の軽減を図ることができました。

また、小さなエリア単位で班分けを行い、詳細な地理情報等を踏まえて避難支援等の方法を検討することができたことが、より実効性の高い個別避難計画づくりに繋がりました。

- ・ 「ふれあい・いきいきサロン」は、平成6年に全国社会福祉協議会が提唱した、暮らしの身近な範囲で地域の住民が集い、みんなが楽しく幸せに暮らすための交流拠点です
- ・ 「ささえあい活動」とは、荒尾市社会福祉協議会が実施している事業で、主に高齢者が住み慣れた自分の家でいつまでも暮らし続けることができるよう、地域住民同士のささえあいで高齢者の在宅での支援を行う仕組みです
- ・ ささえあい活動のメニューには、「サロン」「見守り活動」「買い物ツアー」「生活支援」があり、地域の実情に合わせて、活動を選択することができます
- ・ 「見守り活動」とは、地域住民同士の見守り体制を整備するものです。高齢者宅の近隣住民が見守り協力者として普段の見守り（電気がついているか、郵便物は溜まっていないかなど）を実施し、緊急時には区長、民生委員、福祉委員などに連絡がとれる体制を作る活動を指します



有 識 者 か ら の コ メ ン ト

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

自治会単位などの取組みとは異なり、いきいきサロンという場に集う方たちの互助的な関係による新しい取組み方法だと思います。

支える・支えられるという関係ではなく、みんなで考え、支え合うという関係は他の地区でも参考になる例だと思います。いきいきサロンの皆さんが個別避難計画の存在を知り、取り組んでいくことで、お互いが“自分ごと”として計画づくりが進められていくものと思います。

頼れるリーダー！を中心に みんなで考える安全・安心な地域づくり

キーワード 小規模地区 / 自治会 / 防災士 / みんなで考える地域づくり / 地震

取組概要

- ・ 区長（防災士）を中心とした住民同士の交流が盛んな自治会による取組み
- ・ 地域行事（清掃活動）を通して、広く地区住民に向けた制度説明会を実施
- ・ 地域調整会議を社会福祉協議会、地域包括支援センターが全面的にサポート
- ・ 今回の取組みを踏まえて、地区におけるアクションプラン（案）を作成

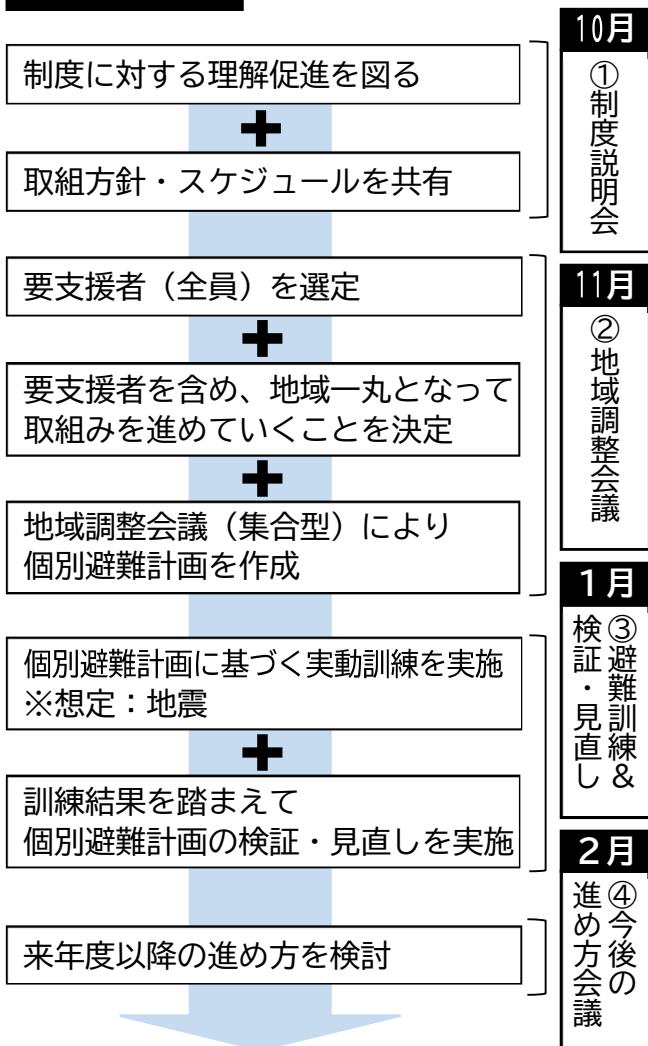
地区の特色

- ☆ 住民同士の交流が盛んで、区長を中心に公民館等での地区イベントも充実
- ☆ 地区で行われる年2回の清掃活動には、基本的に住民全員が参加
- ☆ 佐伊津町全体として、毎年、避難訓練を実施
- ☆ 区長及び防災責任者が防災士を取得
- ☆ 民生委員（1名）は複数の地区を担当
- ☆ 主に想定される災害は地震

地区の主な課題

- ✓ 住民同士の交流が盛んで結びつきが強い一方、避難訓練は広域（佐伊津町）で実施しており、地区独自の防災活動には取り組んだことがない
- ✓ 全体的な防災意識の向上が必要
- ✓ 各要支援者に対する避難支援等実施者は決められているが、支援者の重複や地区外親族の記載がみられる
- ✓ 要支援者情報の共有方法が未定

取組みの流れ



主な成果

- 地域行事（清掃活動）の機会を活用し、住民全体に対し制度説明を実施、取組みへの理解を促進することができた
- 地域調整会議（集合型）により、一度で全員の個別避難計画を作成できた
- 従来のコミュニティの強さを発揮し、一人ひとりの細かい状況を関係者で共有できた
- 訓練やまちあるきによる避難経路の確認結果を踏まえて、参加者全員で福祉防災マップを作成、災害時の危険箇所等について情報共有できた
- 避難支援等における地区のルールづくりの必要性が認識できた
- 地区における今後の進め方をアクションプラン（案）としてまとめることができた

① 制度説明会（簡易版）

個別避難計画の作成等に直接参画する関係者だけでなく、広く地区住民に対して制度概要やモデル事業における取組予定について説明し、理解を得ることを目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

[参加者] 84名 地区住民80名（自治会役員を含む）、市1名、県2名、県委託事業者1名
 [場所] 屋外広場（清掃活動終了後の集合場所） [所要時間] 0.5h

個別避難計画に係る制度説明（簡易版）（説明：県委託事業者）

制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性などについて簡易的に説明（様式1-2、1-3/P72~74参照）

- 地区では、地域行事として清掃活動（年2回）を行っており、ほとんどの住民が参加しています。今回は、この清掃活動終了後に、屋外広場でマイクとポータブルスピーカーを用いて制度説明会を行いました
- 説明後、地区住民の方から「要支援者はどのように決めているのか？」「災害時の体制はどうするのか？」という質問があり、市の担当者から、要支援者名簿に掲載する方の範囲（例：要介護度3以上等）を説明し、加えて介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職や区長、民生委員の意見も参考にしている旨を回答しました
- また、災害時の体制については、区長から「どの地区でも同じで、日中は支援する方が仕事で不在にしていることもある。そこをどうやって打開していくか、地区のみなんで知恵を出し合い、良い形で進めていきましょう」と声掛けがありました



<制度説明会の様子>

基礎情報		
所在地 天草市佐伊津町ほんどの森区	実施主体 ★ほんどの森自治会	市町村担当課 健康福祉部 健康福祉政策課
地区の人口 200人（96世帯）	【組織体制】	参画団体等
要支援者数 要支援者数：15名 （うち 選定した要支援者14名 ※入院中の方を除く全員）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>区長 (1名) ※防災士</p> <p>↓</p> <p>役員 (若干名)</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">連携</div> <div style="text-align: center;"> <p>民生委員 (1名)</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・天草市社会福祉協議会 ・天草北地域包括支援センター
今想定した災害 地震	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>防災士1名</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>防災責任者 (3名/3班)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>その他役員</p> </div> </div>	
	高齢者の見守り	

天草市 佐伊津町
ほんどの森区

② 地域調整会議（集合型）

地域調整会議では、①制度説明会の補足情報や地区の災害危険性を確認し、要支援者を含めた関係者に個別避難計画の必要性等を改めて理解いただいた後、居住エリアごとに3班に分かれて話し合い、要支援者（14名）の個別避難計画を作成しました。

【参加者】 27名 自治会18名、社会福祉協議会1名、地域包括支援センター2名、市1名、県2名、県委託事業者3名

【場所】 ほんどの森自治公民館 【所要時間】 2.0h

【プログラム】

1 個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）
①制度説明会（簡易版）で説明できなかった補足説明のほか、個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）
2 地区における災害危険性の確認（説明：市健康福祉政策課、県委託事業者）
豪雨災害時の地区の危険性について市の担当者から、地震時に地区で起こり得る事態や在宅避難の留意点について県委託事業者より説明
3 個別避難計画の作成・更新
上記1・2の説明内容を踏まえ、班ごとに、要支援者一人ひとりに対しチェックリスト（様式3-2/P98参照）に沿って聞き取りを行い、個別避難計画を作成 ※各班ごとの進行は、社会福祉協議会または地域包括支援センターが実施

【班の構成】

班	要支援者数	参加メンバー
1	6名	本人（6名）、避難支援等実施者（2名）、地域包括支援センター（1名）
2	3名	本人（3名）、避難支援等実施者（2名）、市社会福祉協議会（1名）
3	5名	本人（2名）、避難支援等実施者（2名）、地域包括支援センター（1名） ※当日欠席の要支援者（3名）については区長から御家族へ連絡し、個別避難計画を作成

- 個別避難計画の作成にあたっては、それぞれの要支援者が、地震が発生した際にどんな状況で何に困るのか、避難時や避難先・避難生活の問題点は何かなどを細かく話し合いました
- その結果、以下の状況が明らかになりました

要支援者について

- ・入院中で、退院後に自宅に戻るかわからない
- ・同居家族が施設に入所したため、緊急時に連絡をとることが難しい

避難支援等実施者について

- ・支援者自身に健康上の問題があり、災害時に避難支援等を行うことが難しい
- ・遠方に住んでいて緊急時に来ることが難しい
- ・同一人物が複数の要支援者の避難支援等実施者となっている

その他

- ・自治会未加入で孤立している高齢者が心配

みんなで意見や情報を出し合って、14名全員の個別避難計画を作成することができました！



<地域調整会議の様子>

③ 避難訓練・当日の振り返り

避難訓練では、要支援者本人及び避難支援等実施者も参加し、地区単独では初めてとなる避難訓練を実施しました。

当日は地震の発生を想定し、②地域調整会議で作成した個別避難計画に基づき、以下の通り、避難訓練やまちあるき、福祉防災マップの作成等を行いました。

[参加者] 23名 自治会13名、民生委員1名、社会福祉協議会1名、地域包括支援センター2名、市1名、県1名、県委託事業者4名

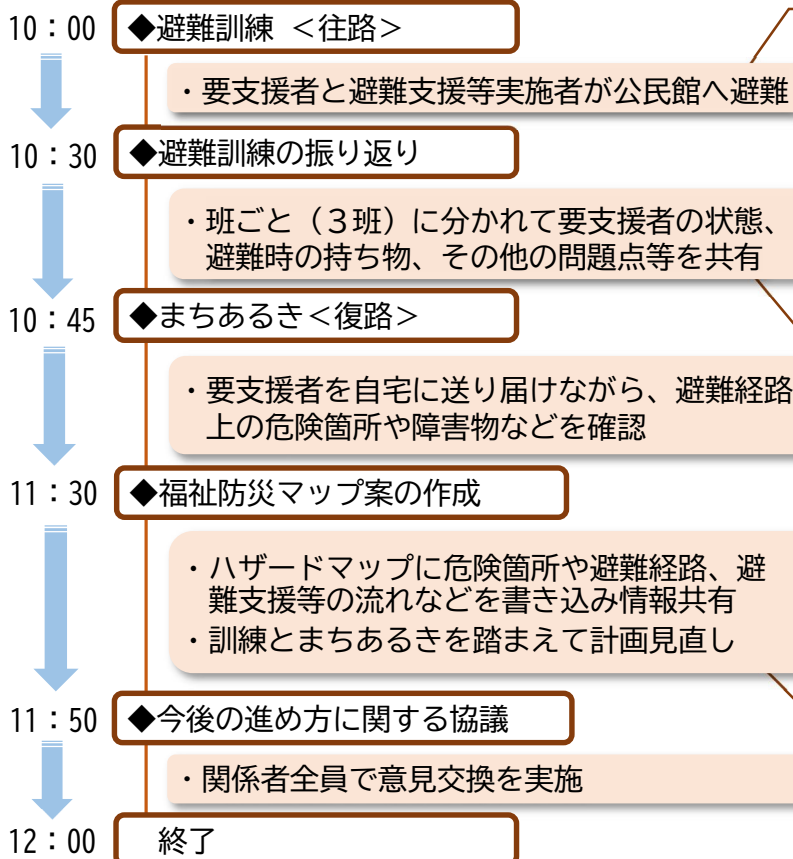
[場所] 地区全域（自主避難所：ほんどの森自治公民館） [所要時間] 2.0h

【参加した要支援者の例】

要支援者	主な心身の状況	移動手段	訓練時の状況
Aさん	足が不自由	徒歩	同伴者が必要
Bさん	健康高齢者	徒歩	途中で休憩が必要

- 避難支援等実施者が要支援者宅を訪問し、安否確認を行った上で、公民館まで徒歩で避難、避難準備及び避難開始から完了までにかかった時間をそれぞれ計測しました
- 公民館へ到着後は、3班に分かれ、振り返りシート（様式4-3/P105参照）に沿って、避難支援等の課題や気づきなどを共有しました
- その後、要支援者を御自宅まで送り届ける際に、まちあるきと称して、避難経路上の障害物や危険箇所等の確認を行いました
- 要支援者を除く関係者は、まちあるき後に公民館まで戻り、これらの結果を福祉防災マップ案として整理・情報共有するとともに、個別避難計画の内容見直しや、災害時の円滑な避難支援のため地区として検討すべき課題について意見交換を行いました

【全体のスケジュール】



●公民館への移動（避難訓練）



●避難訓練の振り返り



●福祉防災マップ案の作成

参加者の感想・意見等

- ・公民館まで長い上り坂が続くので、堅牢な家で休憩を取れるようにしておく
- ・地震時に危険な高い塀や、蓋の無い側溝等は避けて避難する。危険箇所はマップに示し、他の人が見ても判るように写真をつけて共有してはどうか
- ・何かあった時に連絡する、確認する人をはっきりさせておく。緊急時に支援者が重複しないよう、1対1で支援できるように体制を見直すようにする
- ・ビル等では、窓に消防隊の非常侵入口ステッカーがあるが、それに倣って、地震時の避難用に割っても良い窓を決めておいてはどうか

④ 今後の進め方検討会議

今後の進め方検討会議では、③避難訓練後の意見交換のなかで挙げられた“10の検討課題”について、優先的に話し合う課題を投票で決定し、少人数のグループに分かれて対応策を話し合い、ほんどの森区の「避難支援・自主防災ルール（案）」としてまとめました。

【参加者】25名 自治会15名（要支援者を除く）、民生委員1名、社会福祉協議会1名、地域包括支援センター2名、市1名、県2名、県委託事業者3名

【場所】ほんどの森自治公民館 【所要時間】2.0h

【避難支援・自主防災ルール（案）（一部抜粋）】

優先順位	検討項目	対応策	
		災害時	平時
1	自治公民館が使用できない場合の避難先や移動手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・各自宅で在宅避難 ・自治公民館の被害状況の確認 ・上記の安全確認は区長・副区長が実施し、各班長へ連絡 ・防災無線で使用の可否を放送 	
2	支援者が対応できない場合の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮に避難を拒否された場合）要支援者が避難支援等に応じないことを班長・区長に知らせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士で密な関係を持つ ・支援者を2人以上決めておく ・個別避難計画の情報更新（半年に1回程度）
4	個別避難計画内容の支援者への共有方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者から要支援者へ声かけし、安否確認を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者情報を支援者で共有 ・要支援者本人に支援者以外にも個人情報を知らせてよいか同意を確認する ・命のバトン使用のルール確認 ・地区オリジナルで必要な方の情報共有方法を考える
5	特別な配慮が必要な方等の緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮が必要な状況を支援者が把握しておく

※避難支援等実施者＝支援者として表記（表中）

- さらに、上記ルール案の一部内容について、地域の資源を活かして、誰が、いつ頃、どのように進めていくかを全体で話し合い、「アクションプラン（案）」としてまとめました。

【アクションプラン（これからやること計画）（案）】

No.	やること	誰が	いつ頃	どのように
1	ほんどの森のバトン（仮）を作るためのルールづくり	区長 支援者全員	4月～6月	区長または民生委員が要支援者から同意を取得する 個別避難計画の情報を共有する
2	支援者の見直し	区長 要支援者 支援者	4月（年1回） 区民簿配布のタイミング	（区長が）要支援者本人・支援者に確認し、必要ならばみんなで集まって確認する
3	個別避難計画の見直し	区長 民生委員	随時	

※避難支援等実施者＝支援者として表記（表中）

総括

区長を中心として、日頃から地域活動が非常に活発で、住民同士の結び付きが強く、地区において住民間の情報共有ができていた地区でしたが、今回、改めて災害に特化した様々な取り組みの機会を設けたことで、要支援者の状況把握や避難支援体制の確認、災害の視点から見た地区の強み・弱みについても共有することができました。

区長の強力なリーダーシップと普段の活発な地域活動が、災害時の避難支援体制づくりや地区としての今後の備えにしっかり活かされた事例となりました。

インタビュー

災害時の避難支援は地域の皆さんの協力が無いとできませんので、訓練後の振り返りの中で話があったように、普段からの声掛けを行い、いざというときにみんなで協力できる体制をつくっていきたいです。



ほんどの森区
佐藤区長



天草市 山並主任

避難行動要支援者の個別避難計画作成の取り組みは、まだ手探りの所もありますが、訓練を実際に行ってみて色々気が付くところがありました。今回の取り組みを他の地区にも広げていきたいです。

有識者からのコメント

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

清掃活動の場を用いて、多くの方に個別避難計画について知っていただけたことが、非常に良い成果に繋がったと思います。

個別避難計画は、多くの方が知って理解し、いずれは自分も当事者になることを意識することが大切です。広い年齢層、また防災への意識にも幅がある方々に計画の存在を知ってもらう良い機会となった例だと思えます。

みまもりボランティア活動の体制を活かした 避難支援の仕組みづくり

キーワード 小規模地区 / みまもりボランティア / 黄色い旗運動 / 地震、風水害

取組概要

- ・地区独自のみまもりボランティアによる全世帯見守り活動を活かした取組み（活動に参加する区長、消防団員、民生委員等の多様な関係者との協力体制）
- ・新たに同意を得た要支援者（6名）を選定し、個別避難計画を作成
- ・制度説明会から避難訓練、振り返りまでの各ステップをまとめて実施（半日）

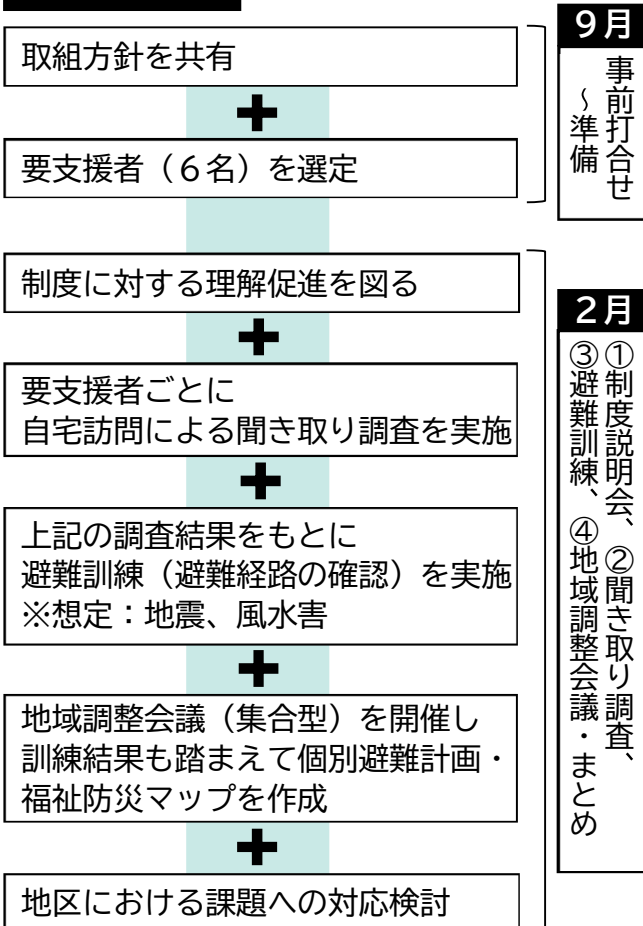
地区の特色

- ☆ 上の原みまもろう会（地区の独自組織）において平時の全世帯見守り活動“黄色い旗運動”を実施
 - ※黄色い旗運動…毎朝玄関先に黄色い旗を掲げて近隣住民同士で無事を確認する運動
 - ※参加率は地区全体の約90%
- ☆ 2か月に1回、上記会のメンバーや駐在所の警察官による夜間の巡回活動も実施
- ☆ 楠浦町全体で自主防災組織を設置しており、毎年避難訓練を実施
- ☆ 地域イベントは楠浦町全体での実施が多い

地区の主な課題

- ✓ 平時の見守り活動が活発な一方、防災活動やイベント開催は町単位で行われることが多く、地区独自での活動が少ない
- ✓ 要支援者名簿の情報提供等に係る同意を得られている要支援者が少ない
- ✓ 近隣住民同士で繋がりはあるが、要支援者であることを区長や民生委員しか把握できていない

取組みの流れ



主な成果

- 制度概要のチラシを全世帯へ配布し、広く地区住民へ周知した
- 新たに5世帯6名から要支援者名簿の情報提供等に係る同意を得ることができた
- 消防団員や民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な関係者が揃って聞き取りを行ったことで、情報共有をすることができた
- 要支援者本人や御家族、関係者を交えて、訓練結果を踏まえた課題等の意見交換が実施できた
- 5世帯6名の個別避難計画を作成することができた
- 地区単位で避難支援体制づくりを進めていくことの必要性を確認することができた

【参考】当日のタイムスケジュール（概要）

ステップ	主な参加者	開催場所	所要時間
① 制度説明会	21名（地区関係者、社会福祉協議会、市ほか）	公民館	0.5h
② 聞き取り調査	30名（①+要支援者6名、家族3名）	要支援者各自宅	0.5h
③ 避難訓練	25名（①+要支援者2名、家族2名）	自宅～公民館	0.5h
④ 地域調整会議	25名（同上）	公民館	1.0h

① 制度説明会

上の原みまろう会のメンバーを含む関係者の制度に対する理解促進や、個別避難計画の作成に係る本日の進め方等の共有を目的に、以下のとおり制度説明会を実施しました。

【参加者】21名 上の原みまろう会（区長、消防団員、民生委員等）10名、楠浦地区振興会1名、社会福祉協議会1名、地域包括支援センター3名、市1名、県2名、県委託事業者3名

【場所】上の原自治公民館 【所要時間】0.5h

【プログラム】

個別避難計画に係る制度説明（説明：県委託事業者）

制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について説明（様式2-1、2-2/P75～96参照）

- 個別避難計画自体は難しいものではなく、「誰が」「どこに」「どうやって」「どんなタイミングで」避難するかを決めておくもので、災害時に要支援者と避難支援等実施者の両者が安全に避難できる体制づくりが必要であること等を理解いただきました
- また、上の原区は最大で震度7程度の地震が見込まれ、海岸沿いに浸水想定区域（洪水・高潮）があり土砂災害警戒区域・特別警戒区域が分布していることなど、地区の災害危険性についても共有しました



<制度説明会の様子>

基礎情報

所在地

天草市楠浦町上の原区

地区の人口

477人（148世帯）

要支援者数

要支援者数：11名
 （うち 同意を得られた方 7名）
 ★選定した要支援者 6名

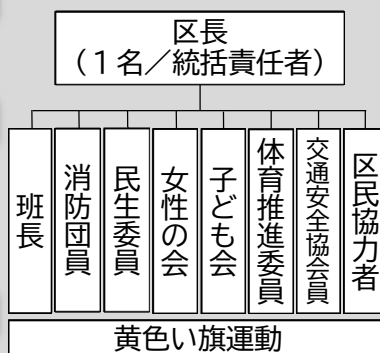
今回想定した災害

地震、風水害

実施主体

★上の原みまろう会

【組織体制】



市町村担当課

健康福祉部 健康福祉政策課

参画団体等

- ・天草市社会福祉協議会
- ・天草南地域包括支援センター



天草市 楠浦町
上の原区

② 聞き取り調査

聞き取り調査では、グループ単位で要支援者（6名）の自宅に訪問し、チェックリスト（様式3-2/P98参照）に基づき、災害時に心配なことの確認を行いました。

グループ	要支援者	開催場所	参加メンバー
1	A・B親子	玄関先	本人（2名）、支援者（民生委員）、消防団、
2-1	Cさん	玄関先	本人、妻、支援者（近隣住民）、消防団、社会福祉協議会等
2-2	Dさん	玄関先	本人、娘、支援者（親族・近隣住民）、消防団、社会福祉協議会
3	Eさん	玄関先	本人、姉、支援者（従兄弟）、消防団、市等
4	Fさん	寝室	本人、区長、消防団、振興会、地域包括支援センター等

※避難支援等実施者=支援者として表記（表中）

- 御本人の心身状態（自力での移動の可否）、自宅周辺の危険箇所、避難所の他に近くで避難出来そうな場所、災害時の持ち出し品等について、次のとおり話をうかがいました（一例）

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ✓ 押し車があれば歩行可能 | ✓ ペットがいる（猫、ゲージあり） |
| ✓ 坂道でも時間をかければ車いすで自力移動できる | ✓ 自宅近くに広い空き地（畑）がある |
| ✓ 地震時に転倒しそうな家具（食器棚）がある | ✓ 災害時に必要なもの（薬、保険証等）をまとめておく |



<自宅訪問による聞き取り調査の様子>

③ 避難訓練（避難経路の確認）

避難訓練では、参加可能な要支援者（2名）について、自宅から自主避難所（公民館）までの経路を実際に移動し、危険箇所を確認しました。（要支援者が参加できなかったグループも同様に実施）

要支援者	主な心身の状態	移動手段	要支援者	主な心身の状態	移動手段
Aさん	難聴	手押し車	Eさん	歩行困難	車いす

【訓練の振り返り（抜粋）】

参加者の感想・意見等

- ・高齢で自力での避難が困難だと思っていたが、手押し車があれば公民館まで自力で移動することができた（ただし付き添いは必要）
- ・避難経路の途中で、地震時に倒壊の可能性があるブロック塀がある
- ・公民館の入口に段差があり、スロープも無いため、車いすを大人4名で持ち上げる必要がある
- ・車いすにも安全な持ち上げ方があるので、そういったことを少しずつ学んでいく必要もある



<避難訓練（避難経路の確認）の様子>

④ 地域調整会議（集合型）・まとめ

地域調整会議では、訓練結果を踏まえた個別避難計画・福祉防災マップの作成のほか、地区における課題等への対応を検討し、今回の取組みのまとめとしました。

- 実際に訓練を実施した要支援者2名を交えて、本日の聞き取り調査や訓練結果を基に、避難訓練の振り返りシート（様式4-3/P105参照）等を活用し、新たに個別避難計画を作成しました。避難訓練に参加できなかった要支援者（4名）についても、聞き取り結果をもとに作成しました。
- また、避難経路を確認した結果を地図上に記入し、福祉防災マップを作成しました。



<福祉防災マップの作成>

【地区の課題等（抜粋）】

- ✓ 自宅も新しく、災害危険度も低いことから、自宅の方が安全な場合は、在宅避難の検討やその際に必要な支援を考えておく必要がある
- ✓ 自分達ができる範囲がどこまでかを確認し、出来る範囲で支援の役割分担や、支援内容を明らかにしていくことが必要
- ✓ 消防団は最初の支援者にはなれないが、支援者が安否確認した後、必要であれば出動するので情報を共有しておけると良い

【今後の進め方】

- ✓ 作成した福祉防災マップは公民館内に貼り出し、今後の避難支援等の参考とする
- ✓ 多くの手が必要な要支援者に、あらかじめ複数人の支援者を配置するよう検討する
- ✓ 災害時には、自主防災組織だけでは手が回らない部分も出てくるため、今後も関係者との協力体制のもと、地区における避難支援体制づくりを進めていく

総括

上の原みまろう会を中心に、社会福祉協議会や地域包括支援センターも取組みに参加し、聞き取り調査や、実際に避難経路の確認を行った上で、新たに個別避難計画を作成することができました。また、要支援者が自力でできること、支援が必要なことを関係者で共有するとともに、災害ごとの避難先の検討や、地区における避難支援体制づくりの必要性等についても確認することができ、今後の更なる取組みに繋がる内容となりました。

有識者からのコメント

国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

「誰かに来てほしい」ではなく「車椅子を持ち上げるために4人は来てほしい」という、具体的な依頼に繋がられるよう課題を明確化できたことが、非常によかった点だと思います。

また、要支援者の方の御自宅を訪問し、普段の生活の様子を含めて関係者と共有したことで、解決できたことや明らかになったことがあったと思います。個人ごとに丁寧に対応された結果であると思います。

有 識 者 か ら の コ メ ン ト

◆ 行政がうまく進めるためのポイント

ハザードマップを確認して避難所への避難が必要なのか、在宅避難が可能なのか、とるべき行動の方向性を行政が示す事が大切です。

個別避難計画を作ることが目的ではなく、作られた計画が実行可能であるのかを意識してください。

御本人の希望が必ずしも正しいとは限りません。また、要支援者が必要とする支援は頻度高く変わります。定期的な計画内容の確認・見直しを行う運用の仕組みについても、併せて考えるようにしてください。



国立大学法人熊本大学
竹内 裕希子 教授

◆ 個別避難計画を推進する上で注意する点

要支援者のための計画づくりですが、支援側もいずれは支援される側になっていくことを考え、広く個別避難計画の存在と必要性の周知に努めることが重要です。

この個別避難計画の目的として何を守りたいのかを考え、生活を見直し、周りの人と情報を共有することです。顔が見える関係を大切にする、地域で見えていない資源を見つけることを大切にしてください。

◆ 今後に向けて

今回、モデル地区として取り組まれた皆さんは、手探りのなか始める勇気を持たれたことが、何よりも素晴らしいと思いました。

意見を出し合って実際に訓練をすることで、できたこと、できなかったこと、思いがけなかったことなど、様々な発見があったことと思います。

これらの発見を大切に、継続していただきたいと思います。

4

巻末資料

- ・ 優良事例の紹介コラム … P 5 9
- ・ よくある質問 (Q & A) … P 6 4
- ・ 【参考】 災害対策基本法 (抜粋) … P 6 6
- ・ 【参考】 様式集 … P 7 0

優良事例の紹介コラム

これまでに紹介したモデル地区の取組みの他にも、個別避難計画の作成をはじめとした避難支援体制の構築にあたっては、県内各市町村において、それぞれの実情に応じて工夫した取組みが行われています。

ここでは、他市町村でも参考となるような、特色ある事例をいくつか紹介します。

事例 1	避難行動要支援者名簿の作成 ～名簿の作成対象者の絞り込みとその負担軽減～	人吉市 (健康福祉部福祉課)
<p>■ 人吉市では、地域防災計画において、名簿に掲載する者の範囲を次のとおり整理しており、作成対象者を真に避難支援等が必要な方に絞り込むことが可能な規定となっています。</p> <p>具体的には、日頃からの見守り活動を担当する民生委員の協力を得て、候補者宅の個別訪問による状況確認等を行うことで、絞り込みを行っています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>在宅の方のうち、以下の要件に該当する一人では避難が困難な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 後期高齢者（独居世帯、高齢者のみ世帯）のうち必要と判断したもの ② 要介護者（要介護度3以上）のうち必要と判断したもの ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級の所持者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）） ④ 知的障がい者（療育手帳Aの所持者） ⑤ 精神障がい者（精神保健福祉手帳1・2級の所持者） ⑥ 難病患者 ⑦ 特定疾患医療重度認定患者 ⑧ その他市長が認める者 </div> <p>■ また、上記の取組みにも関連しますが、市では独自に“日頃からの見守り支援対象者（在宅で特に見守りが必要な方）”と“災害時の避難支援等を行う要支援者”の基礎情報をまとめた「福祉名簿」及び計画情報を記載した「福祉台帳」を作成し、民生委員に提供しています。</p> <p>■ 双方の事業内容は異なるものの、本人に登録いただく情報が類似していることや、年1回の情報更新作業を民生委員に依頼している共通点から、登録・管理の様式を一本化し、作業負担の軽減や効率化を図っています。</p>		
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD City[市] -- "要支援者" --> Register[福祉名簿&台帳
(統合)] Welfare[M民生委員] -- "更新作業" --> Register Council[市社会福祉協議会] -- "日頃の見守り支援対象者" --> Register Register <--> Welfare Register <--> Council </pre> </div>		
<p>県コメント</p> <p>民生委員による日頃からの見守り活動を活かして、真に避難支援等を必要とする方の絞り込みが行われています。実効性のある個別避難計画の作成にあたって、地域に過度な負担をかけることがないよう、取組指針等も参考に名簿を絞り込むことは一つの有効な方法です。また、様式の一本化により更新作業に携わる関係者の負担を軽減し、業務を効率化する工夫にもなっています。</p>		

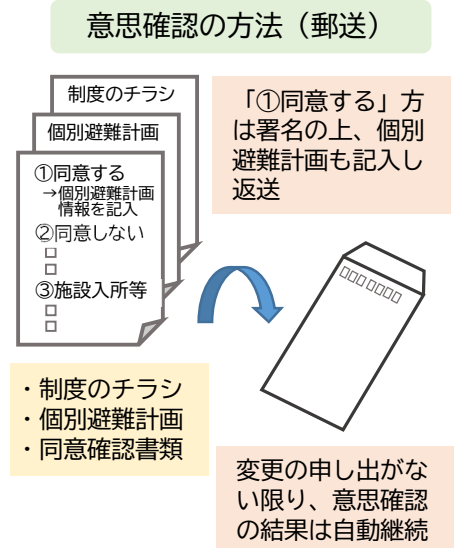
事例 2	名簿情報の提供に係る同意取得	山鹿市 (福祉部福祉課)
	～本人の制度理解・適切な自己判断を促す工夫～	

- 山鹿市では、名簿の情報提供に係る同意の意思確認等を書面の郵送により行っています。
- 郵送時には、本人又はその家族が情報提供の要否及び可否を判断しやすいよう、チェック方式の同意確認書類を作成し、制度の理解を得るためのチラシとともに案内しています。

【様式6 (P107～109) 参照】

- 同意確認書類に示している意思表示の種類は3種類で、以下のとおりです。

① 同意する	同意の署名と併せて、個別避難計画の作成に必要な情報を記入
② 同意しない	チェック方式で不同意の理由を確認 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の提供に抵抗感があるから <input checked="" type="checkbox"/> 家族などの支援が得られるから <input checked="" type="checkbox"/> その他
③ 名簿対象外 (施設入所等)	チェック方式で現在の状況を確認 <input checked="" type="checkbox"/> グループホーム・介護施設等に入所、病院に長期入院している <input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅に住んでいる



県コメント

制度説明や意思確認を郵送で行う場合、市町村や要支援者本人（又はその家族）の負担が軽減される一方で、不同意の理由などは不明瞭になりがちです。あらかじめ想定される理由をチェック方式で示すことで、本人による適切な自己判断を促すことができ、また、家族などの支援が得られない状況で不同意となっている方など、引き続き働きかけが必要な方を絞り込む効果もあります。

事例 3	名簿情報の提供に係る同意取得	阿蘇市 (市民部福祉課)
	～窓口対応の機会を活用した取組み～	

- 阿蘇市では、障がい者に関する避難支援等を推進するため、身体障害者手帳及び療育手帳の新規取得又は等級変更時に、手帳の交付を担当する福祉課の窓口において、本人又はその家族に対し、制度の説明及び名簿の情報提供に係る同意書の案内を行っています。

- 窓口を担当する職員は、基本的に誰でも説明対応を行うことができます。

- その場で同意が得られた場合には、可能な範囲で、職員がサポートしながら、個別避難計画を作成するようにしています。

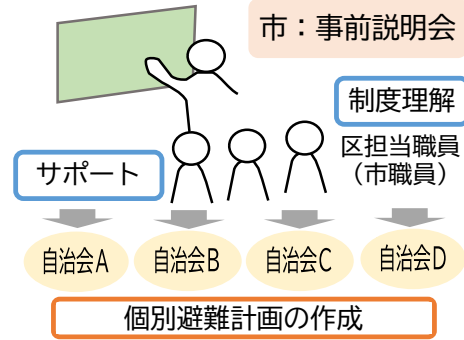


県コメント

課内で協力体制を構築し、既存の機会を活用することで、業務の効率化や要支援者本人（又はその家族）の負担軽減に繋がっています。また、お互いの顔が見えることで、説明内容について真に理解が得られたかを確認することができ、同時に本人の不安解消に繋がる効果も期待されます。

事例 4	取組体制（庁内・庁外連携）	合志市 （健康福祉部福祉課）
	～全庁職員による各自治会へのサポート体制～	

- 合志市では、個別避難計画の作成について各行政区（全83区）の自治会に協力いただいております。それぞれの自治会ごとに、市職員を数名ずつ区担当として割り振っています。
- 過去に、防災部局が推進した地区防災計画の策定にあたって、全庁から召集した職員を各自治会に割り振って、サポート役となり進めていった経緯から、個別避難計画の作成についても同様の体制で取り組んでいます。
- 具体的に、区担当職員は各自治会に入り、区長、役員及び民生委員に対し、要支援者の制度や市の取組方針、個別避難計画の作成方法の説明を行っています。
- 上記にあたっては、区担当職員を対象とした事前説明会を実施し、自治会による個別避難計画の作成をサポートするためのマニュアルも準備・配布しました。



県コメント

部局横断的な協力体制のもと、市と地域が連携し個別避難計画の作成に取り組む体制が構築されています。また、区担当職員が各自治会の実情に応じた丁寧なサポートを行い、市と地域を繋ぐ架け橋的な存在になることで、より深い理解や連携が図られ、取組みが浸透していく効果が期待できます。

事例 5	取組体制（庁外連携）／福祉避難所への直接避難	五木村 （保健福祉課）
	～社会福祉施設（福祉避難所）との連携～	

- 五木村では、村内の社会福祉施設（福祉避難所）2箇所と連携し、個別避難計画の見直しや福祉避難所への直接避難の取組みを行っています。
- 具体的には、村の保健師と社会福祉施設の代表者（福祉専門職）が参加する会議のなかで、要支援者に係る以下の協議・調整を実施しています（年1回）。

① 個別避難計画の見直し

福祉専門職の視点で個別避難計画の見直しを実施

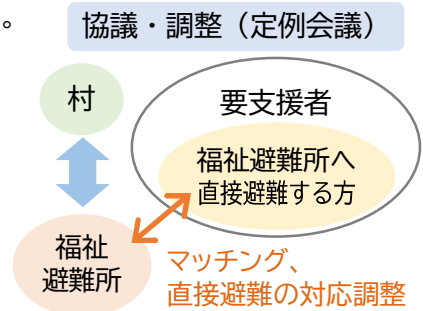
② 福祉避難所へ直接避難する方のピックアップ・マッチング

要支援者の心身の状況等を踏まえ、デイサービス利用者等からピックアップし、福祉避難所とのマッチングを実施

③ 福祉避難所との直接避難の対応調整

災害時に速やかな福祉避難所の開設及び直接避難の受け入れができるよう、村と福祉避難所間の開設要請時の連絡方法等を確認するとともに、開設後の施設職員による直接避難対象者の送迎対応（避難支援等）などについて、事前調整を実施

※ 避難情報発令前の直接避難も想定し、福祉避難所と“自主避難であっても村が費用負担を行う”内容の協定を締結済み



県コメント

村と社会福祉施設（福祉避難所）間で強固な協力体制が構築されており、定例会議の場を活用し、定期的な協議・調整が行われています。また、福祉避難所への直接避難にあたって、要支援者の日常生活を支援する施設職員が避難支援等を担うことで、避難に対する心理的なハードルを下げ、より積極的な避難を促進する効果もあります。

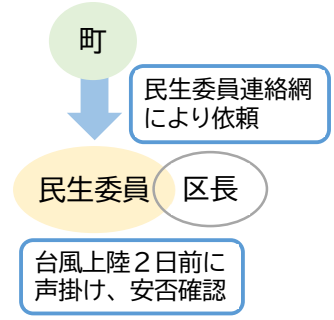
■ 甲佐町では、民生委員・児童委員（以下、ここでは「民生委員」という。）との間に緊急時の連絡体制ができており、災害時には要支援者への避難情報伝達や安否確認を行っています。

<対応事例>

令和2年台風第10号の際には、熊本県に直撃するという話もあり、急遽、民生委員児童委員協議会と協議し、各地域の民生委員から要支援者へ早めの避難の声掛けを実施しました。

全体を通して、情報伝達・安否確認はスムーズに行われました。ただし、後日、避難の実態についてアンケートを取ったところ、避難所への避難は1割にも満たず、親戚宅やホテル避難も1割程度、自宅待機がほとんどという結果も明らかになりました。

- 手順①：民生委員連絡網をもとに、町から電話にて声掛けを依頼
 手順②：各民生委員は、基本的に要支援者宅の戸別訪問により、台風上陸の2日前に声掛けを実施
 ※実際に、声掛けにより区長・民生委員が避難所までの避難支援を行った例もあった
 手順③：各民生委員による安否確認を実施（戸別訪問又は電話）



県コメント

日頃から要支援者と関わりのある方が声掛けを行うことで、その関係性から効果的な避難の促進に繋がるのが期待されます。また、個別避難計画の実効性を高めていく観点から、要支援者の避難の実態を把握した上で計画内容を見直すことも有効です。

■ 津奈木町では、日頃の見守り対象者及び避難行動要支援者を掲載した「一人暮らし等要援護者安否確認表」を作成しており、表中には、次のとおり「災害時に本人が受けたい援護の内容」を記載しています。

- ①（避難支援は不要のため）安否確認のみ
 ② 自力で避難及び情報収集ができる
 ③ 移動が困難なので、車等で避難所まで移送してほしい
 → ①②は日頃の見守り対象者、③は避難行動要支援者

一人暮らし等要援護者安否確認表
(イメージ図)

地区名	年月日		担当者:				備考
	氏名	電話番号	安否確認済	不在確認済	親戚確認済	消防団確認済	
③							
③							
②							
②							
①							
①							

■ 当該表は、地区ごとに災害時の支援の必要度が高い順に整理・保管しており、本人の同意を得て避難支援等関係者（消防団、区長及び民生委員等）にも提供しています。



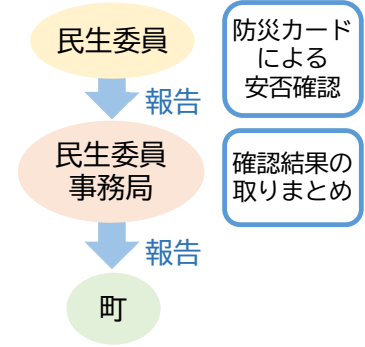
■ 災害時は民生委員が中心となり、主に③に該当する方の自宅の危険性等を確認し、必要に応じて避難情報や避難所開設情報を伝達しています。地区において本人の希望（避難所へ毎回避難したい等）を把握している場合は、消防団が避難支援を行う等の体制もとっています。

県コメント

様式の工夫により、地区内の要支援者を含む何らかの配慮が必要な方について、全体数や支援内容を一目で確認することができます。また、関係団体が同じ様式により共通認識をもつことで、情報のやり取りがスムーズに行えるなど、災害時の迅速な避難支援等に繋がることが期待できます。

事例 8	安否確認	和 water 町 (福祉課)
	～民生委員による防災カードを活用した安否確認～	

- 和 water 町では「防災カード」を活用し、民生委員・児童委員（以下、ここでは「民生委員」という。）による要支援者の安否確認を行っています。
- 防災カードは、平時の地域での見守りや災害時の支援等を目的に、町が希望する登録者ごとに作成しており、緊急連絡先や支援者、かかりつけ医等の情報を記載しています。災害時には民生委員が当該カードの情報をもとに、要支援者への電話連絡や戸別訪問により声掛け（安否確認）を実施しています。
- 安否確認にあたって、民生委員は自らの命を守ることを最優先に、できる範囲で取り組んでもらうこととしています。
- 確認結果については、民生委員児童委員協議会事務局（町社会福祉協議会）を通して町へ報告が上がってくる仕組みを構築しており、これまでに町では特に大きな災害はないものの、毎回、安否確認を行っています。



県コメント

既存の取組みである「防災カード」を要支援者の安否確認にも活かした事例となっており、事務局との連携により、町がスムーズに確認結果を把握できる仕組みとなっています。市町村が確認結果を把握し、必要に応じて消防や警察、自衛隊などの公助に繋げていくことも、避難支援等の取組みにおける重要な要素の一つです。

事例 9	安否確認	宇土市 (健康福祉部福祉課)
	～市が主催する安否確認訓練の実施～	

- 宇土市では、平成26年度（2014年度）から年に1回、行政区長を中心に、名簿登録者等の戸別訪問を行う安否確認訓練を実施しています。
- 住民全体を対象とした市総合防災訓練（危機管理課主催）の一環として実施するもので、福祉課が企画しています。
- 訓練では、各地区の行政区長が主体となり、民生委員や自主防災組織のメンバーと共に要支援者宅を訪問、市が作成した「安否確認シート」に基づき安否確認を行います。
※確認対象：各地区において、要支援者のうち避難支援等の必要性が高い方など数名を選出

要支援者の安否確認結果（令和4年度）

地区	行政区数	参加行政区	行政区参加率	参加行政区の要支援者数	確認数
宇土	46	33	71.7%	159	124
花園	21	17	81.0%	114	67
轟	14	9	64.3%	41	33
緑川	9	9	100.0%	98	46
網津	25	19	76.0%	113	75
走潟	8	7	87.5%	25	19
網田	34	20	58.8%	80	76
計	157	114	72.6%	630	440
前年度計	157	113	72.0%		450
差	0	1	0.6%		-10

安否確認シート（イメージ図）

氏名 (優先度)	体調	自力避難・支援者有無	避難方法	備考
宇土太郎(A)	① 良い	1 できる	1 自力避難	足に障害有
		2 できない	2 支援者と避難	
③ 支援者有	3 車いす			
AM/PM 8:30	2 悪い	名前(宇土誠)	④ 車	
		4 支援者無	5 その他	

- 訓練後は「安否確認シート」により、確認結果を市へ報告いただいています。

県コメント

平時から訓練を積み重ねることで、災害時のスムーズな安否確認体制や、要支援者本人（又はその家族）との顔が見える関係の構築に繋がることが期待できます。また、個々人の防災意識の向上や、各地域において共助を考えるきっかけづくりとしても有効な取組みです。

よくある質問（Q&A）

個別避難計画の作成を進めていくにあたって、市町村では、要支援者本人や家族、避難支援等関係者などから、様々な質問を受けることが想定されます。

ここでは、よくある質問について紹介します。

Q. なぜ、個別避難計画を作成する必要があるのですか？

個別避難計画を作成する目的は、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものとし、要支援者のよりよい避難を実現することです。

近年の災害においても、多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、あらかじめ具体的な避難支援の方法等を定める個別避難計画の作成が有効であるとされています。

また、避難支援等について検討・計画しておくことは、災害時、要支援者だけでなく避難支援等実施者の命を守ることに繋がります。

* 取組指針P12、13 参照

Q. 個別避難計画は、誰が作成すべきものですか？

個別避難計画の作成は、取組指針において、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要があるものとされています。

しかし、市町村が優先度を踏まえて計画の作成を進めていく一方で、限られた体制の中でできるだけ早期に計画作成を進めていくためには、「市町村支援による個別避難計画」と「本人・地域記入の個別避難計画」を並行して進めていくことが適当です。個別避難計画の作成は地域の防災力を高めることにも繋がるため、要支援者本人や地域に作成の方法例を示し「本人・地域記入の個別避難計画」を促していくことも重要です。

* 取組指針P76～80 参照

Q. 要支援者の避難支援は、だれが主体となるべきでしょうか？

災害の規模が大きくなればなるほど、市町村や消防、警察、自衛隊といった公的機関による“公助”の手は届きにくくなります。

そのため、まずは自身・家族で身の安全を守る“自助”や、身近な地域・コミュニティで協力して助け合う“共助”が重要となります。

一人ひとりが自助・共助により備えておくことが、災害時、本当に支援が必要な方へ公助の手を届けることにも繋がります。

個別避難計画の作成や避難訓練の機会を通じて、自助・共助・公助の役割分担についても考えておきましょう。



Q. 避難支援等実施者は、どんな人になると良いのですか？

避難支援等の実施にあたっては、市町村外等の遠方に住む家族ではなく、近隣住民などのすぐに駆け付けることができ、日頃から要支援者と関係性のある方が避難支援等実施者になることが望ましいです。

また、避難を支援する方の負担感を軽減するために、個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、要支援者1名に対し複数人で役割分担し、地域全体として適切な避難支援等を行う体制を整備することも考えられます。

※ 実効性のある個別避難計画とするためには、同じ方が重複して、何人もの要支援者の避難支援等実施者になることは望ましくありません

* 取組指針P85 参照

Q. 避難支援中に何かあった場合、誰が責任をとるのですか？

どんなときでも、個別避難計画に定められた避難支援等実施者が、必ず支援をしなければならないのですか？

個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、市町村や個別避難計画に関わる全ての関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものでもありません。

また、避難支援等実施者となっている場合でも、自身とその家族等の命を守ることを大前提とし、可能な範囲で避難支援等を行ってください。

※ 平成23年の東日本大震災では、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

市町村は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮してください。

* 法第50条第2項、取組指針P1、13、107 参照

Q. どうしても避難したくないという方や、移動自体が難しい方もいます。避難先を自宅の2階とするのはどうですか。

必ずしも指定避難所に行くことだけが避難ではありませんが、自宅の建物自体が危険なケースや、上階に避難するほうが困難なケースもあります。

まずは、自宅とその周辺の災害危険性を確認し、避難の必要性を認識してもらうことが、命を守るための第一歩です。

その上で、様々な事情を踏まえ、適切な避難先と避難支援等実施者などを考えていきましょう。



【参考】災害対策基本法（抜粋）

改正法は令和3年5月10日公布、同年5月20日施行（下線部は改正部分）

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかななければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めすることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報

の提供に係る事項について説明しなければならない。

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提

供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

【参考】様式集

令和4年度（2022年度）市町村支援事業において使用した様式等について、以下のとおり掲載しています。

今後の業務を進めていく上での参考になれば幸いです。

様式1-1：関係者への協力依頼文（ひな型）	… P	71
様式1-2：個別避難計画チラシ	… P	72
様式1-3：活動内容の例	… P	74
様式2-1：制度説明会（議事次第）	… P	75
様式2-2：制度説明会（本体資料）	… P	76
様式3-1：地域調整会議（議事次第）	… P	97
様式3-2：地域調整会議（チェックリスト①）	… P	98
様式3-3：地域調整会議（チェックリスト②）	… P	99
様式4-1：避難訓練（企画案）	… P	101
様式4-2：避難訓練（シナリオ・簡易版）	… P	104
様式4-3：避難訓練（振り返りシート）	… P	105
様式5：今後の進め方会議（議事次第）	… P	106
様式6：同意書（様式：山鹿市提供）	… P	107
様式7：個別避難計画（様式：人吉市提供）	… P	110
参考資料：地区防災計画（人吉市北願成寺町提供）	… P	114

令和 年 月 日

地区関係者各位(市・町・村) 課

避難行動要支援者個別避難計画作成についての事前説明会について

近年の度重なる豪雨災害の教訓から、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）について、心身の状況や居住実態、想定される災害などに応じて、誰が、どこに、どのように支援するかを具体的に定めた「個別避難計画」の作成が推進されています。

地区では、今年度、(市・町・村)と協力し、特に優先的に取り組むべき要支援者を対象に、個別避難計画を作成することとなりました。

つきましては、(市・町・村)や民生委員、県及び関係機関と連携し、下記の取組を進めたく考えておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

<取組概要（案）> ※9月～来年2月までに実施

1. 計画作成対象者の選定【(市・町・村)・民生委員等が実施】

本事業において優先的に個別避難計画を作成する要支援者を選定する。

2. 地域調整会議の実施

(役員・区長・会長)、民生委員、福祉協力員、シルバーヘルパー、その他の避難支援を担う住民等が、対象の要支援者本人及び家族を交えて、本人の災害時の課題を踏まえ、避難支援の具体的な計画内容を話し合う。

3. 避難訓練の実施

具体化された計画をもとに、関係者が参加する避難訓練を実施して、計画の実効性を確認し、計画内容を見直す。

以 上

個別避難計画の作成に取り組みます！

地域・行政・福祉で

熊本県内では、令和2年7月豪雨における高齢者や障害者の避難の遅れを背景に、災害時に自ら避難することが難しい「災害時避難行動要支援者」の避難支援体制の構築に向けて、一人ひとりの事情を踏まえた避難計画（個別避難計画）づくりを進めています。



令和2年7月豪雨時 浸水した大橋と人吉市街
熊本災害デジタルアーカイブ/提供者：人吉下
球磨消防組合消防本部



「個別避難計画」とは？

ひとりで（家族で）移動や判断が難しい方が、
災害から安全に避難するために…

誰が

どこに

どんな
タイミングで

どう
やって

本人のこと			
ふりがな	くまもと たろう	生年月日	1950/01/01
氏名	熊本 太郎	年齢	72歳
電話番号	096-xxx-xxxx	性別	男性
住所	〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
介護認定			
緊急連絡先			
氏名		氏名	
電話番号		電話番号	
住所	〇〇市〇〇町2丁目2番2号		
避難先			
地震時	〇〇公園	手段	徒歩 所要 15分
風水害時	〇〇小学校	手段	徒歩 所要 10分
避難支援者			
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先の人			
<input checked="" type="checkbox"/> その他（右に記載）			
氏名	大分 花子	連絡先	

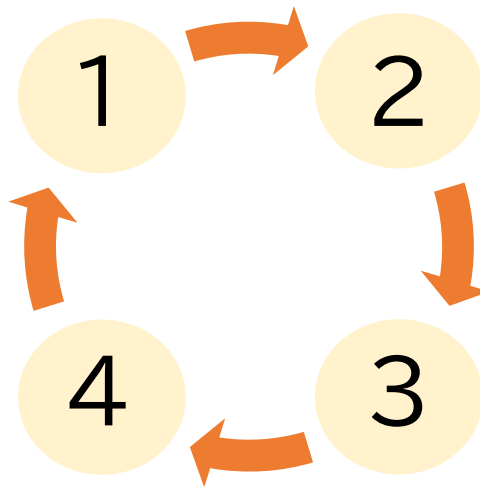
これは
イメージです

本人・家族に加え、地域の皆さんと行政、社会福祉協議会、包括支援センター、ケアマネジャー等の福祉専門職と一緒に考え、災害時に役立つための計画です。

今年度、各機関と連携し、個別避難計画の作成に取り組みます。
皆様のご協力をお願いします。

個別避難計画の作成・運用 基本の進め方

地域の災害危険性や本人の状況等から、計画を作成する要支援者を絞り込む



対象の要支援者が災害時の避難に際し、困ること（課題）を確認する

計画に沿って試して（訓練）、実際に使えるものにする

課題に対して日頃の地域資源を生かした対応策を考え、計画にまとめる

災害がいつ起こっても対応できるように、作成した計画は全ての避難支援関係者に共有し、それぞれの役割を定期的に確認しておくとともに、要支援者本人・家族の状況が変われば見直しを行います。

災害時の避難支援体制の構築に向けて

地域・行政・福祉の3つの力が

必要です

行政(福祉課・防災課)

社会福祉協議会

包括支援センター

地域の福祉施設等

民生委員

ケアマネジャー
相談支援員

地域団体

自治会・町内会

近隣住民

自主防災
組織



要支援者本人・家族の自助（家庭の備え）に加え、日頃の見守り活動や自治会活動などの地域の力を生かした共助、さらに行政や福祉との連携による公助により、災害に強い地域づくりを目指して取り組みましょう。

(参考) 活動内容の例

① 制度研修会

対 象：住民の意識向上を図り、これから計画づくりに取り組む地区向け

目 的：避難支援関係者が個別避難計画の理解を深め、要支援者本人と家族を受け容れる関係を構築する

参加者：要支援者本人・家族以外の全ての関係者（自治会・自主防災組織等の地域団体の代表者、民生委員、消防団員、地区住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市町村担当部局等）

内容案：関係者紹介、個別避難計画制度の説明、避難時の課題と共助を考えるワークショップ、意見交換など



② 地域調整会議（個別避難計画の作成協議）

対 象：いったんは計画にまとめたものの、内容の詳細検討や関係者共有ができていない地区向け

目 的：要支援者本人・家族に加え、介護／相談支援専門員等も交え、本人の特性に合った計画内容の具体的な協議を行う

参加者：要支援者本人・家族、介護／相談支援専門員、その他全ての関係者（①参照）

内容案：本人・家族紹介、関係者紹介、避難時の課題の共有、計画内容（避難先・避難方法・支援者と役割等）の検討など



③ 避難訓練及び検証、計画見直し

対 象：具体化された計画について実効性を確認したい地区向け

目 的：避難支援の実効性を検証し、計画内容を見直す

参加者：要支援者本人・家族、その他全ての関係者（①参照）

内容案：実動型の避難訓練または机上型のシミュレーション訓練（ワークショップ形式）、検証会議



④ 今後の進め方会議（案）

対 象：全地区

目 的：モデル地区の取組成果や今後の課題を共有し、参加者同士の意見交換を通じて、各地区や市町村が今後の進め方の検討の参考にする

参加者：各モデル地区の代表者及び行政担当者など

内容案：(未定)

制度説明会 議事次第

日時：令和 年 月 日（ ）：～

場所：

1. 挨拶・趣旨説明及び関係者紹介
 - ✓ 地区代表挨拶
 - ✓ 県・市区町村挨拶

2. 個別避難計画制度及び本事業の説明（資料1、2）
 - ✓ 背景（近年の豪雨災害時における要支援者の避難の遅れ等）
 - ✓ 個別避難計画とは
 - ✓ 個別避難計画の作成・運用の基本的な進め方
 - ✓ 個別避難計画に関わる多様な主体
 - ✓ 本事業の概要

3. 意見交換（一部ワークショップ形式）
 - ✓ 今後の進め方及び検討体制について
 - ✓ 今年度の計画作成対象者について
 - ✓ 今後の支援者の決め方
 - ✓ 具体的な個別避難計画の作成方法・工程

<取組企画（案：今後の予定）>

本日	制度研修会の実施
次回以降	計画内容の検討 避難訓練の実施

個別避難計画 制度説明会

まずは、**いまの気持ち**を一言で！

まずは、今の気持ちを一言で！

いよいよモデル
事業のスタート
だ！

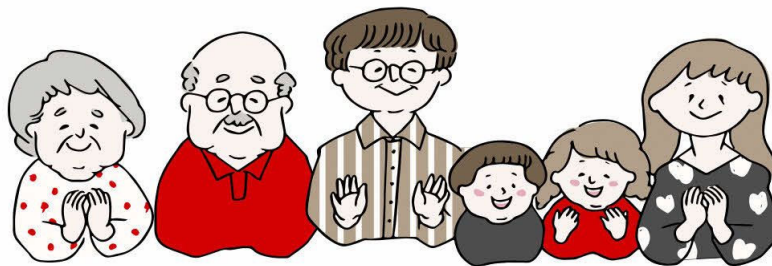
午前中忙しかった
から、疲れた…

今日はなんで
呼ばれたのかな？

大切なことだから
しっかり勉強しよ
う！

災害時のこと考え
るの、難しそう…

今日は「個別避難計画」について
理解を深め、みなさんの**不安**や
疑問を話し合う機会です



内容

1. 背景
2. 個別避難計画とは
3. ウォーミングアップ！考えてみましょう
4. 個別避難計画の作成・運用の基本的な進め方
5. 個別避難計画に関わる多様な主体

1. 背景

近年の災害教訓を踏まえた要支援者名簿・個別避難計画の導入



東日本大震災 岩手県山田町の被災状況
出典：東北地方整備局 災害伝承館
/所有者：山田町

災害時の高齢者・障がい者や支援者の確実な避難のために…

－ H23 東日本大震災

避難行動要支援者名簿の作成義務化（平成 25 年法改正）



令和元年東日本台風 千曲川堤防決壊
出典：“猪（しし）の満水”（令和元年東日本台風）災害デジタルアーカイブ/提供者：千曲川河川事務所

－ H29 平成 29 年九州北部豪雨

－ H30 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

－ R01 令和元年東日本台風

－ R02 令和 2 年 7 月豪雨

個別避難計画の作成努力義務化（令和 3 年法改正）



令和 2 年 7 月豪雨、浸水した大橋と人吉市街地
出典：熊本災害デジタルアーカイブ/提供者：人吉下球磨消防組合消防本部

熊本県内でも

令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興を契機に

⇒ 県内全市町村で、個別避難計画の作成や訓練、
検証による実効性の確保に取り組んでいます

2. 個別避難計画とは

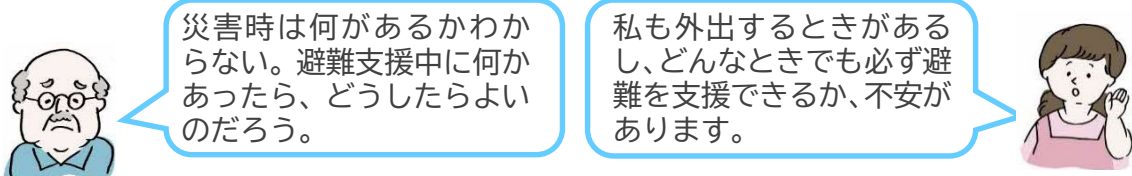
- 個別避難計画とは？
 - 高齢者や障がい者などの災害時に自ら避難することが難しい避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援を実施するための計画
- 計画に定めるべき内容は？
 - 避難支援を実施する者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先（団体の場合は名称、居所、連絡先）
 - 避難先及び避難経路に関する事
 - その他、市町村長が必要と認める事項



個別避難計画			
本人のこと			
ふりがな	くまもと たろう	生年月日	1950/01/01
氏名	熊本 太郎	年齢	72歳
電話番号	096-xxx-xxxx	性別	男性
住所	〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
緊急連絡先	氏名 〇〇 電話 〇〇〇〇		
これはイメージです			
避難先			
地震時	〇〇公園	手段	徒歩 所要 15分
風水害時	〇〇小学校	手段	徒歩 所要 10分
避難支援者			
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先の人			
<input checked="" type="checkbox"/> その他（右に記載）			
	氏名	大分 花子	連絡先

2. 個別避難計画とは 個別避難計画の目的・ねらい


- 目的
 - 名簿に掲載された要支援者や、避難支援者の犠牲を抑えるために、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うこと
- 計画の共有
 - 作成された名簿及び個別避難計画は災害の発生に備えて平常時に関係者に提供
 - ただし災害時には、市町村長の判断で、情報提供に同意のない要支援者についても、情報が提供される



個別避難計画は、**よりよい避難を実現しよう**という趣旨のものであって、計画に基づく避難支援等が**必ず実施されることを保証するものでも、市町村や個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものでもありません。**


2. 個別避難計画とは 個別避難計画の作成対象者

要配慮者



高齢者
外国人
障がい者
乳幼児・妊産婦

避難行動要支援者



ひとり暮らしの高齢者
介護度の高い高齢者
重度の障がいのある方

災害時に配慮が必要な方

▶ 避難所等での生活に必要な配慮を検討し、備蓄等をすすめる

※ 日頃、地域が独自に行う見守りの対象となっている方

▶ 災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な方

どうやって避難を支援するか
あらかじめ決めておく必要

氏名	住所	電話番号	障がい種別
山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	聴覚障害
田中花子	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5679	知的障害
佐藤一郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5680	身体障害
鈴木美咲	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5681	発達障害
高橋健太	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5682	精神障害
渡辺真由美	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5683	知的障害
山本誠二	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5684	身体障害
水谷あゆみ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5685	聴覚障害
石川大輔	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5686	知的障害
松本さくら	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5687	身体障害
小林拓也	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5688	発達障害
加藤あかり	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5689	精神障害
山崎健一	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5690	知的障害
木村あかね	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5691	身体障害
伊藤大志	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5692	聴覚障害
斎藤まゆみ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5693	知的障害
高木拓也	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5694	身体障害
橋本あかり	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5695	発達障害
石川健一	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5696	精神障害
水谷あゆみ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5697	知的障害
山本誠二	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5698	身体障害
松本さくら	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5699	聴覚障害
小林拓也	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5700	知的障害

名簿

本人のこと			
氏名	くまもと たろう	生年月日	1990/04/01
性別	男	年齢	72歳
電話番号	03-1234-5678	住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
避難先	〇〇小学校	避難経路	徒歩 15分
避難支援者	〇〇小学校	避難経路	徒歩 10分
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先の人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（右に記載）			

一人ひとりの支援計画

(参考) 「個別避難計画」作成の優先度をどう考える？

要配慮者



高齢者
外国人
障がい者
乳幼児・妊産婦

避難行動要支援者



ひとり暮らしの高齢者
介護度の高い高齢者
重度の障がいのある方



11ガードマップ

土地の危険度

リスクの頻度や規模



非常時の生活困難度

支援者との関係（居住実態）



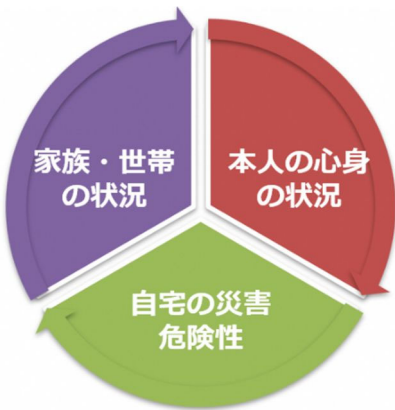
心身による避難の困難度

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

計画作成の優先度を以下の3つのポイントで判断する

- 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
 - ・ 河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に応じ設定）
 - ・ 海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など
 - ・ 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等
- 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
 - ・ 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
 - ・ 避難支援者が側にいない

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）より



- 誰が（避難支援者）
…声かけ、一緒に避難、避難先で支援
- どこに（避難先）
…指定避難所？親戚宅？自宅2階？
- どんなタイミングで（情報収集・判断）
…行政の避難情報？河川カメラ？
- どうやって（避難手段・方法）
…徒歩？車いす？自家用車？

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

自宅の災害危険性に応じたワークを実施

- 洪水・土砂災害・津波（イメージワーク） p. 19～24
- 洪水（マップを用いたワーク） p. 25～34
- 地震（イメージワーク） p. 35～42

4. 個別避難計画の作成・運用の基本的な進め方

個別避難計画作成の進め方

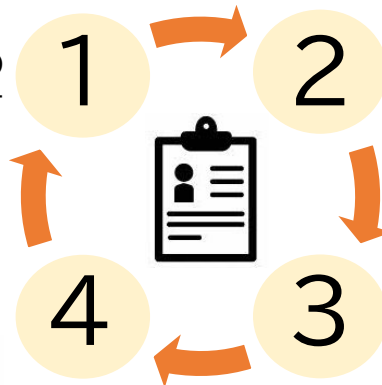
真に避難支援が必要な要支援者について、災害時に困ることとその対応策を整理して計画にまとめ、訓練を通じて実効性を確認します



地域の災害危険性や本人の状況等から、計画を作成する要支援者を絞り込む



対象の要支援者が災害時の避難に際し、困ること（課題）を確認する



計画に沿って試して（訓練）、実際に使えるものにする



課題に対して日頃の地域資源を生かした対応策を考え、計画にまとめる



4. 個別避難計画の作成・運用の基本的な進め方

個別避難計画作成の進め方

- 災害がいつ起こっても対応できるように、作成した計画は全ての避難支援関係者に**共有**し、それぞれの役割を**定期的**に確認しておくとともに、要支援者本人・家族の状況が変われば**見直し**を行います

見直しの例

- 定期的の確認
- 地域の避難訓練に参加
- 心身の状態が変わったら



計画を作ったら終わりではないの？心身の状態はよく変わるので、都度修正なんて、とても大変。

個別避難計画			
本人のこと			
ふりがな	くまもと たろう	生年月日	1950/01/01
氏名	南平 太郎	年齢	72歳
電話番号	036-xxxx-xxxx	性別	男性
歩けなくなったので、移動手段を自家用車に変更			
避難先			
地震時	<input type="radio"/> 公園	手段	自家用車
風水害時	<input type="radio"/> 小学校	手段	自家用車
避難支援者			
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先の人			
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (右に記載)			
	氏名	大分	電子
			連絡先



本人の心身の状態が変わったら、ケアプランを見直しますよね。この状況で災害が起こったら…と考えて、ケアマネジャーなどの福祉スタッフにも相談し、必要な箇所を見直してみてください。このほか、毎年6月～10月の梅雨・台風期間の前にも、家族や支援者とともに内容を見返して確認しましょう。

5. 個別避難計画に関わる多様な主体

個別避難計画に関わる多様な主体と求められる役割

- 災害時の避難支援体制の構築に向けて、**地域・行政・福祉の3つの力**が必要です。

行政（福祉課・防災課）

民生委員

近隣住民

社会福祉協議会



包括支援センター

ケアマネジャー
相談支援員

自治会・町内会

地域の福祉施設等

地域団体

自主防災組織

要支援者本人・家族の自助（家庭の備え）に加え、日頃の見守り活動や自治会活動などの**地域の力を生かした共助**、さらに**行政や福祉との連携による公助**により、災害に強い地域づくりを目指して取り組みましょう。

5. 個別避難計画に関わる多様な主体

要支援者本人・家族の自助力向上

- 災害発生のおそれのある段階で確実な避難支援を行うためには、要支援者本人と家族が自ら助かりたいと思わなければ、**本人・家族のみならず、支援者の安全も確保することができません。**
- 本人・家族の自助の例
 - 自宅の災害危険性を知る
 - 避難の必要性を理解する
 - すぐに移動できるよう避難の準備を行う
 - 必要な持ち物を検討し、備えておく 等



おじいちゃんが、移動がおっくうでどうしても行かないってきかなくて、家族も避難できなくて困っているんです。



必要な持ち物はそれぞれ異なります。すぐに避難できるよう、あらかじめリストアップし、用意しておきます。



地域に長く住んでいる方や災害を経験している方ほど、「この程度の雨なら大丈夫」と油断して避難が遅れる場合があります。気候変動に伴う集中豪雨によって、災害の起こる恐れが急激に高まることもあります。遠方の子どもや信頼する友人からの声掛け、思わず一緒に避難したくなるような工夫なども考えてみましょう。

(参考)「自助の大切さ」と「連携(共助・公助)の大切さ」

一人ひとりの判断と行動が、家族、近隣、地域の安全につながります。
「率先避難者」となることで、災害から大切な人を守りましょう。



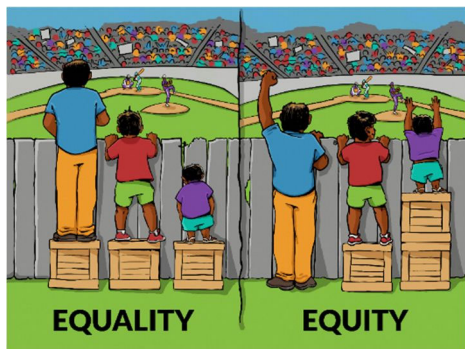
自助があるからこそ、共助が届く
 共助では届かないところに、公助がある

「あきらめ」から「希望」へ
 自助意識を持つことが周囲を助けます。
 特に災害時に配慮が必要な人は事前に自分の状況を周囲に発信しましょう。

(参考)「合理的配慮」を知っていますか？

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より
<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>

- 合理的配慮とは？
 - 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものです。
 - 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、今後は、国や自治体だけでなく、民間企業など社会全体に適応されることとなります。



EQUALITY
 平等
 (一様に等しい)

EQUITY
 公正
 (偏りがなく正しい)

うちの子は障がいがあり、大勢が集まる場で大声を出すので、自宅は危険だけど避難はあきらめています。

障害を理由に災害時に安全を確保することができないとしたら、社会の側にその障壁を除去する義務があります。

そのための対応を検討することは、特別扱いではありません。地域や行政と話し合っ解決策を検討していきましょう。

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

自宅の災害危険性に応じたワーク
 <洪水・土砂災害・津波(イメージワーク)>

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう Aさんの場合

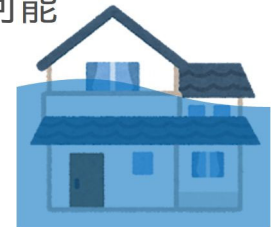
- 88歳女性、独居（ペットあり）
- 古い木造戸建住宅（平屋）に居住
- 歩行困難（ゆっくり）、難聴
- 区分：75歳以上の要介護2
- 市内に住む長男（夜間警備員）が週2回午後のみ来訪
- 長男も精神疾患があり、避難支援できない場合がある
- 通所リハビリ週1回、介護ヘルパー週2回来訪
- 地域に顔見知りはいるものの交友関係が少なく、自治会とも接点がないが、隣人のYさん（74歳女性、独居、要支援1）とは時々お茶をする仲
- 洪水：想定浸水深0.5～3m、土砂：土砂災害警戒区域内
- 津波：なし



3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

Bさんの場合

- 19歳男性、家族と同居
- 木造戸建住宅に居住
- 人工呼吸器、経管栄養、吸引、言葉による意思疎通不可
- 区分：障がい者手帳1級（肢体不自由）、療育手帳A
- 父（産婦人科医、43歳）、母（専業主婦、41歳）、長女（高校2年）、次女（中学1年）、次男（発達障がい、特別支援小学部1年）、三男（次男の双子、同じ）
- 訪問看護・居宅介護が週7回来訪
- 母は子どもの学校関係（他町内）の友人が豊富だが、近隣・地域は挨拶程度で、民生委員は引っ越してきた後に1度来たきり
- 父は勤務先で出産があると避難支援の対応不可能
- 洪水：想定浸水深3～5m、土砂：なし
- 津波：想定浸水深0.3～1.5m



洪水

津波

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

Cさんの場合

- 78歳女性、高齢夫婦
- 賃貸アパート2階に居住
- 軽度の認知症（言動を繰り返す程度）
- 区分：75歳以上の要介護1
- 夫（82歳）は胃がん全摘出手術後の経過観察中だが、基本的には元気
- 近所に住む長女（事務職、小学生の子2人、シングルマザー）がほぼ毎夕来訪
- 通所サービス週2回
- 最近長女宅の近くに引っ越したばかりで近所付き合いはなく、自治会未加入だが、長女は自治会に加入しており、民生委員に平時の見守りを相談中
- 洪水：想定浸水深0.5～3m
- ・家屋倒壊等（氾濫流）、土砂：なし
- 津波：なし

浸水・
氾濫流

3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

Dさんの場合

- 70歳男性、長男一家と同居
- 木造2階建て住宅（普段は1階）に居住
- 立ち上がり・歩行困難（車いす）、弱視
- 区分：要介護3
- 長男（40歳、会社員）、長男の妻（33歳、パート）、孫（5歳・2歳、保育園）
- 通所リハビリ週2回、介護ヘルパー週1回来訪、その他は長男の妻が介護しているが、日中独居になる場合もある（半日未満）
- 1年前に呼び寄せられて住み始めたため、同じ階の住民は顔見知り程度
- 長男一家としてマンション管理組合・自治会に加入
- 洪水：想定浸水深0.5～3m、浸水継続時間12時間未満、土砂：なし
- 津波：なし



3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

Eさんの場合

- 30歳男性 同居する母親（63）は入院中
- 木造2階建て住宅に居住
- 2年前に仕事中（製造業）の事故で両手の指を切断、日常生活は自力で可能
- 区分：肢体不自由2級
- 平日は工場で勤務し、日中は自宅にいない
- 隣の町に住む姉（看護師、子ども2人）とは時々連絡をとるが、顔を合わせることはあまりない
- 生まれた時から住んでいる町で、母親は近隣に友人が多いが、本人は挨拶をする程度で自治会との関わりもない
- 洪水：想定浸水深0.5～3m、浸水継続時間12時間未満、土砂：なし
- 津波：なし



3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

自宅の災害危険性に応じたワーク

<洪水（マップを用いたワーク）>

要支援者Aさんはこんな人

Aさんはこんな人

- 88歳女性、独居（ペットあり）
- 古い木造戸建住宅（平屋）に居住
- 歩行困難（杖あり、ゆっくり）、認知症（軽度）、難聴
- 要介護2
- 町外に住む長男（夜間警備員、車なし）が週2回午後のみ来訪
- 長男も精神疾患があり、避難支援できない場合がある
- 通所リハビリ週1回、介護ヘルパー週2回来訪
- 地域に顔見知りはいるものの交友関係が少なく、自治会や民生委員等とも接点がないが、隣人の山田さん（74歳女性、独居、要支援1）とは時々お茶をする仲



Aさん宅の災害危険性

- 洪水：0.5-3.0m（1階が浸水）
- 土砂：なし



Aさんの住んでいるまちはこんなところ



【演習①】ワークシート

(1) 大雨のとき、Aさんが困ることは？

(2) Aさんの避難計画案を考えてみましょう

避難先

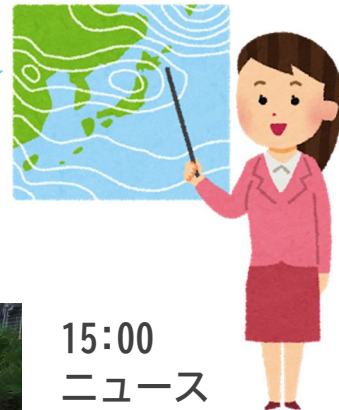
移動方法

支援者・役割

留意事項

大雨により災害発生のおそれが高まっています・・・

〇〇町に大雨警報が発表されました。明日の朝9時までに最大で200ミリの雨が降ることが予想されています。早めの避難を心掛けてください。



15:00
ニュース



(1) 大雨のとき、Aさんが困ることは？

Aさんはどんなことに困るでしょうか？黄色の付せんに書いて、共有します。

●●●をどうすればいいかわからない



話しながらここに貼りましょう

避難するときにどんな●●が必要か？

【演習3】ワークシート

(1) 大雨のとき、Aさんが困ることは？	(2) Aさんの避難計画を考えてみましょう
●●●をどうすればいいかわからない	避難先
避難するときにどんな●●が必要か？	移動方法
	支援者・役割
	留意事項

(2) Aさんの避難計画案を考えてみましょう

Aさんが無事に避難するために、どんな支援が必要ですか？

話し合いながら水色の付せんに書きます。

【演習1】ワークシート

(1) 大雨のとき、Aさんが困ることは？

●●●をどうすればいいかわからない

避難するときにどんな●●●が必要か？

(2) Aさんの避難計画案を考えてみましょう

避難先
指定避難所 (小学校)

移動方法

支援
話しながらここに貼りましょう

留意事項



- ✓ どこに (避難先・避難経路)
- ✓ どうやって (移動方法)
- ✓ 誰が (支援者・役割)
- ✓ 留意事項

階段のない道を通る

指定避難所 (小学校)

話し合いの内容の共有

それぞれの班で話し合ったことを
共有してみましょう

計画を作るのにどんな**情報**が必要でしたか？

いざというときに避難できるにはどんな**準備**が必要ですか？



様々な資源を生かして計画に整理しましょう！

平時にすることは？
(本人・地域・福祉・行政)

災害時にすることは？
(本人・地域・福祉・行政)



これから進める個別避難計画づくりの イメージができましたか？



3. ウォーミングアップ！考えてみましょう

自宅の災害危険性に応じたワーク
<地震（イメージワーク）>

6.地区の災害危険性の確認

地域のハザードマップ



6. 地区の災害危険性の確認 熊本県の災害危険性（地震）

熊本県における各断層帯の想定震度は、強いもので**震度5強～震度7**が予測されています。

<p>5強</p>  <p>〔震度5強〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物につかまらないうちを歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>6強</p>  <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p> <p>〔震度6強〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●はわないと動くことができない飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
<p>6弱</p>  <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p> <p>〔震度6弱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 	<p>7</p>  <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p> <p>〔震度7〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

気象庁「その震度 どんなゆれ？」（平成31年2月発行）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/kaikyuhyo/kaikyuhyo.pdf>

6. 地区の災害危険性の確認 地震が発生するとどんなことが起こるか

地震発生時の被災シナリオ

- 古い木造家屋等の**建物やブロック塀などが倒壊**
- 沿岸部や河川周辺で**液状化**が発生
- **停電、断水、都市ガスの供給停止**
- **急斜面などでがけ崩れ**が発生
- 家具の転倒等により屋内に**閉じ込め、けが**人等が発生
- **火災**が発生
- 電話が**不通／つながりにくくなる**
- 道路等の被害で**通行支障／渋滞**が発生
- **公共交通**が停止
- **店舗の営業**が停止
- **指定避難所等**が順次開設される
- **市外から帰宅できない人**がいる
- **支援物資**が届き**応急給水**が開始
- **一部で停電**が解消
- **地震（余震）**が続く

地震発生時の心構え／行動のポイント



天草市総合防災マップ p.7 に加筆
https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai_map/hondo/hondo_p07_08.pdf

6. 地区の災害危険性の確認

自宅での避難生活

自宅が安全であれば、自宅で被災生活を送ること（在宅避難）も考えましょう

在宅避難する際の留意点

✓ 地震（余震）が続くなかで安全に生活できることがまず第一です。

⇒ 倒れてきそうな家具や落ちてきそうなものがない、安全な部屋を確保しましょう。家具の固定はできていますか？

✓ 食料品や生活必需品などが手に入りにくくなります。また、水洗トイレは、下水管の状態が確認できるまでは使用できません。

⇒ 水や食料、生活必需品、トイレ、その他日常の暮らしに必要なものを多めに備えておきましょう。

✓ （指定避難所等の公的施設と比べて）情報が得られにくく、支援を求める声も届きにくく、急な変化などに対して公助が遅くなる場合があります。

⇒ 地域で要支援者の状況を把握し、助け合いの仕組みをつくりましょう。いざというときに機能するように、日頃からの見守りが大切です。



7. 災害時に心配なこと

災害が起こったときに**心配なこと**を話し合ってみましょう。

それは、どうしたら解決できるでしょうか？

①地震が起こったときに心配なこと

家の中の危険



停電・断水

②避難するときに心配なこと



移動の方法



避難のときの持ち物



③避難先／避難生活で心配なこと

食事のこと



身体のこと

2. 寝室や子ども、高齢者などの部屋には、倒れそうな家具を置かない
●倒れた家具により逃げ遅れる可能性があります。

3. 家具の転倒や落下を防止する対策をとる

- 転倒防止金具で、家具と壁を固定する。
- 重ね留め防止金具で、家具同士を固定する。
- 開放防止金具で、引き出しや扉が開かないようにする。
- 重いものは下に、軽いものは上に収納する。
- 家具の下に転倒防止板を挟む。
- 就寝場所に家具が倒れてこないようにする。

4. 出入り口や通路には物を置かない

- 家具の転倒で出入り口や通路をふさがれると、安全に避難できなくなります。
- 出入り口近くに倒れそうな家具を置かない。

天草市「地震ハザードマップ」
<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai/kiji0031650/index.html>

8. 安否確認・避難支援の方法

近隣や班、地域全体での安否確認や避難支援の方法・体制を考えましょう。

① 誰が、誰の安否を確認しますか？

誰が声をかけるか？

何かあったときの
連絡先は？

- 一人暮らしのお年寄りなどには気配りを
近所の一人暮らしのお年寄りや病気の方がいる場合は、声を掛け合って一緒に避難しましょう。



② 避難することになった場合、誰が、どうやって支援しますか？ 優先的に避難支援が必要な人はいますか？

■高齢者・病人

- ・おんぶ(または担架、リアカーなど)を利用して安全な場所まで避難する。
- ・複数の介助者で対応する。



■目の不自由な方

- ・声をかけ、情報を伝える。
- ・誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩手前をゆっくり歩く。



■車いすを利用している方

- ・階段では2人以上が必要。
- ・上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- ・介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おんぶして避難する。



■耳の不自由な方

- ・話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。



天草市総合防災マップ p.3~4
https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai_map/hondo/hondo_p03_04.pdf

話し合いの内容の共有

それぞれの班で決まったことを
共有してみましょう



地域調整会議 議事次第

日時：令和 年 月 日（ ）：～
場所：

1. 挨拶・趣旨説明及び関係者紹介
 - ✓ 地区代表挨拶
 - ✓ 県・市区町村挨拶

2. 調整会議の内容説明
 - ✓ 個別避難計画制度のふりかえり
 - ✓ 対象災害の確認（地区特性の確認）

3. 計画作成
 - ✓ 要支援者の個別避難計画作成
（様式3-2 チェックリスト①または②活用）

4. 質疑応答・意見交換
 - ✓ 今後の取組み予定について

5. 閉会
 - ✓ 事務連絡等

チェックリスト①

災害時に心配なこと		表
①災害が起こったときに心配なこと		_____ さん
<input type="checkbox"/> 自宅建物が古くて危険 <input type="checkbox"/> 自宅・自宅付近が水に浸かる可能性がある <input type="checkbox"/> 家具が倒れたりガラスが飛散したりして危険 <input type="checkbox"/> 食料や水、生活必需品などの備えが十分でない <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認できない（連絡方法がない） <input type="checkbox"/> 被災後の片付けが大変 <input type="checkbox"/> 介護ヘルパーや医師が来られないと生活できない <input type="checkbox"/> 薬がきれると状態が悪化してしまう <input type="checkbox"/> その他	→どのようにするか（解決方法）	
②避難するときに心配なこと		
<input type="checkbox"/> 階段の上り下りが難しい <input type="checkbox"/> 夜間の避難は難しい <input type="checkbox"/> 歩いて避難することは難しい <input type="checkbox"/> 車いすが必要だが自走できない <input type="checkbox"/> リフト付き福祉車両が必要 <input type="checkbox"/> 外出の準備に時間がかかる（ _____ 分程度） <input type="checkbox"/> その他	→どのようにするか（解決方法）	
③避難のタイミング		
<input type="checkbox"/> 大雨のときはいつ（どのタイミングで）避難するのか <input type="checkbox"/> 地震のときは何をするのか（支援内容につながる）	→どのようにするか（解決方法）	

裏	
④避難先／避難生活で心配なこと	
<input type="checkbox"/> 多くの人が集まる場所が苦手 <input type="checkbox"/> 電力等が不可欠な医療機器を使用している <input type="checkbox"/> 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない <input type="checkbox"/> 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない <input type="checkbox"/> ペットがいる（ ケージあり / なし） <input type="checkbox"/> その他	→どのようにするか（解決方法）
⑤そのほかに心配なこと	
<input type="checkbox"/> 電話の対応が難しい <input type="checkbox"/> 知らない人が来ると混乱する <input type="checkbox"/> 危険を察知しとるべき行動を判断できない <input type="checkbox"/> 自分の意志を伝えることができない <input type="checkbox"/> その他	→どのようにするか（解決方法）
⑥避難支援者の支援内容（支援者のすること）	⑦持ち出し品リスト（薬など）
<input type="checkbox"/> 安否を確認する <input type="checkbox"/> 一緒に避難策に行く（送り届ける） <input type="checkbox"/> 避難先でも支援をする（付き添い） <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>

チェックリスト②

Q-「個別避難計画」とは？

A-「個別避難計画」とは、特定の「避難行動要支援者」について、災害が発生した際に円滑な支援を行えるよう、ひとり一人の「避難方法」や「避難場所」「誰が避難をサポートするか」等をあらかじめ決めておくものです。

計画作成対象者への聴き取りなどチェックリストを活用しながら記入していきましょう。

1-基本情報

●要支援者() 生年月日 (. .)
住所() 年齢()歳

●支援者() 続柄() 例:隣人・民生委員・子

●支援者() 続柄() 例:隣人・民生委員・子

●支援者() 続柄() 例:隣人・民生委員・子

2-自宅の災害危険性と事前避難の必要性について

ハザードマップなどを確認し、自宅(要支援者)がどのようなリスクのある箇所かを把握しましょう。

.....
.....
.....
.....
.....

3-要支援者の災害時の課題と現状の備え(避難支援の際の留意点)

<判断・意思疎通に関すること(連絡する時の留意点)>

- 電話の対応は難しい
- 知らない人が来ると混乱する
- 危険を察知しとるべき行動を判断できない
- 自分の意志を伝えることができない

.....
.....
.....
.....
.....

<移動に関すること(避難する時の留意点)>

※避難する時の必要な支援を聞きましょう。

- 階段の上り下りが難しい
- 夜間の避難は難しい
- 歩いて避難することは難しい
- 車いすが必要だが自走できない
- リフト付き福祉車両が必要
- 外出の準備に時間がかかる(分程度)

.....

.....

.....

.....

.....

<避難生活に関すること(避難先での留意点)>

※避難(所)生活時の必要な支援を聞きましょう。

- 多くの人が集まる場所が苦手
- 電力等が不可欠な医療機器を使用している
- 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
- 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
- ペットがいる(ケージあり / なし)

.....

.....

.....

.....

.....

～すこし休憩しましょう～

4-避難支援者の支援内容(支援者は何を支援するのか)

- 安否を確認する
- 一緒に避難先に行く
- 避難先で支援をする
- その他の支援()

.....

.....

.....

.....

5-避難のタイミングについてお互いに確認しましょう。

- 大雨のときはいつ(どのタイミングで)避難するのか
(浸水想定区域内 ・ 区域外)
- 地震のときは何をするのか(支援内容にもつながる)

.....

.....

.....

.....

6-福祉台帳(個別避難計画)の確認をしましょう。

- 避難場所の確認について(自主避難所の確認)
- 自宅から自主避難所まで(もしくは指定避難所)の避難経路図について
- その他(薬などの持ち物リスト)について

.....

.....

.....

.....

7-自由記入欄

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for free text entry. The box is centered on the page and occupies most of the vertical space below the header.

個別避難計画 避難訓練 企画案

【概要】

日時： 年 月 日 () : ~ :

場所：

参加者： 名

会場形式：班ごとのグループ形式

目的：① 地震の発生を想定した避難訓練を通して、個別避難計画の内容を検証する

② まちあるきを通して地区の危険箇所等を確認し、福祉防災マップ（案）を作成する

【プログラム】

時間	所要時間	内容	資料	形式	担当
: :	30分	※会場設営、配置・流れの確認 ※各自準備、配置につく	企画案	-	関係者
: :	30分	①避難訓練<往路> 支援者が要支援者宅を訪問し、安否確認、避難準備のうえ、安全な経路を選択しながら会場に避難する ※会場到着後、避難に要した時間を記録	-	各自	-
: :	15分	②避難訓練の振り返り 主に要支援者が、要支援者宅内、避難時の持ち物、避難経路、その他の不安な点や気づいたことなどを班で共有し、必要に応じて計画を修正する	ワークシート 個別避難計画	グループ	進行役
: :	15分	③まちあるき<復路> 要支援者及び支援者は、避難経路を歩いて危険箇所や地域資源（地震・風水害）を確認し、支援者は要支援者を自宅に送り届けて公民館に戻る	まちあるき用マップ	各自	-
: :	20分	④福祉防災マップ（案）の作成 支援者及び地区役員等は、避難訓練及びまちあるきを振り返り、班ごとにハザードマップに危険箇所の情報や支援の流れ、避難経路等を書き込む	まちあるき用マップ ワークシート ハザードマップ	グループ	進行役
: :	10分	⑤今後の進め方に関する協議 支援者及び地区役員等は、今後、地区として検討が必要な対策や取組等について意見交換を行う	白紙	全体	進行役
: :	-	⑥閉会	-	全体	代表者

【準備】 道具・資料（★は市町村にご用意いただきたいもの）

各班：★ハザードマップ（A0版、3班分、要支援者宅にマーク）、

★個別避難計画、付箋、シール、ペン

個人：★まちあるき用マップ（A4版、要支援者宅～公民館が入った白地図）、

ワークシート（A4版）、クリップボード（A4版）、ペン、白紙

避難訓練シナリオ（簡易版）

要支援者 (支援が必要な人)		支援者 (支援する人)	
-------------------	--	----------------	--

	目安時刻 時 分	実際の時刻 時 分	イメージ
災害発生	※この時刻を目途に行動開始 をお願いします。		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報が入る。 ・自身や家族の安全等を確認し、避難の準備。
要支援者宅 訪問	時 分	時 分	<p>【訪問した実際の時刻を記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者宅を訪問。 ・「大丈夫ですか？」等と要支援者の体調を確認。 ・「一緒に避難しましょう。」等と声かけし、避難の準備を促す。
避難開始 (出発)	時 分	時 分	<p>【出発した実際の時刻を記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の準備ができれば、会場(避難先)への避難を開始。
避難			<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援を行う。 ・実際の避難ルートを実別紙「個別避難計画(裏面は地図)」に記録。 ・避難ルート上で、大雨や夜間等もイメージしながら、危険な箇所や気になる箇所があれば、「個別避難計画」に印などを記録。 <p>※避難支援を優先し、詳細な記録は到着後でも構いません。</p>
避難先 到着	時 分	時 分	<p>【到着した実際の時刻を記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先に到着したら、避難ルートや気になる箇所を「個別避難計画」に記録。 ・記録を終えたら、この用紙と「個別避難計画」を区長に提出してください。

※別紙「個別避難計画(裏面は地図)」は、避難訓練後に回収します。

避難訓練の振り返りシート

避難した方 _____ 付き添い _____ 班

①避難準備について

- ・(想定)の地震が起きたあと、自宅を出るまでに何をしましたか？

- ・何を持って避難しましたか？3日留まるとしたら足りないものはないですか？

②避難経路について

- ・公民館までの道で、危険を感じる場所などありましたか？

☞ マップの該当箇所に書き込んでください

③その他全般

- ・地震が起きるのが強い雨の日や、夜間、路面が凍結するような寒い日だったら、不安なことはありますか？

- ・訓練を通して気づいたことや感じたこと、気になったこと、困りそうなこと、これからしたいと思ったことなどを教えてください。

今後の進め方会議 議事次第

日時：令和 年 月 日（ ）：～

場所：

1. 開会
2. 代表者あいさつ
3. 協議
 - ✓ 避難訓練を実施して良かった点について
 - ✓ 避難訓練を実施して感じた課題について
4. 今後の進め方について

(本日の会議の目的は。。。)

- 月 日に開催した避難訓練を実施して、それぞれのグループまたは個人で課題や検討した方がよい点について共有します。
- 個別避難計画の作成（見直し）について、今後どのように進めていけばよいか協議を行い、共通認識とします。

同意書（様式：山鹿市提供）

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意・不同意確認書

①②③のいずれかに記入の上、同封の返信用封筒に入れて投函してください。

山鹿市長あて

①同意する

私は、この紙に書かれている情報について、上記の情報提供先へ提供することに

同意します

※同意する場合はチェック☑して下記に記入し、必ず右欄の
枠内に必要事項を記入してください。

※同意されても、避難支援等がなされることが保証されるものではありません。

※避難支援等関係者は避難支援等に関し、法的な責任や義務を負うものではありません。

※同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。

②同意しない

私は、この紙に印字されている情報について、上記の情報提供先へ提供することに

同意しません ※同意しない場合はチェック☑してください。



【理由】※該当理由にチェック☑してください。複数にチェック☑していただいて構いません。

- 個人情報の提供に抵抗感があるから 家族などの支援が得られるから
 その他

記入は以上です(右欄に記入する必要はありません)

③施設入所等

当てはまる場合は、避難行動要支援者名簿の対象外となります。

※該当する場合はチェック☑してください。

- グループホーム・介護施設等に入所、病院に長期入院している。
 サービス付き高齢者向け住宅に住んでいる。

記入は以上です(右欄に記入する必要はありません)

【重要】

私は、日常的な見守り活動、緊急時・災害時における安否確認や避難支援を目的として、市が保有する避難行動要
 支援者の状況(要介護度、障害等級など)に記載した内容について、警察、消防、区長、民生委員・児童委員、お住まい
 の自主防災組織、山鹿市社会福祉協議会等に情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

ご本人様署名(自署の場合押印の必要はありません)

(代筆の場合)

代筆者

(ご本人との続柄)

()

要支援者 本人情報	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所		TEL	自宅 携帯
同居家族	有 ・ 無 ※どちらかに○を記入してください。			
緊急時の家族等の連絡先(本人情報と同様に外部提供されることに同意を得た上で記入してください。)				
緊急時の 連絡先①	フリガナ		続柄	住所
	氏名			TEL 自宅 携帯
緊急時の 連絡先②	フリガナ		続柄	住所
	氏名			TEL 自宅 携帯
避難支援協力者(災害時に支援してもらえらるご近所等の方を、その方の同意を得てから、記入してください。)				
避難支援 協力者①	フリガナ		続柄	住所
	氏名			TEL 自宅 携帯
避難支援 協力者②	フリガナ		続柄	住所
	氏名			TEL 自宅 携帯
身体 の 状況	かかりつけ病院		電話	
	居宅介護支援事業所/相 談支援事業所 (ケアマネ・相談支援員)		電話	
避難支援を必要とする理由				
(該当する番号に○を記入してください。)				
1 寝たきり 2 移動に時間がかかる 3 視覚に障害がある				
4 聴覚に障害がある 5 避難すべきか等の判断が困難				
6 その他()				
【特記事項】 配慮してほしいことや、必要な保健、医療、福祉サービス等を記入				
(例) 車イス必要など				

同意書（様式：山鹿市提供） 記入例

【重要】
私は、日常的な見守り活動、緊急時・災害時における安否確認や避難支援を目的として、市が保有する避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級など）に記載した内容について、警察、消防、区長、民生委員・児童委員、お住まいの自主防災組織、山鹿市社会福祉協議会等に情報を提供することに同意します。

令和3年8月30日
ご自身の署名（自署の場合押印の必要はありません）
ご自身の氏名をお願いします。
(代表者の場合)
代筆者

山鹿太郎 (ご本人との続柄)

フリガナ	ヤマガ タロウ	生年月日	昭和12年3月4日
氏名	山鹿太郎	自宅TEL	44-0000
住所	山鹿市山鹿〇〇番地	携帯	090-1111-0000
同居家族	有・無 ※どちらかに○を記入してください。		

緊急時の家族等の連絡先(本人情報と同様に外部提供されることにご同意をください)

フリガナ	ヤマガ イチロウ	続柄	山鹿市山鹿△△
氏名	山鹿一郎	自宅TEL	43-△△△△
住所	トウロウ ハナコ	携帯	090-3333-0000
氏名	燈籠花子	住所	山鹿市鹿本町〇〇
		自宅TEL	46-△△△△
		携帯	080-2222-0000

避難支援協力者(災害時に支援してもらえらるご近所の方を、その方の同意を得るから、記入してください。)

フリガナ	ムナカタ ジロウ	続柄	山鹿市山鹿〇〇
氏名	宗方二郎	自宅TEL	44-X X X X
住所	マツザカ サロウ	携帯	090-4444-X X X X
氏名	松坂三郎	住所	山鹿市山鹿〇〇
		自宅TEL	44-X X X X
		携帯	080-1111-〇〇〇〇

身体的状況

かかりつけ病院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話	43-〇〇△×〇
居宅介護支援事業所/相談支援事業所(ケアマネ・福祉支援員)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話	44-〇〇△△

避難支援を必要とする理由
(該当する番号に○を記入してください。)
1 寝たきり
2 移動に時間がかかる
3 視覚に障害がある
4 建築に障害がある
5 避難すべき等の判断が困難
6 その他

【特記事項】 配慮してほしいことや、必要な保健、医療、福祉サービス等を記入
(例) 車イスが必要など

月・水・金は〇〇〇〇円サービスに行っています。

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意・不同意確認書

山鹿市長あて

①②③のいずれかに記入の上、同封の返信用封筒に入れて投函してください。

①同意する
私は、この紙に記載されている情報について、上記の情報提供先へ提供することに同意します
 同意します

※同意する場合はチェック印して下記に記入し、必ず右欄の枠内に必要事項を記入してください。

※同意されても、避難支援等がなされることが保証されるものではありません。
※避難支援等関係者は避難支援等に関し、法的な責任や義務を負うものではありません。
※同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。

②同意しない
私は、この紙に印字されている情報について、上記の情報提供先へ提供することに同意しません ※同意しない場合はチェック印してください。

(理由) ※後当理由にチェック印してください。複数にチェック印していただいても構いません
 個人情報提供に抵抗感があるから
 その他

記入は以上です(右欄に記入する必要はありません)

③施設入所等
当該施設入所等の場合は、避難行動要支援者名簿の対象となる場合はチェック印してください。
 グループホーム・介護施設等に入所、病院に長期入院している。
 サービス付き高齢者向け住宅に住民である。

記入は以上です(右欄に記入する必要はありません)

「②同意しない」「③施設入所等」にチェックされた方は以上で記入は終わりです。

いずれかに☑を記入してください。

ご自身の電話番号を記入してください。

緊急連絡先として家族の住所・電話番号等を記入してください。

本人情報と同様に外部提供されることをご家族の方に同意を得ようとして記入してください。

避難支援者の住所・電話番号等を記入してください。

本人情報と同様に外部提供されることを避難支援者に同意を得ようとして記入してください。

災害がおこった際に支援の参考にさせていただく情報です。かかりつけ病院や介護保険事業所・相談支援事業所等を記入してください。

支援を必要とする理由に○を記入してください。

その他、申し出が必要など何がありましたら、ご記入ください。

個別避難計画（様式：人吉市提供）

福祉台帳

手上げ・同意

■情報記載日 令和 年 月 日現在

No.

フリガナ	ヒトヨシ ハナコ		性別	女	生年月日	昭和7年7月23日	血液型	A
氏名	人吉 花子					87歳		
住所	〒868-0072 人吉市西間下町**番地*				行政区分	東間校区/西間下町		
電話	0966-**-****	携帯	080-****-****		対象区分	独居		
FAX	0966-2*-****		E-MAIL					
民生児童委員	花田 太郎		避難場所				避難時優先度	
医療保険			障害手帳			要介護度	緊急通報	無
世帯構成	①		続柄		備考			
	②		続柄		備考			
	③		続柄		備考			
拡張項目	<input type="checkbox"/> 車椅子使用 <input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援登録済 <input type="checkbox"/> SOSキーホルダー <input type="checkbox"/> 介護保険利用者 <input checked="" type="checkbox"/> ネットワークで特に見守り <input type="checkbox"/> 命のボタンを持っている							

緊急時の連絡先	①	人吉 花男	続柄	長男	電話	0966-**-****	FAX	
		〒868-0072 人吉市西間下町xxx番地x			携帯	090-****-****	E-MAIL	
協力員・団体など	①	花手 椿			電話	0966-**-****	FAX	
		(隣人)人吉市西間下町**番地**			携帯	090-****-****	E-MAIL	
	②	雉 次郎			電話	0966-**-****	FAX	
		(甥)人吉市西間上町*番地			携帯	090-****-****	E-MAIL	
居室介護支援事業所	③				電話		FAX	
		〇〇居宅介護支援事業所			電話	0966-**-****		
サロン		人吉市〇〇町〇番地			ケアマネ			
					開催場所			
					地区			

かかりつけ医療機関	〇〇病院	担当医		電話	
治療中疾病	高血圧、腰痛	使用薬・用量 服用上の注意	毎朝必ず飲む		
避難時に必要とする支援の内容	足が不自由				
特記事項	腰痛で外出があまりできない				

令和〇年〇月〇日現在

個別避難計画

No.	人吉 花子	性別 女	87歳	電話番号 0966-**-****	携帯番号 080-****-****
〒868-0002 人吉市西間下町**番地*				対象区分	独居
避難場所	西間下町公民館			行政区	西間下町/東町校区
医療機関	〇〇病院	0966-**-****		家屋図	
緊急連絡先	人吉 花男	0966-**-****			
	〇〇 〇〇	0966-**-****			
民生児童委員	民生 三郎	0966-**-****			
ネットワーク 協力員	花手 椿	0966-**-****			
	雉 次郎	0966-**-****			
災害支援 内容	足が不自由				

避難経路図

令和〇年〇月〇日現在

個別避難計画(追記作成)

1-基本情報

●要支援者： 生年月日： (歳)
住所：

●支援者： (続柄：)
●支援者： (続柄：)
●支援者： (続柄：)

2-自宅の災害危険性と事前避難の必要性について

ハザードマップなどを確認し、自宅(要支援者)がどのようなリスクのある箇所かを把握しましょう。

.....

.....

3-要支援者の災害時の課題と現状の備え(避難支援の際の留意点)

<判断・意思疎通に関すること(連絡する時の留意点)>

- 電話の対応は難しい
 - 知らない人が来ると混乱する
 - 危険を察知しとるべき行動を判断できない
 - 自分の意志を伝えることができない
-
-

<移動に関すること(避難する時の留意点)>

※避難する時の必要な支援を聞きましょう。

- 階段の上り下りが難しい
 - 夜間の避難は難しい
 - 歩いて避難することは難しい
 - 車いすが必要だが自走できない
 - リフト付き福祉車両が必要
 - 外出の準備に時間がかかる(分程度)
-
-

<避難生活に関すること(避難先での留意点)>

※避難(所)生活時の必要な支援を聞きましょう。

- 多くの人が集まる場所が苦手
- 電力等が不可欠な医療機器を使用している
- 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
- 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
- ペットがいる(ケージあり / なし)

4-避難支援者の支援内容(支援者は何を支援するのか)

- 安否を確認する
- 一緒に避難先に行く
- 避難先で支援をする
- その他の支援()

●留意事項

例) 避難は家族にお願いするが、確認など
電話で状況把握を行う。

5-避難のタイミングについてお互いに確認し合ひましょう。

- 大雨のときはいつ(どのタイミングで)避難するのか
(浸水想定区域内 ・ 区域外)
- 地震のときは何をするのか(支援内容にもつながる)

6-福祉台帳(個別避難計画)の確認をしましょう。

- 避難場所の確認について(自主避難所の確認)
- 自宅から自主避難所まで(もしくは指定避難所)の避難経路図について
- その他(薬などの持ち物リスト)について

7-その他

●留意事項

例) 夫婦ともに同居されているがお二人とも身体が弱い。
しかし、支援は可能だと思われる。
電話にて情報確認を行いたい。



人吉市北願成寺町地区防災計画

令和4年4月16日

北願成寺町内会

1 基本方針

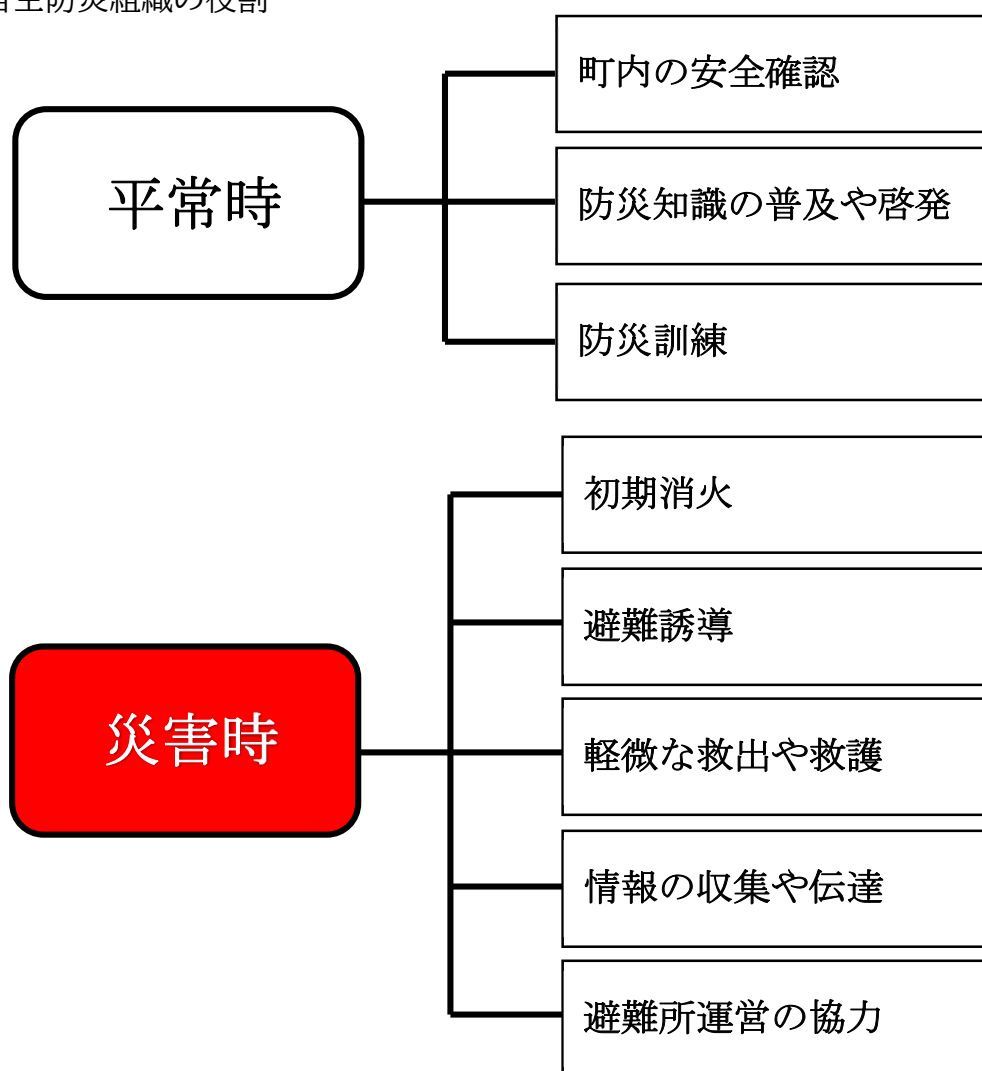
私たちは、令和2年7月豪雨を踏まえ、自然災害の脅威と共に、人的被害を含め未曾有の被害を経験しました。

このような大規模な災害では、交通網の寸断等で消防や警察などの防災機関が十分に活動できない状況にあります。このような時、最も頼れるものが「地域ぐるみの協力体制」だと思います。

今後も起こりうる自然災害等から、私たちの町を守るため、自分の身は自分で守る「自助」は勿論の事ですが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、町内の皆さんで助け合いながら、災害に強い町づくりを進めていきます。

この取組を計画的に推進するため、町内住民を主体とした自主防災組織を構築し、この規範としての、「北願成寺町地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図ると共に、災害時における、「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

★ 自主防災組織の役割



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

北願成寺町地区防災計画は下表の班を対象として定めます。

北願成寺町第1班	民生委員担当地域第1班
北願成寺町第2班	民生委員担当地域第2班
北願成寺町第3班	民生委員担当地域第3班
北願成寺町第4班	民生委員担当地域第4班
北願成寺町第5班	民生委員担当地域第5班

対象地区概略図（別添1）

(2) 計画策定主体

北願成寺町地区防災計画は、下表の各班により組織する。

団体名	所在地	
北願成寺町第1班	民生委員担当地域第1班	
北願成寺町第2班	民生委員担当地域第2班	
北願成寺町第3班	民生委員担当地域第3班	
北願成寺町第4班	民生委員担当地域第4班	
北願成寺町第5班	民生委員担当地域第5班	

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

- ・人吉市の東部に位置し、球磨川から離れた台地で工業団地が1か所あり商業施設は少なくほとんど住宅地区である。
- ・町内の南側をくま川鉄道が通り、九州自動車道が南北に通っている。
町内は、狭い路地が多く通っており、国道445号線、農免道路、市道瓦屋川村線が町内の幹線道路である。
- ・人口：2,280人（男1,75人・女1,205人） 世帯数：1,047
- ・人吉市で世帯数が多い町である、6.5歳以上の高齢者が32.5%(741人)と高齢化が進んでおり、独居者や高齢者夫妻が多く、災害時に支援を要する者が多い地区である。

【記載内容】

地区の自然特性（地形的な特徴）や社会特性（人口、面積、世帯数、高齢化率等）、また、地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載する。

(2) 予想される災害

- ・地区内に急傾斜地崩壊危険個所が3ヶ所あり、また、町内の地質はシラス土壌であり、台風や大雨による崩落被害
- ・浦田川の国道445号付近での氾濫による水害
- ・人吉盆地南縁断層が大畑町から湯前町まであり、町内住宅密集地で地震による家屋の倒壊や火災による被害
- ・住宅密集地での火災による類焼被害
- ・道路上の樹木の倒木等による通行不能及び車両等の被害

4 活動内容

(1) 平常時の取組

- ・防災知識の普及啓発
- ・地区の安全点検
室内の危険個所の点検・安全対策、転倒防止策などの検討
家具の設置場所の変更や転倒防止器具の取り付け
- ・防災用品の整備
防災資機材の日頃の点検や使い方の確認
各家庭での非常用備蓄品の啓発活動
- ・防災訓練

(2) 災害時の取組

- ・情報の収集伝達及び防災関係機関等への報告
- ・出火防止対策・初期消火活動及び火災の警戒
- ・避難の呼びかけ・避難者の確認及び安全な避難誘導
- ・軽微な救出・救助活動及び防災機関への協力
- ・炊き出し・物資配分の協力及び避難所生活の調整

(3) 避難行動要支援者への支援

- ・要支援者名簿を活用した支援の実施
- ・要支援者等への支援
要支援者の把握に努める
避難するときは、しっかり誘導する
日頃から積極的にコミュニケーションを図る
- ・要支援者ごとの支援体制の確立
5-(6)「避難行動要支援者への支援対応分担表」による支援
市営団地は団地ごとに支援

5 地区の防災対策

(1) 防災体制

組織名称等	地区の状況		
		世帯数：1,047	
	人口：2,280	男1,075	女1,205
	役員		電話番号
組織の体制	会長		
	副会長		
	情報班長		
	消火班長		
	避難誘導班長		
	救出救護班長		
	給食給水班長		
避難場所	施設名	管理者	電話番号
自主避難所	北願成寺町公民館		
	願成寺		
指定避難所	人吉東小		
	人吉高校		
	中小企業大学校人吉校		
避難経路			
緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	人吉市役所		
	人吉市防災安全課		
	人吉市水道局		
	人吉警察署		
	人吉下球磨消防組合		
	人吉地域医療センター		
	九州電力人吉営業所		
	九州電力送配電(株)〔停電配線設備関係〕		
	NTT		
その他特記事項			

(4) 関連施設

①医療機関

種別	名称	住所	電話番号
内科	願成寺ごんどう医院	願成寺町441-2	
内科・リハビリテーション科	人吉リハビリテーション病院	下新町359	

②要配慮者便利施設

種別	名称	住所	電話番号

③消防施設

種別	名称	住所	電話番号
消防詰所	第1分団第4部詰所	願成寺町	

(5) 防災資機材

保管場所	物資名	数量	備考
町内会事務所 住所：願成寺町946-5	防災用ヘルメット	5	
	防滴LED懐中電灯	5	
	サイレン付き防滴メガホン	1	
	ハンドメガホン	1	

(6) 避難行動要支援者への支援対応分担表

番号	防災地区班	町内班 (団地)	避難行動 要支援者名	年齢	①支援者名	②支援者名	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

(7) 地域版防災マップ

地区作成する防災マップ(別紙2)

- ・ 自主避難所
 - 北願成寺町公民館 (公)
 - 願成寺 (卍)
- ・ 指定避難所
 - 人吉東小学校 (文)
 - 人吉高校 (文)
 - (ヘリコプター発着予定地 (H))
 - 中小企業大学校 (大)
- ・ 第1分団第4部消防詰所 (Y)
- ・ 消火栓 11ヶ所 ●
- ・ 防火水槽 9ヶ所 (水)
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所 3ヶ所 (急) (避難経路→→→)
- ・ 願成寺ごんどう医院 (十)
- ・ 人吉リハビリテーション病院 (十)
- ・ 願成寺郵便局 (〒)

(8) 地区防災訓練の実施

北願成寺町内全域で下記防災訓練等を1年に1回11月に実施する。

- ・ 避難訓練 (避難行動要支援者の支援を含む)
- ・ 情報収集、伝達訓練
- ・ 応急訓練
- ・ 給食、給水訓練
- ・ 啓発活動
- ・ 資機材の点検

(9) 北願成寺地区防災タイムライン

① 台風・豪雨災害パターン

	気象情報	自主防災組織	住民	市役所
1	早期注意情報		気象情報の収集	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意情報 ・洪水注意報 ・氾濫注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員への連絡 ・住民に注意喚起 ・町内（地区）の状況確認 	非常用持ち出し品を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難発令準備 ・水防団待機準備
3	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部設置 ・被害・避難状況の全体把握 ・高齢者等の避難支援開始 	高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部設置準備・設置 ・高齢者等避難発令 ・避難所開設 ・消防団出動要請
4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民に避難呼びかけ、避難誘導と同時に避難開始 	一般住民の避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示発令
5	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 	最善の避難行動をとる		<ul style="list-style-type: none"> ・避難発生情報

② 地震パターン（震度6弱以上を想定）

		自主防災組織	住民	市役所
初動対応	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの安全確保 ・情報収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの安全確保 ・火元確認、出火防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置
	1時間迄	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・安否確認・被害情報収集 ・地区の見回り開始 ・要支援者支援 	避難所（一時避難所含む）へ避難	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線で住民へ注意喚起 ・被害情報調査 ・避難所開設準備
応急対応	6時間迄	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設準備 ・資機材の搬入・設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設
	1日迄	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の体調管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資搬送
	3日迄	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと連携開始 ・在宅避難者の把握と支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター開設 ・応急危険度判定

【有識者】

国立大学法人熊本大学 竹内 裕希子 教授

【協力団体等（敬称略、順不同）】

人吉市、自主防災組織（北願成寺町）
御船町、自主防災組織（西木倉地区）
高森町、横町区自主防災会
荒尾市、助丸区高齢者いきいきサロン
天草市、ほんどの森自治会
上の原みまもろう会

【制作】

熊本県
国土防災技術株式会社（業務委託）

【参考文献】

- ・ 災害対策基本法
- ・ 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」



©2010 熊本県くまモン

令和4年度（2022年度）避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業
「避難行動要支援者の個別避難計画 取組事例集」

【問い合わせ先】

熊本県健康福祉部 健康福祉政策課 地域支え合い支援室

TEL：096-333-2819 FAX：096-384-9870

Mail：sasaesai@pref.kumamoto.lg.jp